

生活保護に関する行政評価・監視
結果報告書

－自立支援プログラムを中心として－

平成 20 年 8 月

総務省行政評価局

前 書 き

近年の厳しい経済・雇用情勢等を背景に、被保護人員、保護率（人口千人当たりの被保護人員の割合）等は、平成7年度以降、増加・上昇を続けており、18年度は、被保護人員が約151万人（7年度：約88万人）、被保護世帯数が約108万世帯（7年度：約60万世帯）、保護率が11.8%（パーミル。7年度：7.0%）、生活保護費総額が約2兆7,000億円（7年度：約1兆5,000億円）となっている。

今日の国民生活を取り巻く状況は、現行の生活保護制度が成立した昭和25年頃の状況と比較して大きく変化しており、生活保護制度が国民の最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるためにはどのような制度の在り方や生活保護基準の水準が妥当であるかを検討するため、平成15年8月に厚生労働省の社会保障審議会福祉部会に生活保護制度の在り方に関する専門委員会が設置された。

同専門委員会では、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という制度見直しの基本的視点の下に検討が進められ、平成16年12月に①生活保護基準の在り方、②生活保護の制度・運用の在り方と自立支援、③生活保護制度の実施体制の三つを柱とする「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」が取りまとめられた。

これらのうち、生活保護基準については、順次見直しが行われており、生活保護制度の実施体制については、セーフティネット支援対策等補助金により地方公共団体の実施体制整備の支援が行われている。また、自立支援については、生活保護制度について、これまでの経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため、その具体的手段として自立支援プログラムの導入を推進していくこととされ、厚生労働省は、平成17年3月、都道府県等に対し、自立支援プログラムの導入の趣旨、策定の流れ及び運用方針を内容とする自立支援プログラムの基本方針を示しているが、被保護者の自立をより一層支援するためには、被保護者の抱える多様な課題に対応した幅広い自立支援プログラムの策定と実効性の確保が課題となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、生活保護行政の効果的かつ効率的な実施の観点から、特に、自立支援プログラムを中心に生活保護行政の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	被保護世帯の多様な課題に対応した自立支援プログラムの策定の促進	2
2	自立支援プログラムの実効性の確保	39
3	就労支援事業活用プログラムの効果的な実施	43
(1)	福祉事務所における支援の実施状況	43
(2)	被保護者に対するトライアル雇用事業の活用状況	47
(3)	ナビゲーターによる支援状況	48
4	その他	64
(1)	扶養義務調査の適切かつ効果的な実施	64
(2)	監査結果に基づく改善措置の確保	69
(3)	生活保護業務実施方針の的確な策定	79
(4)	生活保護担当職員の資質向上	89

図 表 目 次

第 2 行政評価・監視結果

1 被保護世帯の多様な課題に対応した自立支援プログラムの策定の促進

表1-①	生活保護に係る手続等	15
図1-①	被保護世帯数、被保護人員及び保護率の推移	15
図1-②	世帯類型別被保護世帯数の推移（平成7年度～18年度）	16
図1-③	平成7年度における被保護世帯数を100とした場合の 各年度における被保護世帯数の推移（平成7～18年度）	16
図1-④	平成11年度における被保護世帯数を100とした場合の 各年度における被保護世帯数の推移（平成11～18年度）	17
図1-⑤	全被保護世帯に占める世帯類型別被保護世帯の割合の 推移（平成7～18年度）	17
表1-②	平成17年度における自立支援プログラムの基本方針に 関する局長通知（抜粋）	18
表1-③	「自立支援プログラム導入のための手引（案）」 （抜粋）	20
表1-④	全国の福祉事務所設置地方公共団体における自立支援 プログラムの策定状況	22
表1-⑤	全国の福祉事務所設置地方公共団体における分野別の 自立支援プログラムの策定状況	22
表1-⑥	調査対象福祉事務所における自立支援プログラムの策 定状況（就労支援事業活用プログラムを除く）	23
事例表1	プログラムの策定が1分野のみの福祉事務所の例	32
表1-⑦	管内の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が所在す る都道府県平均よりも相当程度高く、高齢者世帯を主 な対象とするプログラムを策定することが望ましい例	34
表1-⑧	管内の被保護世帯に占める母子世帯の割合が所在する 都道府県平均よりも相当程度高く、母子世帯を主な対 象とするプログラムを策定することが望ましい例	34

表1-⑨	入院している被保護者に占める精神障害者の割合が所在する都道府県平均よりも相当程度高く、精神障害者を主な対象とするプログラムを策定することが望ましい例……………	35
表1-⑩	プログラムの未策定及び策定が一部の分野に偏っている主な理由……………	36
表1-⑪	調査対象74福祉事務所のうち自立阻害要因の類型化を実施しているとみられるもの（平成19年3月現在）……………	38

2 自立支援プログラムの実効性の確保

事例表2	プログラムの支援内容、手順等が明確化されていない例……………	41
------	--------------------------------	----

3 就労支援事業活用プログラムの効果的な実施

表3-(1)-①	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム（抜粋）……………	51
表3-(1)-②	全国の福祉事務所を設置する地方公共団体における就労支援事業活用プログラムの活用の状況……………	53
事例表3-(1)-①	就労支援事業活用プログラムを活用していないものの（5福祉事務所）……………	53
表3-(1)-③	就労支援事業活用プログラムによる就労実績……………	54
事例表3-(1)-②	就労支援事業活用プログラムによる支援開始者がいない例……………	54
表3-(2)-①	トライアル雇用事業実施要領（抜粋）……………	57
表3-(2)-②	就労支援事業活用プログラムによる支援を受けた被保護者のトライアル雇用事業の活用状況……………	58
表3-(2)-③	トライアル雇用事業の活用実績が低調となっている理由等……………	58
表3-(3)-①	「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」（抜粋）……………	59
表3-(3)-②	コーディネーター及びナビゲーターの業務内容等……………	60
表3-(3)-③	コーディネーター及びナビゲーターの一般的な勤務形態……………	60

表3-(3)-④	生活保護受給者等就労支援事業Q & A (抜粋) ……………	60
表3-(3)-⑤	コーディネーター及びナビゲーターによる支援実績……………	61
事例表3-(3)	コーディネーター又はナビゲーターの配置が適正とな っていない例……………	62

4 その他

(1) 扶養義務調査の適切かつ効果的な実施

表4-(1)-①	「生活保護法による保護の実施要領について」 (抜粋) ……	66
事例表4-(1)	扶養能力の確認が不十分なまま管外への扶養義務調査 を実施している例……………	67
表4-(1)-②	旅費執行額に比べ扶養義務者から得られた援助額が下 回っている25福祉事務所の状況……………	68

(2) 監査結果に基づく改善措置の確保

表4-(2)-①	厚生労働省・都道府県等が実施する監査……………	72
表4-(2)-②	厚生労働省及び都道府県が行う生活保護法施行事務に 関する監査に係る法律等 (抜粋) ……………	72
表4-(2)-③	都道府県等が行う生活保護法施行事務に関する実施要 綱 (抜粋) ……………	73
事例表4-(2)-①	都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福 祉事務所の措置状況を確認しているもの……………	74
事例表4-(2)-②	都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福 祉事務所の措置状況を確認していないため、指示 事項に対する是正改善が不十分なもの……………	74
事例表4-(2)-③	都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福 祉事務所の措置状況を確認していないため、指示 事項に対する是正改善が不十分なもの……………	76
事例表4-(2)-④	都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福 祉事務所の措置状況を確認していないため、当省 調査時においても、指示事項に対する是正改善が 不十分なもの……………	78

(3) 生活保護実施方針の的確な策定

表4-(3)-①	生活保護業務の実施方針策定に関する課長通知	82
表4-(3)-②	調査対象福祉事務所が策定している平成18年度の生活保護業務実施方針の内容の記載状況	84
事例表4-(3)-①-i	保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析結果に基づく取り組むべき事項が実施方針に盛り込まれていない例	85
事例表4-(3)-①-ii	前年度に監査で指摘を受けた事項についての要因の分析結果に基づく取り組むべき事項が実施方針に盛り込まれていない例	86
事例表4-(3)-①-iii	前年度に実施した業務の取組結果の評価・分析結果に基づく取り組むべき事項が実施方針に盛り込まれていない例	87
事例表4-(3)-①-iv	3事項とも盛り込まれていない福祉事務所の例	87
事例表4-(3)-②	プログラムの導入等に関する事項が盛り込まれていない福祉事務所の例	88

(4) 生活保護担当職員の資質向上

表4-(4)-①	「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」の主な内容	93
表4-(4)-②	全国ケースワーカー数及び査察指導員数等（平成7年度、12年度、15～18年度）	93
表4-(4)-③	調査対象69福祉事務所におけるケースワーカー数及び査察指導員数（平成15～18年度）	93
事例表4-(4)-①	生活保護業務経験年数の少ないケースワーカーの割合が高い福祉事務所の例	94
事例表4-(4)-②	生活保護業務経験年数の少ない査察指導員の割合が高い福祉事務所の例	94
表4-(4)-④	厚生労働大臣の指定する科目（34科目）	95

表4-(4)-⑤	3科目主事の資質向上について、厚生労働省が発出した通知	95
表4-(4)-⑥	主体的に参加できる研修を実施していない都道府県等が実施する研修内容等（平成18年度）	96

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、生活保護行政の効果的かつ効率的な実施の観点から、特に、自立支援プログラムを中心に生活保護行政の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（20）、市区（55）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 12事務所（岩手、福島、神奈川、長野、富山、岐阜、福井、京都、岡山、高知、熊本、宮崎）

4 調査実施時期

平成18年12月～20年7月

第2 行政評価・監視結果

1 被保護世帯の多様な課題に対応した自立支援プログラムの策定の促進

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(1) 生活保護の概要及び近年の生活保護の動向 (生活保護の目的)</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（第1条）。</p> <p>(生活保護に係る事務の実施主体)</p> <p>生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長が行わなければならないとされており（生活保護法第19条第1項）、また、生活保護に係る事務の全部又は一部は、保護の実施機関の管理に属する行政庁（福祉事務所）に委任することができる（同条第4項）。</p> <p>福祉事務所については、社会福祉法に基づき、都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は条例で設置しなければならないとされ（第14条第1項）、町村は条例で設置できるとされている（同条第3項）。また、福祉事務所の所管区域は、市及び福祉事務所を設置する町村にあってはその区域とされ、都道府県にあってはその区域のうち市及び福祉事務所を設置する町村を除いた区域とされている（社会福祉法第14条第2項及び第3項）。</p> <p>福祉事務所（注1）には、社会福祉法に基づき、現業事務（注2）の指導監督を行う所員（以下「査察指導員」という。）、現業事務を行う所員（以下「ケースワーカー」という。）等を配置しなければならないとされている（第15条第1項）。</p> <p>（注1） 平成18年度における全国の福祉事務所は1,233か所であり、設置主体別の内訳は、都道府県設置が246か所、市設置が979か所、町村設置が8か所となっている。</p> <p>（注2） 援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務（社会福祉法第15条第4項）。</p> <p>(被保護人員、保護率、被保護世帯数等の動向)</p> <p>生活保護の被保護人員（注1）、保護率（注2）、被保護世帯数（注3）について、近年の動向をみると、被保護人員は、昭和50年度には約135万人であったものが59年度には約147万人に増加したが、平成7年度には約88万人に減少し、その後は増加傾向が続き18年度には約151万人となっている。保護率は昭和50年度以降12%台でほぼ横ばいであったが、平成7年度には7%に低下し、その後は上昇し18年度は11.8%となっている。被保護世帯数も昭和50年度には約71万世帯であったものが平成7年度には約60万世帯まで減少したが、17年度には100万世帯を超え、18年度には約108万世帯と7年度の約1.8倍になっている。</p> <p>（注1） 保護停止中の人員を含む。</p> <p>（注2） 人口に対する被保護人員の割合であり、人口1,000人当たりの被保護人員を‰（パーミル）で表す。</p> <p>（注3） 保護停止中の世帯を含む。</p>	<p>表1-①</p> <p>図1-①</p>

(被保護世帯の類型別の保護の動向)

厚生労働省は、被保護世帯を①「高齢者世帯」、②「母子世帯」、③「障害者世帯」、④「傷病者世帯」及び⑤「その他の世帯」の五つの類型(注)に分けて、保護の動向を分析している。

被保護世帯の類型別の保護の動向をみると、次表のとおり、平成7年度以降全体の増加を反映して各類型とも増加しているが、特に増加の割合が大きいのが「その他の世帯」であり、次いで「高齢者世帯」、「母子世帯」となっている。

図1-②
図1-③
図1-④
図1-⑤

表 世帯類型別被保護世帯の年次推移(1か月平均)

区分	平成7年度		11年度		18年度	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
高齢者世帯	254,292	(42.3)	315,933	(44.9)	473,838	(44.1)
母子世帯	52,373	(8.7)	58,435	(8.3)	92,609	(8.6)
障害者世帯	252,688	(42.0)	70,778	(10.1)	125,187	(11.7)
傷病者世帯			207,742	(29.5)	272,170	(25.3)
その他の世帯	41,627	(6.9)	50,184	(7.1)	109,847	(10.2)
総数	600,980	(100)	703,072	(100)	1,073,651	(100)

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 保護停止中の世帯を含まない。
 3 ()内は、全体に占める割合。割合については、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が100%とならない場合がある。
 4 障害者世帯と傷病者世帯は、平成11年度から分けて公表されている。

これら増加が大きい世帯類型における保護の動向は、以下のとおりである。

- ① 「高齢者世帯」は、高齢化社会が進展していることから、平成7年度に約25万世帯であったものが、18年度には約47万世帯へと約1.9倍に増加している。
- ② 「母子世帯」は、平成7年度に約5万世帯であったものが、18年度には約9万世帯へと約1.8倍に増加している。
- ③ 「その他の世帯」は、稼働年齢層が多いと見込まれる世帯であり、その数は、i)平成17年度に「高齢者世帯」及び「母子世帯」の定義が変更され、新たに「その他の世帯」となった世帯があること、ii)経済雇用情勢が長く低迷していることから、7年度の約4万世帯から18年度には約11万世帯へと約2.8倍に増加している。

(注) ①「高齢者世帯」は、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくはこれらに18歳未満の者が加わった世帯、②「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子のみで構成されている世帯、③「障害者世帯」は、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯、④「傷病者世帯」は、世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯又は世帯主が傷病のために働けない者である世帯、⑤「その他の世帯」は、上記①から④のいずれにも該当しない世帯である。

なお、平成10年度以前は、障害者世帯と傷病者世帯を分けておらず、これら世帯を合わせた「障害・傷病者世帯」としていた。

勸告	説明図表番号
<p>(2) 自立支援プログラムの導入経緯 (背景事情)</p> <p>「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」(平成 15 年 6 月 16 日 社会保障審議会)において、「生活保護については、他の社会保障制度との関係や雇用施策との連携などにも留意しつつ、今後、その在り方についてより専門的に検討していく必要がある」とされたことなどから、平成 15 年 8 月に社会保障審議会福祉部会に設置された生活保護制度の在り方に関する専門委員会において、生活保護制度全般について検討が行われ、16 年 12 月、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(以下「専門委員会報告」という。)が取りまとめられた。</p> <p>専門委員会報告では、近年の生活保護の動向について、①保護率の上昇と被保護世帯の特性の変化について、i)平成 7 年度以降、保護率は急激に上昇し、15 年度には 10.5% となって、第 2 次石油危機時(昭和 54 年から 58 年まで)の水準に近づいている、ii)世帯類型別では、高齢化の影響により「高齢者世帯」、特に高齢単身世帯が増加しているほか、「母子世帯」や障害や傷病のない「その他の世帯」も増加している、②被保護世帯が抱える問題の多様化等について、i)今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV(家庭内暴力)、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な問題を抱えている、ii)被保護者には、稼働能力があっても、就労経験が乏しく、不安定な職業経験しかない場合が少なくないことが就労への不安を生じさせ、また雇用の機会を狭めるなど、就労に当たっての一つの障害となっている、iii)受給期間が長期にわたり、自立が困難となっている世帯が少なくない、iv)地方自治体における生活保護担当職員の不足数が近年大幅に増加しており、査察指導員のうちケースワーカーの経験がない者が 4 分の 1 以上を占めるなど、職員の量的確保や質的充足の面において、地方自治体の実施体制上の問題もみられると分析されている。</p> <p>(自立支援プログラムの導入についての提言)</p> <p>このような分析を踏まえ、専門委員会報告では、生活保護制度を日本社会の最後のセーフティネット(安全網)として適切なものとするためには、①被保護世帯が抱える様々な問題に的確に対処するための「多様な対応」、②保護の長期化を防ぎ被保護世帯の自立を容易にするための「早期の対応」、③担当職員個人の経験や努力に依存せずに効率的で一貫した組織的取組を推進するための「システム的な対応」の三点を可能とし、経済的給付に加えて効果的な自立・就労支援策を実施する制度とすることが必要であり、このためには、被保護世帯と直接接している地方自治体が、被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独自性を生かして自立・就労支援のために活用すべき「自立支援プログラム」(以下「プログラム」という。)を策定し、これに基づいた支援を実施すべきであるとされた。</p> <p>(3) 自立支援プログラムの導入 (自立阻害要因等の類型化の必要性)</p> <p>厚生労働省は、専門委員会報告を踏まえ、プログラムの導入を推進し</p>	<p>表1-②</p>

勸告	説明図表番号
<p>し、プログラムによる自立支援に積極的に取り組むよう、プログラム導入の趣旨、プログラムの策定の流れ、プログラムの運用方針を示している。</p> <p>17年度基本方針において、プログラムとは、福祉事務所が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容と実施手順等を定め、これに基づき、個々の被保護者に対して必要な支援を組織的に実施するものであるとされており、プログラム策定の前段階として、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図ることが必要となっている。</p> <p>(幅広い自立支援プログラムの整備の必要性)</p> <p>また、17年度基本方針において、すべての被保護者は自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えていると考えられるため、プログラムは、①「経済自立」(就労等による経済的自立)のみならず、②「日常生活自立」(身体や精神の健康を回復維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること。)及び③「社会生活自立」(社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること。)を目指すものを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにする必要があるとされている。</p> <p>さらに、厚生労働省は、「自立支援プログラム導入のための手引(案)表1-③について」(平成17年3月31日付け社会・援護局保護課長事務連絡。以下「手引(案)」という。)により、都道府県等に対し、①プログラムの導入の趣旨、②プログラム策定の流れ、③プログラムによる支援の手順、④実施体制の整備等の福祉事務所がプログラムを策定し、運用するに当たって留意すべき事項や参考となると考えられる事項等を示している。その中で、経済自立分野について4例(①生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム、②福祉事務所における就労支援プログラム、③若年者就労支援プログラム、④精神障害者就労支援プログラム)、社会生活自立分野について1例(社会参加活動プログラム)、日常生活自立分野について6例(①日常生活意欲向上プログラム、②高齢者健康維持・向上プログラム、③生活習慣病患者健康管理プログラム、④精神障害者退院促進支援事業活用プログラム、⑤元ホームレス等居宅生活支援プログラム、⑥多重債務者等対策プログラム)の3分野について計11例のプログラムを示している。</p> <p>このうち、経済自立分野の「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム」(以下「就労支援事業活用プログラム」という。)は、平成17年度から公共職業安定所(以下「安定所」という。)において実施されている就労支援事業(安定所が福祉事務所と連携して、稼働能力や就労の意欲がある被保護者等に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を実施する事業)を福祉事務所におけるプログラムとして活用するものであり、すべての福祉事務所において活用可能なものである。このため、厚生労働省が、福祉事務所において直ちに同プログラムを実施できるよう、支援対象者の範囲、支援期間、支援の内容等を具体的に定めて都道府県等に対して示していることから、福祉事務所においては、同プログラムを改めて策定する必要はない。</p> <p>(自立支援プログラムの策定目標)</p> <p>厚生労働省は、17年度基本方針により、都道府県等に対し、平成17年度におけるプログラムの策定に関する目標として、①福祉事務所にお</p>	

いて被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握し、その状況を踏まえて優先的に対応が必要と判断される事項、あるいは地域の社会資源等に照らして早期に実施可能な事項から順に、対応するプログラムを積極的に整備すること、②既存の他法他施策を活用して幅広いプログラムを整備することを求めている。また、厚生労働省は、平成18年5月の全国福祉事務所長会議等を通じ、都道府県等に対し、18年度における目標として、すべての福祉事務所において就労支援事業活用プログラム以外のプログラムを少なくとも一つは策定するよう示している。

(4) 自立支援プログラムの効果

就労支援以外のプログラムによる効果について、調査対象とした都道府県(監査担当部局)の中には、高齢者の日常生活自立及び社会生活自立を支援する内容のプログラムを実施することについては、直接、保護の廃止には結び付かないものの、そのプログラムが有効に機能すれば、医療費、介護費が抑制されるとの意見を有しているものもみられる。

また、厚生労働省が平成17年度からプログラムの目玉として導入した就労支援事業活用プログラムによる就労実績は、後述3-(1)-ウ(45頁)のとおり、17年度は、支援開始者7,309人中就職者3,007人(就職率41.1%)であったが、18年度は、支援開始者(就労支援事業活用プログラムにより安定所に求職申込みを行った被保護者)9,129人中就職者5,535人(就職率60.6%)となっており、支援開始者数、就職者数及び就職率のいずれも増加している。

【調査結果】

福祉事務所においては、幅広くかつ管内の被保護者の状況に対応したプログラムの策定が求められている一方、限られた体制で必要なプログラムを一挙に策定することは困難を伴うが、プログラムの策定により、前述(2)(4頁)のとおり、これまでの担当職員個人の経験や努力に依存した対応でなく福祉事務所としての組織的な被保護世帯への対応が可能となるというメリットがあること、さらに、被保護世帯は様々な問題を抱えていることから、プログラムは、経済自立分野、日常生活自立分野及び社会生活自立分野の3分野にわたって幅広く、管内の被保護者の状況等を踏まえて策定することが望ましい。

全国におけるプログラムの策定は、下記アのとおり、一定程度進んでいる。しかし、今回、当省において厚生労働省が策定している就労支援事業活用プログラムを除くプログラムの策定状況について、20都道府県、55区市(注1)及び74福祉事務所(注2)を選定し調査したところ、下記イ～オのとおり、①3分野すべてについて全くプログラムが策定されていないものが2福祉事務所、②プログラムの策定分野が一部の分野に限られているものが65福祉事務所、③管内の被保護者の状況等を踏まえて策定することが望ましいプログラムが策定されていないものが18福祉事務所19プログラムあり、プログラムの策定を更に促進させる必要がみられた。

(注1) 調査対象とした都道府県及び市区は、保護率が全国平均より高いところ、低いところ、平均的なところから保護率を勘案して20都道府県、55区市(指定都市9、市区46)を選定した。都道府県の内訳は次のとおり。北海道、宮城県、岩手県、福島県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、富山県、岐阜県、大阪府、福井県、京都府、広島県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県。

(注2) 福祉事務所は、都道府県、指定都市及び市区の設置する福祉事務所からそれぞれ抽出し、また、プログラムの策定本数の多いところ、少ないところ等を勘案し各都道府県内で3ないし5の福祉事務所を選定した。

勸告	説明図表番号
<p>ア 全国における自立支援プログラムの策定状況</p> <p>厚生労働省が策定している就労支援事業活用プログラムを除くプログラムの全国における策定状況をみると、平成 17 年 12 月末には福祉事務所を設置する 828 都道府県等のうち 285 都道府県等(34.4%)において策定されていたが、19 年 3 月末には 860 都道府県等のうち 824 都道府県等(95.8%)において策定されており、プログラム数の合計は 2,119 となっている。その分野別の内訳をみると、経済自立分野が 860 (40.6%)、日常生活自立分野が 1,047 (49.4%)、社会生活自立分野が 212 (10.0%)となっている。</p> <p>このように経済自立分野及び日常生活自立分野が社会生活自立分野と比較して多いことについては、厚生労働省が、17年度基本方針により、都道府県等に対して、早期に実施可能なものから順にプログラムを整備するよう要請していたことから、福祉事務所においては、従前から取り組んでいた「就労支援」(経済自立分野)及び「長期入院患者退院支援」(日常生活自立分野)等の支援措置をプログラムとしたことによるものと考えられる。</p>	<p>表1-④ 表1-⑤</p>
<p>イ 調査対象福祉事務所における自立支援プログラムの策定状況</p> <p>今回、当省が、74福祉事務所におけるプログラムの策定状況について調査した結果、平成19年3月末で、74福祉事務所のうち72福祉事務所(97.3%)において計164プログラムが策定されており、残り2福祉事務所(2.7%)は、未策定となっている。</p> <p>プログラム未策定の2福祉事務所の状況は、以下のとおりである。</p> <p>i) Ga1 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 19.1%、被保護世帯 494 世帯、査察指導員 2 人、ケースワーカー 7 人)</p> <p>Ga1 福祉事務所は、平成 18 年度の体制が査察指導員の標準数 1 人に対して現員 2 人、ケースワーカーの標準数 7 人に対して現員 7 人と標準数を満たしている。同福祉事務所は、管内の被保護者の特徴として、高齢者世帯が約 5 割、傷病・障害者世帯が約 3 割を占めていることから、日常生活自立分野及び社会生活自立分野のプログラムを策定する必要があると認識しているとしている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、プログラムの策定に当たっては、自立支援のための職員(注)の配置等の体制整備が前提となるとして、プログラムが全く策定されていない。</p> <p>(注) 都道府県等が、福祉事務所における被保護者の自立支援を推進する体制の整備を図るため、就労を支援する職業相談の経験者等(「就労支援員」など)、日常生活自立を支援する保健師・精神保健福祉士等の専門的知識を有する者を専任の職員(非常勤職員等)として雇用するもので、厚生労働省のセーフティネット支援対策等事業による補助の対象となっている(補助率 10 割)。</p> <p>ii) Ad4 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 29.57%、被保護世帯 2,808 世帯、査察指導員 5 人、ケースワーカー 23 人)</p> <p>Ad4 福祉事務所は、平成 18 年度の体制が査察指導員の標準数 5 人に対して現員 5 人(充足率 100%)、ケースワーカーの標準数 35 人に対して現員 24 人(充足率 68.6%)、ケースワーカー業務の補助を行う非常勤職員 4 人となっており、ケースワーカー数が標準数を満たしていない。同福祉事務所では、自らプログラムを策定することは体制的に困難であるとして、プログラムが全く策定されていない。</p>	<p>表1-⑥</p>
<p>ウ 分野ごとの自立支援プログラムの策定状況</p> <p>プログラムは、前述のとおり経済自立分野、日常生活自立分野及び社会</p>	

勸告	説明図表番号
<p>生活自立分野の3分野すべてについて策定することが望ましい。</p> <p>しかし、プログラム未策定の2福祉事務所を除く72福祉事務所で策定されている164プログラムについて、自立分野及び福祉事務所ごとの策定状況を調査した結果、平成19年3月末で、経済自立分野のプログラムは59福祉事務所(81.9%)において86プログラム(52.4%)、日常生活自立分野は39福祉事務所(54.2%)において61プログラム(37.2%)、社会生活自立分野は13福祉事務所(18.1%)において17プログラム(10.4%)が策定されている。また、72福祉事務所のうち3分野すべてについてプログラムが策定されているものは7福祉事務所(9.7%)にとどまっており、2分野のみ策定されているものが25福祉事務所(34.7%)、1分野のみ策定されているものが40福祉事務所(55.6%)となっている。</p> <p>3分野すべてについてプログラムが策定されている例及び1分野のみ策定されている例は、以下のとおりである。</p> <p>① 3分野すべてについてプログラムが策定されている福祉事務所の例</p> <p>i) Fc3 福祉事務所(平成17年度:保護率43.4‰、被保護世帯4,953世帯、査察指導員7人、ケースワーカー52人、策定プログラム数3分野8プログラム)</p> <p>Fc3 福祉事務所では、平成19年3月末までに、経済自立分野のプログラム3、日常生活自立分野のプログラム3、社会生活自立分野のプログラム2と、3分野で計8プログラムが策定されている。</p> <p>同福祉事務所では、経済自立は日常生活自立及び社会生活自立の達成・維持を前提とする場合が多く、長期間生活保護を受けている場合や今まで働いた経験のない場合は、いきなり就労による経済自立を目指すプログラムに参加させることには無理があるため、被保護世帯の状況に応じた自立支援を行う必要があるとして、経済自立分野のプログラムのほかに、「日常生活意欲向上支援事業プログラム」等の日常生活自立分野のプログラム、清掃ボランティア活動などを内容とする「就労体験的ボランティア事業」等の社会生活自立分野のプログラムが策定されている。</p> <p>ii) Hd4 福祉事務所(平成17年度:保護率29.9‰、被保護世帯2,719世帯、査察指導員6人、ケースワーカー35人、策定プログラム数3分野12プログラム(Hd市本庁策定))</p> <p>Hd市では、市本庁がプログラムを一括して策定しており、平成19年3月末までに、経済自立分野のプログラム8、日常生活自立分野のプログラム1、社会生活自立分野のプログラム3と3分野で計12プログラムが策定されている。</p> <p>同市では、被保護世帯の状況や地域の社会資源を踏まえてプログラムを策定することを重点課題としており、母子世帯・若年層の被保護者を対象とする就労支援のほか、高齢者、身体障害者及び精神障害者のうち一般の就労が困難な者を対象に授産施設等を活用して社会生活自立に向けた支援、高校進学支援等を目的とするプログラムが策定されている。</p>	<p>前掲表1-⑥</p>
<p>② プログラムの策定が1分野のみの福祉事務所の例</p> <p>i) Eb2 福祉事務所(平成17年度:保護率15.61‰、被保護世帯3,535世帯、査察指導員5人、ケースワーカー45人、策定プログラム数1分野1プログラム)</p> <p>Eb2 福祉事務所では、被保護世帯が3,535世帯と多く、被保護世帯の態様は多様であると考えられるが、経済自立分野の「生活保護世帯就労促進事業プログラム」(平成17年4月策定)のみ策定されて</p>	<p>事例表1</p>

勸告	説明図表番号
<p>いる。</p> <p>同福祉事務所は、日常生活自立分野及び社会生活自立分野のプログラムについて、直接的に保護費の削減に結び付くものではなく、プログラムの策定及び実施により職員の業務負担が増えることも懸念されるとして、当面策定する予定はないとしている。</p> <p>ii) Sb2 福祉事務所 (平成 17 年度:保護率 13.7‰、被保護世帯 2,256 世帯、査察指導員 3 人、ケースワーカー 25 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム (Sb 市本庁策定))</p> <p>Sb 市は、同市本庁で管内 18 福祉事務所共通のプログラムを一括して策定している。Sb2 福祉事務所管内の被保護世帯は 2,256 世帯と多く、被保護世帯の態様は多様であると考えられる。</p> <p>しかし、同市では、就労による経済自立を目指したプログラムを優先的に実施することとしているとしており、平成 19 年 3 月末で、全福祉事務所共通の経済自立分野の「就労支援に関する個別支援プログラム」(17 年 8 月策定)のみ策定されている。</p> <p>iii) Jb2 福祉事務所 (平成 17 年度:保護率 3.06‰、被保護世帯 1,097 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 11 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム)</p> <p>Jb2 福祉事務所は、プログラムを策定するために被保護世帯の状況や自立阻害要因の類型化についての必要性を認識しているとしている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、厚生労働省から具体的な類型化の方法について示されていないことから、管内の被保護世帯数が 1,000 世帯以上に上っている上、自立阻害要因が複雑でその方法が分からないため、厚生労働省の手引(案)において示されている 11 プログラム例から策定しやすいものを選定したとして、日常生活自立分野の「生活習慣病の被保護者の健康管理に関する個別支援プログラム」のみが策定されている。</p> <p>iv) Td4 福祉事務所 (平成 17 年度:保護率 3.82‰、被保護世帯 363 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 5 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム)</p> <p>Td4 福祉事務所では、経済自立分野の「就労支援事業プログラム」のみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所は、当省の調査に対し、母子世帯において生活保護の世代間継承がみられるため、特に子に対する支援として学校や児童相談所等関係機関との連携を強化し、自立した生活に対する認識を向上させる必要があると考えているが、プログラムの策定・実施はケースワーカーの負担増加となると危惧しているとしている。</p> <p>また、同福祉事務所では、プログラムの策定・実施に関するケースワーカー等の負担軽減の観点から、厚生労働省に対し、類型ごとのプログラムの詳細なひな形を示して欲しいとの要望を有している。</p> <p>エ 管内の被保護者の状況等に対応した自立支援プログラムの策定状況</p> <p>当省が、74 福祉事務所において、管内の被保護者の状況等に対応したプログラムが策定されているかを調査した結果、以下のとおり、管内の被保護世帯の動向を分析し、①一般に稼働能力を有する者が少なく、日常生活面及び社会生活面での自立支援が必要であるとされている「高齢者世帯」が多いため、被保護者の健康維持・向上や社会参加に関するプログラムが策定されている福祉事務所、②就業に困難が伴うとされる「母子世</p>	

勸告	説明図表番号
<p>帯」の割合が高いため、母子家庭の母親の資格取得を目指すプログラムが策定されている福祉事務所、③管内の入院している被保護者に占める「精神障害者」の割合が高いが、症状が安定し退院が可能である精神障害者の退院や居宅生活における支援については医療機関等との連携を要することから、精神障害者の社会復帰の段階に応じたプログラムが策定されている福祉事務所等、管内の被保護者の状況等に対応したプログラムが策定されている例がみられた。</p> <p>そこで、「高齢者世帯」及び「母子世帯」についてはそれらの世帯の管内の被保護世帯に占める割合が、「精神障害者」については入院している被保護者のうち精神障害者の占める割合が、それぞれ当該福祉事務所の所在する都道府県の平均と比較して相当程度高い福祉事務所について、それらの動向に対応したプログラムが策定されているか調査した結果、これを策定することが望ましい福祉事務所が「高齢者世帯」については3福祉事務所、「母子世帯」については5福祉事務所、「精神障害者」については11福祉事務所の合わせて18福祉事務所19プログラム（「高齢者世帯」及び「精神障害者」それぞれについてプログラムを策定することが望ましい福祉事務所が1事務所）みられた。</p> <p>管内の被保護者の状況等を踏まえたプログラムが策定されているもの及び策定されていないものの主な例は以下のとおりである。</p> <p>① 管内の被保護者の状況等を踏まえたプログラムが策定されている例</p> <p>i) Sa1 福祉事務所(平成17年度:保護率5.4‰、被保護世帯237世帯、査察指導員1人、ケースワーカー4人、策定プログラム数3分野3プログラム)</p> <p>Sa1 福祉事務所は、管内の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合(平成17年度)が52.5%とS県の平均である41.6%を10.9ポイント上回っている。このため、同福祉事務所では、高齢者世帯割合の高さに著しい地域特性があるとして、高齢者世帯が健康で日常生活を送り、社会的絆を維持、回復することを目的として、平成18年4月に「高齢者生活安定事業プログラム」が策定されている。</p> <p>ii) Fc3 福祉事務所(平成17年度:保護率43.4‰、被保護世帯4,953世帯、査察指導員7人、ケースワーカー52人、策定プログラム数3分野8プログラム)</p> <p>Fc3 福祉事務所は、管内の被保護世帯に占める母子世帯の割合(平成17年度)が17.5%とF県の平均である13.7%を3.8ポイント上回り、また、全国平均である8.8%の約2倍になっている。このため、同福祉事務所では、生活保護を受給する母子世帯の母親にアンケート調査を行い、さらに、本人の了解が得られた者に対して面接調査を行うなどにより母子世帯の母の就労状況、子育ての実態等を把握した上で、母子世帯の母親の就労機会の拡大、増収及び就職活動への意欲向上を図ることを目的として、平成19年1月に「職業訓練教育機関との連携による母子世帯資格取得講座活用プログラム」が策定されている。</p> <p>iii) Ma1 福祉事務所(平成17年度:保護率1.92‰、被保護世帯51世帯、査察指導員1人、ケースワーカー3人、策定プログラム数1分野1プログラム)</p> <p>Ma1 福祉事務所は、平成17年4月の入院している被保護者のうち精神障害者の割合が87.5%(14人)とM県の平均である56.8%を30.7ポイント上回っており、同福祉事務所では、退院可能な被保護者の退院支援及び居宅生活安定化に向けた支援を組織的に実施するため、平成18年4月に「精神障害者退院支援プログラム」が策定さ</p>	

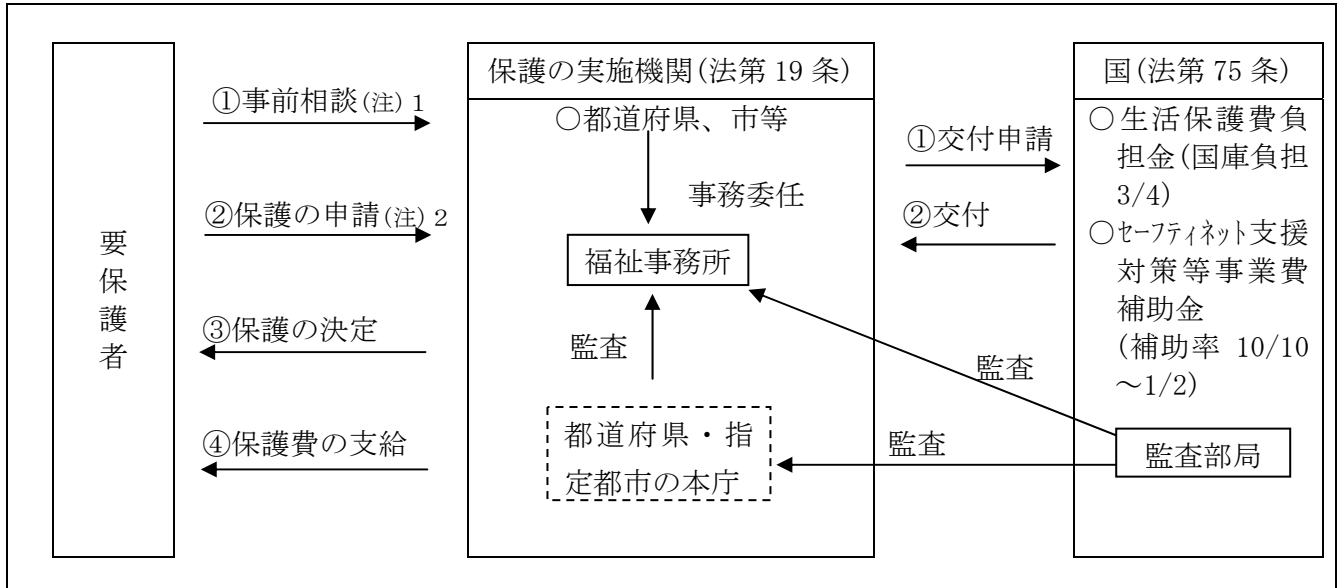
勸告	説明図表番号
<p>れている。</p> <p>② 管内の被保護者の状況等を踏まえたプログラムが策定されることが望ましい例</p> <p>a 福祉事務所管内の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が所在する都道府県平均よりも相当程度高く、高齢者世帯を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましい例</p> <p>i) Fa1 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 9.2‰、被保護世帯 1,228 世帯、査察指導員 3 人、ケースワーカー 17 人、策定プログラム数 2 分野 2 プログラム)</p> <p>Fa1 福祉事務所では、「就労支援プログラム」及び「ひきこもり対応プログラム」の 2 プログラムのみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所は、管内の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が F 県の平均である 39.3%を 11.7 ポイント上回る 51.0%に上っており、高齢者世帯を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましい。</p> <p>ii) Bd4 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 7.19‰、被保護世帯 160 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 3 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム)</p> <p>Bd4 福祉事務所では、高等学校等就学費の扶助を活用して高等学校への進学を予定する被保護世帯を支援する「高校進学支援プログラム」のみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所では、管内の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が B 県の平均である 38.1%を 10.6 ポイント上回る 48.7%に上っており、高齢者世帯を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましいが、経済自立以外のプログラムの策定について、プログラムによる支援の効果が期待できないとして、高齢者世帯を主な対象とするプログラムが策定されていない。</p> <p>b 福祉事務所管内の被保護世帯に占める母子世帯の割合が所在する都道府県平均よりも相当程度高く、母子世帯を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましい例</p> <p>i) Td4 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 3.82‰、被保護世帯 363 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 5 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム)</p> <p>Td4 福祉事務所では、就労支援に関するプログラムのみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所では、管内の被保護世帯に占める母子世帯の割合が T 県の平均である 6.4%を 5.5 ポイント上回る 11.9%に上っており、母子世帯を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましい。</p> <p>ii) Dc3 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 21.0‰、被保護世帯 3,741 世帯、査察指導員 5 人、ケースワーカー 41 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム)</p> <p>Dc3 福祉事務所では、就労支援に関するプログラムのみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所は、管内の被保護世帯に占める母子世帯の割合が D 県の平均である 7.5%を 3.5 ポイント上回る 11.0%に上っており、母子世帯を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましい。</p>	<p>表1-⑦</p> <p>表1-⑧</p>

勸告	説明図表番号
<p>c 入院している被保護者に占める精神障害者の割合が所在する都道府県の平均より相当程度高く、精神障害者を主な対象とするプログラムが策定されることが望ましい例</p> <p>i) Mc3 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 3.28%、被保護世帯 79 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人、策定プログラム数 2 分野 2 プログラム)</p> <p>Mc3 福祉事務所では、管内の入院している被保護者に占める精神障害者の割合(平成 18 年 10 月)が 78.9%(15 人)で M 県の平均である 56.8%を 22.1 ポイント上回り、同福祉事務所が 17 年度及び 18 年度当初に行った保護の動向分析においても「入院患者のうち精神病患者の占める割合が高く、長期入院が大半である」としており、症状が安定し退院可能である精神障害者の退院支援や居宅生活の安定化に向けた支援などのプログラムが策定されることが望ましい。</p> <p>ii) Aa1 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 11.7%、被保護世帯 845 世帯、査察指導員 2 人、ケースワーカー 10 人、策定プログラム数 2 分野 3 プログラム)</p> <p>Aa1 福祉事務所では、管内の入院している被保護者に占める精神障害者の割合(平成 18 年 10 月)が 53.7%(51 人)で A 県の平均である 32.8%を 20.9 ポイント上回っており、症状が安定し退院可能である精神障害者の退院支援や居宅生活の安定化に向けた支援などのプログラムが策定されることが望ましい。</p>	表1-⑨
<p>オ プログラムの未策定、策定分野の偏り等の原因・理由等 (プログラムの未策定、策定分野の偏り等の理由)</p> <p>プログラムが全く策定されていない 2 福祉事務所及び 1 分野のみ策定されている 40 福祉事務所の計 42 福祉事務所のうち、当省がその理由を把握することができた 30 福祉事務所の理由は、以下のとおりである(一つの福祉事務所で複数の理由を挙げているものがある。)</p> <p>① 「体制的に困難である」、「業務負担の増加を危ぐする」としているもの(6 福祉事務所)</p> <p>② 「就労支援を優先している」としているもの(8 福祉事務所)</p> <p>③ 「自立阻害要因の類型化の方法が分からない」としているもの(4 福祉事務所)</p> <p>④ 「参考となるプログラム例等の情報が不足している」としているもの(4 福祉事務所)</p> <p>⑤ 「従前どおりのケースワーカーによる対応で可能である」としているもの(4 福祉事務所)</p> <p>⑥ 「効果が期待できない」としているもの(2 福祉事務所)</p> <p>⑦ その他「プログラムの策定を検討中である」などとしているもの(8 福祉事務所)</p> <p>(プログラムの策定の必要性に関する都道府県の意見)</p> <p>しかしながら、調査対象とした都道府県(本庁監査担当)の中には、前述の体制的に困難、業務負担の増加、保護費の削減に結び付かないとする理由について、以下のような意見を有しているものがみられた。</p> <p>① 監査等を通じて福祉事務所におけるケースワークの現状をみると、</p> <p>i) 被保護世帯の状況把握が極めて不十分なことが、個別の自立支援が進捗よくしない原因となっているものがあること、ii) ケースワーカーが業務多忙であっても、関係機関と連携体制を構築して、他法他施策の事業を活用してプログラムとして位置付けることもできることから、自</p>	表1-⑩

勸告	説明図表番号
<p>立支援のための職員が配置されていないなど福祉事務所の体制が不十分であることをもって、プログラムを策定していない理由にすることは認められない（G 県）。</p> <p>② 高齢者の日常生活自立及び社会生活自立を支援する内容のプログラムを実施することは、直接、保護の廃止には結び付かないものの、そのプログラムが有効に機能すれば、医療費、介護費が抑制されるものとする（K 県）。</p> <p>また、このほか、精神障害者の退院及び居宅生活の安定化に向けた支援については、退院に伴う受け皿の確保、医療機関等との連携など様々な課題があり、多くの福祉事務所が苦慮しているため、必要な支援を組織的に実施することが重要となるとの意見（H 県）を有しているものもみられた。</p> <p>なお、平成 18 年度における医療扶助を受給した全国の被保護者のうち入院者総数（1 か月平均）は 13 万 487 人である。このうち精神障害者が 5 万 9,239 人（45.4%）を占めており、精神障害者を主な対象としたプログラムの策定を促進させる必要があると考えられる。</p> <p>（自立阻害要因の類型化の実施状況）</p> <p>また、「自立阻害要因の類型化の方法が分からない」ことを主な理由として挙げている福祉事務所の中には、「自立阻害要因は、各世帯、各個人で千差万別であるため、世帯や個人ごとの類型になってしまう」、「被保護世帯が 1,000 世帯以上である上、自立阻害要因が複雑であるため、どのように分類してよいか分からず、手引（案）で例示された 11 のプログラム例の中から策定しやすいものを選択した」などとして、厚生労働省に対して、自立阻害要因の類型化の具体的な方法を示すよう要望しているものもみられた。</p> <p>このことから、調査対象 74 福祉事務所について自立阻害要因の類型化の実施状況を調査したところ、自立阻害要因を類型化しているとみられるものは 4 福祉事務所のみであり、そのほかの 70 福祉事務所は、i) 自立阻害要因は複合的なものが多く、単純に類型化しがたい、ii) 作業量が膨大になるなどとして、自立阻害要因の類型化を行っていない。その原因は、前述の福祉事務所の意見にもあるとおり、手引（案）において、「自立阻害要因の分析については、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する」とされているだけであり、具体的な類型化の方法が示されていないことによると考えられる。</p> <p>さらに、「参考となるプログラム例等の情報が不足している」ことを理由としている福祉事務所があることから、当省が、厚生労働省の手引（案）を調査したところ、手引（案）において示されているプログラム例はプログラム導入時のままの 11 例にとどまっており、近年、世帯数が増加している母子世帯を主な対象としたプログラム及び被保護世帯の自立支援の観点から平成 17 年度に創設された高等学校等就学費の扶助を活用したプログラム等一定の支援対象者が見込まれるプログラム例が示されていない。</p> <p>なお、管内の保護の動向に対応したプログラムが策定されていない理由として、他法他施策を活用することとしているため、高齢者を主な対象としたプログラムを策定していないとしているものがある。しかし、他法他施策による支援を活用する上で関係機関等との連携が十分とられていない場合には、プログラムを策定しないと組織的な支援が行えないおそれがあり、調査した都道府県及び福祉事務所の中には、他法他施策を活用する場合であってもプログラムの策定が必要であるとする意見を有するものがある。</p>	<p>表1-⑪</p>

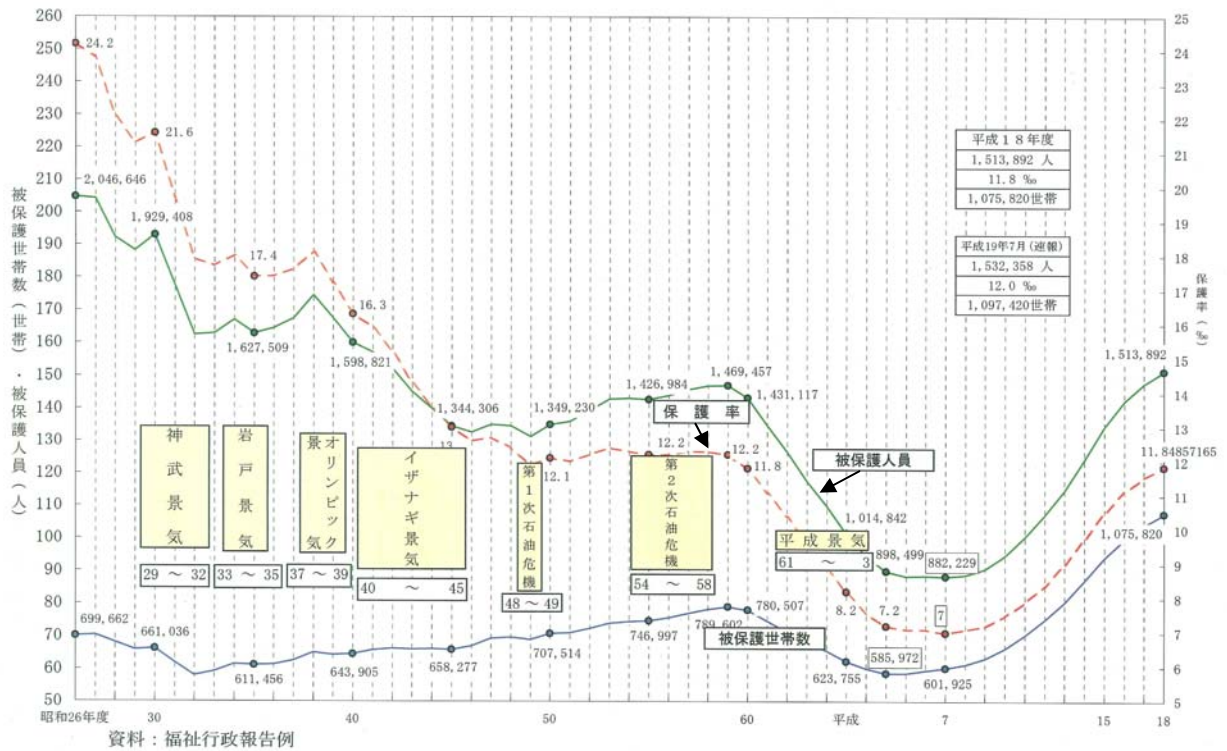
勸 告	説明図表番号
<p>【所 見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、福祉事務所における被保護世帯の抱える多様な課題に対応し、かつ、組織的な自立支援の推進に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自立支援プログラム導入の趣旨・目的及びそのメリットに関する理解を福祉事務所に徹底すること。</p> <p>② 福祉事務所が自立支援プログラムを策定するに当たって必要な自立阻害要因等の類型化の具体的方法を明示すること。</p> <p>③ 福祉事務所のニーズを踏まえて、更に各自立分野にわたって多様な自立支援プログラムの例を手引(案)などにおいて示すこと。</p>	

表1-① 生活保護に係る手続等



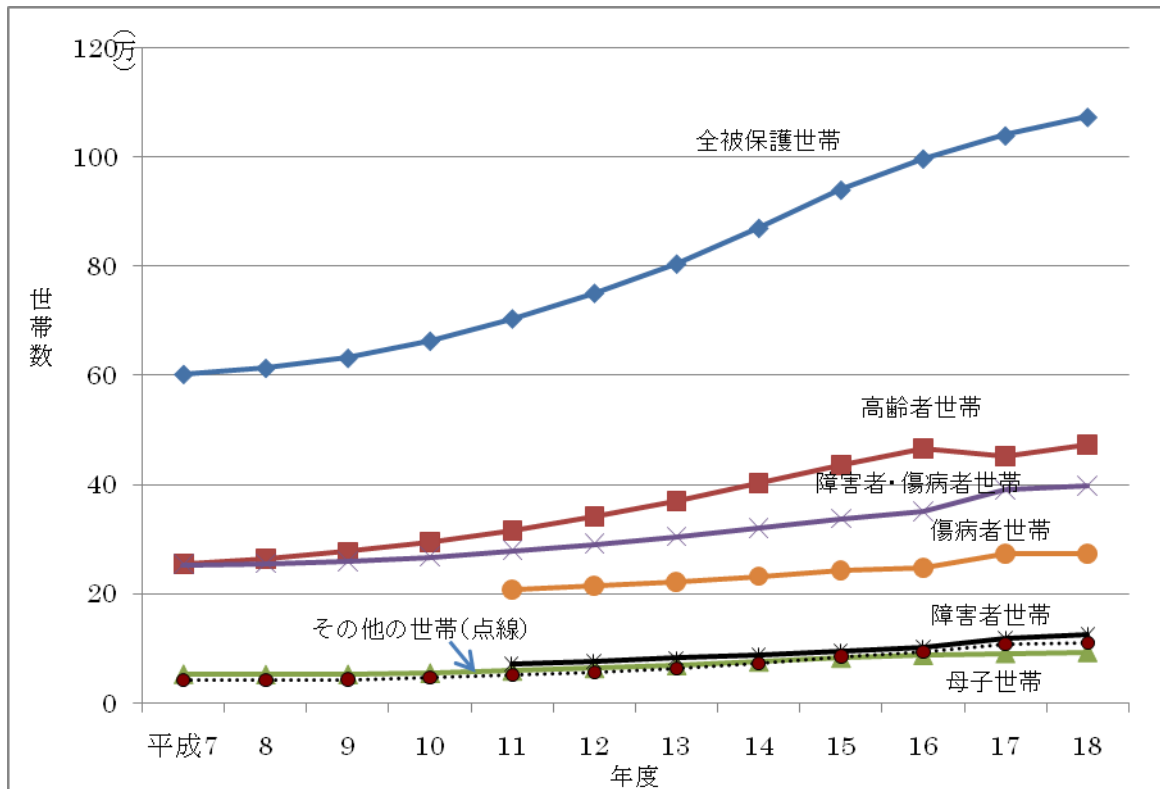
(注) 1 事前相談時、i)生活保護制度の説明、ii)生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策活用の助言が行われる(「生活保護行政を適正に運営するための手引について」平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)。
 2 保護の実施機関は、保護の補足性(法第4条)から、法第28条第1項及び第29条に基づき、保護の決定又は実施のため必要があるときは、資産状況、健康状態等の調査を実施することができる。とされている。

図1-① 被保護世帯数、被保護人員及び保護率の推移



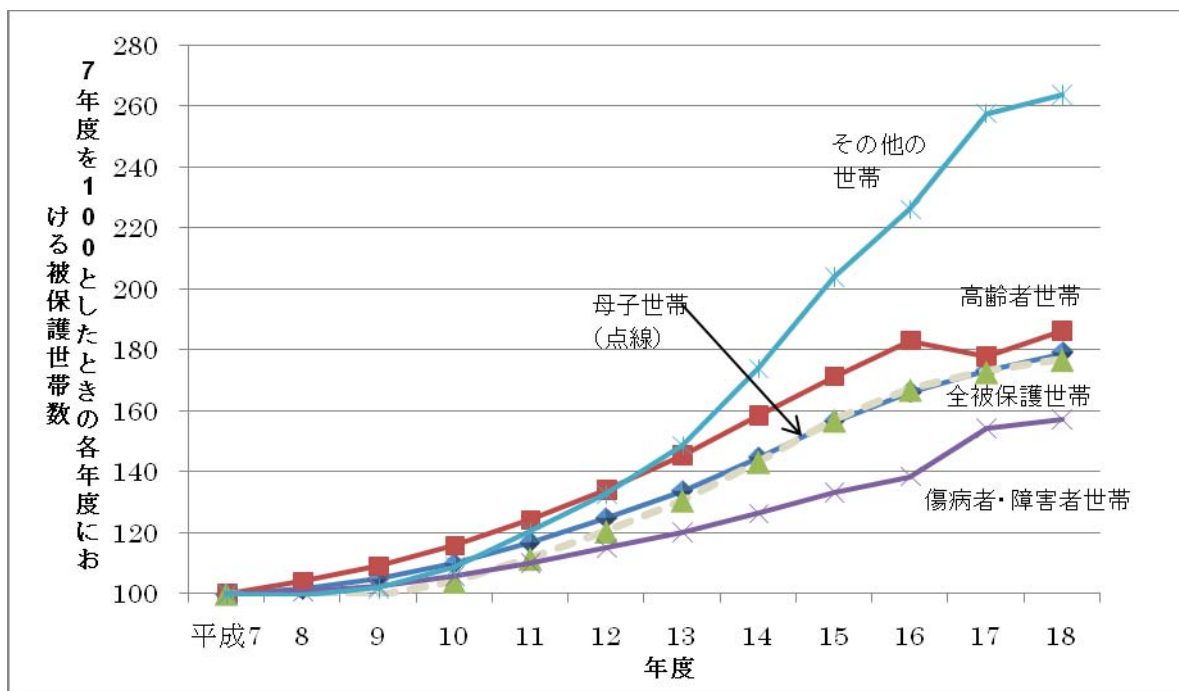
(注) 厚生労働省の資料による。

図1-② 世帯類型別被保護世帯数の推移（平成7年度～18年度）



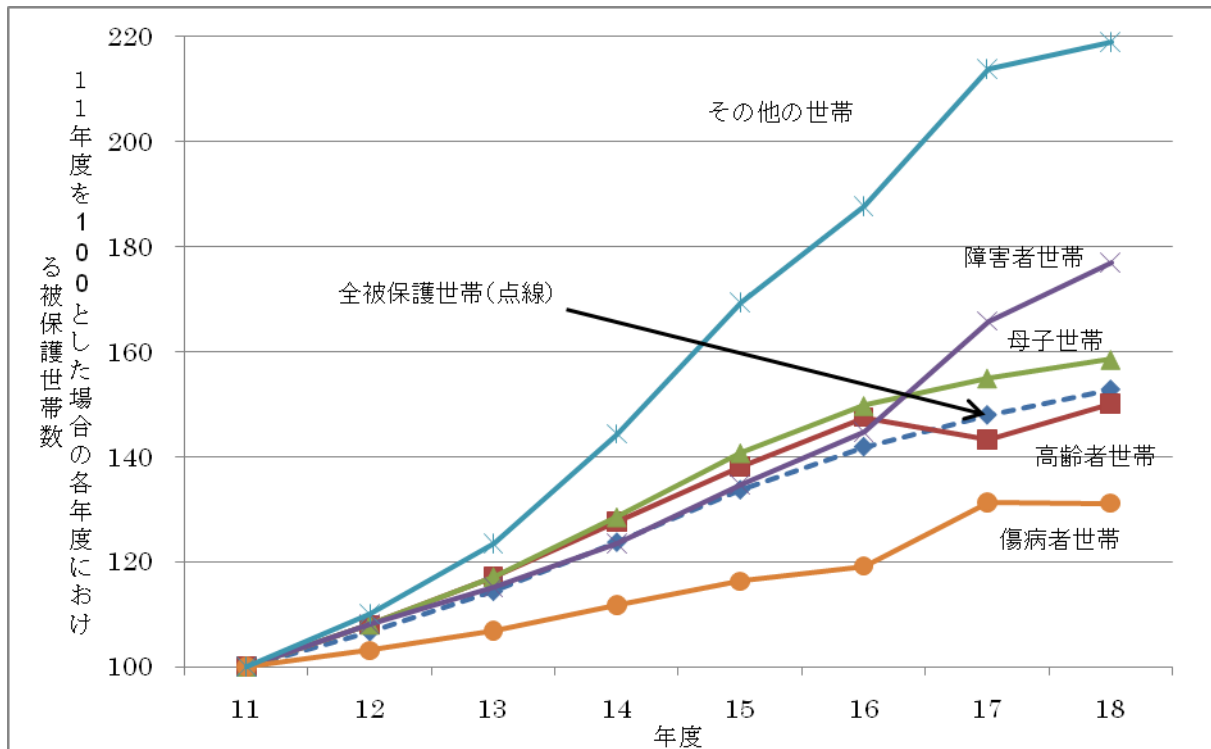
- (注) 1 社会福祉行政報告例に基づき、当省が作成した。
 2 平成10年度以前は、障害者世帯と傷病者世帯を区分しておらず、「傷病・障害者世帯」として把握していた。

図1-③ 平成7年度における被保護世帯数を100とした場合の各年度における被保護世帯数の推移（平成7～18年度）



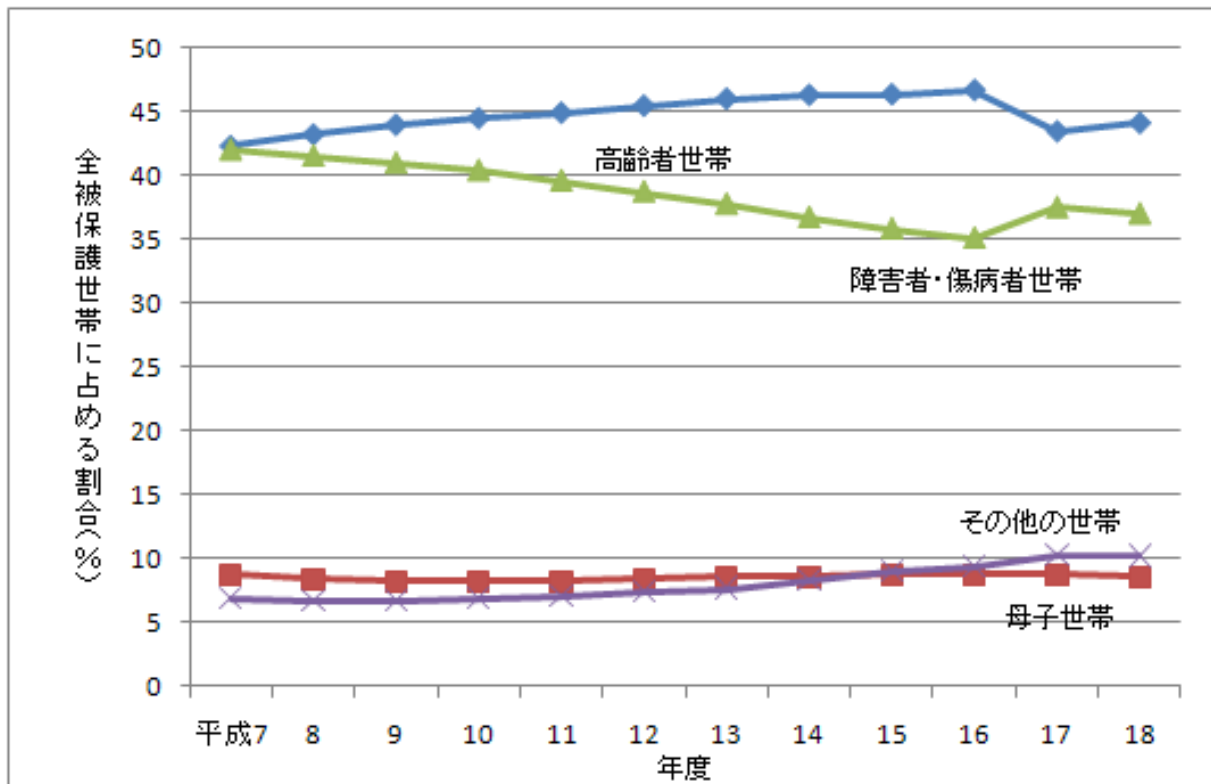
- (注) 社会福祉行政報告例に基づき、当省が作成した。

図1-④ 平成11年度における被保護世帯数を100とした場合の各年度における被保護世帯数の推移（平成11～18年度）



(注) 社会福祉行政報告例に基づき、当省が作成した。

図1-⑤ 全被保護世帯に占める世帯類型別被保護世帯の割合の推移（平成7年度～18年度）



(注) 社会福祉行政報告例に基づき、当省が作成した。

表1-② 平成17年度における自立支援プログラムの基本方針に関する局長通知（抜粋）

(別紙)

平成17年度における自立支援プログラムの基本方針

第1 自立支援プログラム導入の趣旨

○ 今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレス、相談に乗ってくれる人がいないため社会的なきずなが希薄であるなど多様な問題を抱えており、また、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。

一方、実施機関においてはこれまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。

このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムの導入を推進していくこととしたものである。

○ 自立支援プログラムとは、実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものである。

個々の担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を具体的な自立支援の内容や手順等に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率化につながるものと考えられる。

なお、全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。このため、自立支援プログラムは、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること、及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにする必要がある。

第2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

1 管内の被保護者の状況把握

実施機関においては、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握する必要がある。

この際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する。

2 個別支援プログラムの整備

(1) 個別支援プログラムの整備方針

それぞれの類型ごとに明確化された自立支援の方向性について、次のような点を踏まえ、支援の具体的な内容、実施の手順等を定め、個別のプログラム（以下「個別支援プログラム」という。）として整備する。

ア 担当職員これまでの取組により培われてきた経験

イ 他の実施機関における取組の例

ウ 支援を実施するに当たって活用できる地域の社会資源（関係行政機関、社会福祉法人等の民間事業者、民生委員等）の状況 等

(2) 個別支援プログラムの内容

地域の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える自立に向けての様々な課題に対し必要な自立支援を実施するため、就労自立の支援に関する個別支援プログラムのみならず、社会生活自立の支援及び日常生活自立の支援に関する個別支援プログラムについても適切に整備することにより、多様な対応が可能となるよう配慮する。

(3) 個別支援プログラムの整備方法

自立支援プログラムとして活用できる他法他施策（障害者福祉施策、介護保険等高齢者関係施策、母子福祉施策、雇用施策、保健施策等）、関係機関（保健所、精神保健福祉

センター、公共職業安定所等)その他の地域の社会資源を積極的に活用する。こうした社会資源が存在しない場合には、実施機関等において必要な事業を企画し、実施する。

この際、他の実施機関における取組事例等を参考とするほか、専門的知識を有する者の非常勤職員や取組事例等を積極的に参考とするほか、専門的知識を有する者の非常勤職員や嘱託職員等としての雇用、地域の適切な社会資源(民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等)への外部委託(アウトソーシング)等により、実施体制の充実を積極的に図るとともに、セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助を積極的に活用する。

3 自立支援プログラムによる支援の手順の策定

自立支援プログラムによる被保護者の支援に当たっての手順(被保護者の実状の把握、個別支援プログラムの選定、被保護者への説明、支援状況の記録、定期的な評価等)を必要に応じて定める。

第3 平成17年度における自立支援プログラムの運用方針

1 平成17年度における自立支援プログラムの策定・運用の目標

自立支援プログラムの策定については、第2に示した流れに基づき実施するものであるが、平成17年度においては特に次の点について留意されたい。

(1) 実施機関は、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握し、その状況を踏まえ優先的に対応が必要と判断される事項、あるいは地域の社会資源等に照らして早期に実施可能な事項から順に、対応する個別支援プログラムを積極的に整備する。

(2) 個別支援プログラムとしては、地方自治体等が開催する講演会やセミナーへの参加、他法他施策を実施する関係機関が開催する無料相談等の利用等も考えられることから、簡便な支援策を含め、被保護者の抱える課題にできるだけ幅広く対応できるよう工夫すること。

(3) 自立支援プログラムの定着に向けて、実施機関がより多くの自立支援の経験を積むことが必要であることから、各実施機関は、既存の他法他施策を活用して幅広い個別支援プログラムを整備した上で、まずはできる限り多くの被保護者が個別支援プログラムに参加することを目標とする。

2 生活保護受給者等就労支援事業

平成17年度当初から実施される生活保護受給者等就労支援事業は、公共職業安定所と実施機関との連携により被保護者の就労支援を行うものであり、全ての実施機関において個別支援プログラム(生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム)として活用可能な事業であり、実施機関においては、まず本事業の実施に向け早急かつ優先的に取り組むこと。

3 個別支援プログラムによる支援

実施機関は、準備が整った個別支援プログラムから順次、支援対象者を選定し、その被保護者に対してその内容等を周知するとともに、参加を促していくこととする。

この際、実施機関は、被保護者との信頼関係を築きつつ、被保護者の実状に応じた支援を実施するものとする。

また、定期的又は随時に被保護者への支援状況について把握するとともに、その後の支援方針に反映させることとする。

(注) 1 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日付け社援発第0331003号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表1-③ 「自立支援プログラム導入のための手引（案）」（抜粋）

第1 自立支援プログラム導入の趣旨
(略)

第2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

1 管内の被保護者の状況把握

実施機関においては、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握する必要がある。

この際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する。

2 個別支援プログラムの整備

(1) 個別支援プログラムの整備方針

(略)

なお、個別支援プログラムの例については、別添1を参照されたい。

(2) 個別支援プログラムの内容

(略)

(3) 個別支援プログラムの整備方法

(略)

(4) 個別支援プログラム実施要綱

必要に応じ、個別支援プログラムの実施要綱を策定し、これに基づいて支援を実施する。実施要綱にはそれぞれ次の事項を定めることが考えられる。

① 当該プログラムの目的

② 当該プログラムの対象者の範囲及び対象者を選定する手順

③ 支援の具体的内容

④ 支援の方法及びその支援を行う者又は関係機関等

⑤ 関係機関等との連絡手続

ただし、実施要綱を定める趣旨は、支援内容や手順を明確にすることにより、事務の効率的・効果的な執行を図るためである。このため、地方自治体が開催する講演会やセミナーへの参加、他法他施策を実施する関係機関が開催する無料相談等の利用等の助言・勧奨であるなど、支援の実施に当たっての関係機関との事前の連携の必要性や、実施手続（対象者の選定や被保護者の取組状況の把握・評価等）が比較的簡便なものである場合等で、実施要綱を定めなくとも支援が確実に実施されると考えられる場合には、実施要綱を定める必要はない。

なお、個別支援プログラム実施要綱の例については、別添2を参照されたい。

3 個別支援プログラムの見直し等

(略)

第3 自立支援プログラムによる支援の手順

1 自立支援プログラムによる支援の手順

自立支援プログラムによる被保護者の支援に当たっての手順（被保護者の実状の把握、個別支援プログラムの選定、被保護者への説明、支援状況の記録、定期的な評価等）を定める必要がある。その際、個別支援プログラムの内容、被保護者の実状又は取組状況等を踏まえ、実施機関が必要と判断する手続について定めること。

以下、2から6までに、手順を定めるに当たって、留意すべき事項や参考となる事項を整理したので参照されたい。

2 被保護者の自立阻害要因等の実状の把握

(略)

3 支援方針の決定

(略)

4 自立目標の設定と個別支援プログラムの選定（自立計画書の作成）

(略)

5 被保護者の取組状況の評価方法

(略)

- 6 支援の見直し及び指導指示の手続
(略)
- 第4 実施体制の整備
- 1 関係機関との連携・協力
(略)
- 2 福祉事務所内での役割の明確化及び組織的対応
- (1) 自立支援プログラムを策定するに当たっては、ケースワーカー、査察指導員、非常勤職員や嘱託職員等の役割及び責任を明確にするとともに、業務手続に当たっての位置付けも明確化することが望まれる。
- (2) 自立支援プログラムのみならず、被保護者が取り組むべき個別支援プログラムの選定や定期的評価等にあたっては、ケース診断会議の開催等により組織的な対応・判断を行うなど、組織として自立支援に取り組むこと。
- 3 都道府県等による実施機関等の支援
(略)
- (別添1)
- 個別支援プログラム例(対象者、支援内容及び支援例は略)
- ・「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム
 - ・福祉事務所における就労支援プログラム
 - ・福祉事務所における若年者就労支援プログラム
 - ・精神障害者就労支援プログラム
 - ・社会参加活動プログラム
 - ・日常生活意欲向上プログラム
 - ・高齢者健康維持・向上プログラム
 - ・生活習慣病患者健康管理プログラム
 - ・「精神障害者退院促進支援事業」活用プログラム
 - ・元ホームレス等居宅生活支援プログラム
 - ・多重債務者等対策プログラム
- (別添2-1)
- 社会参加活動プログラム 実施要綱例
- (別添2-2)
- 生活習慣病にり患する被保護者の健康管理のための個別支援プログラム 実施要綱例
- (別添2-3)
- 「精神障害者退院促進支援事業」活用プログラム 実施要綱例
- (以下、略)

(注) 1 「自立支援プログラム導入のための手引(案)について」(平成17年3月31日付け事務連絡各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局保護課長)の別紙「自立支援プログラム導入のための手引(案)」に基づき、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表1-④ 全国の福祉事務所設置地方公共団体における自立支援プログラムの策定状況
(単位:団体、%)

区 分	平成17年12月	18年12月	19年3月
福祉事務所設置地方公共団体数	828 (100)	857 (100)	860 (100)
個別支援プログラム策定済みの地方公共団体数	285 (34.4)	685 (79.9)	824 (95.8)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
2 就労支援事業活用プログラムを除く。

表1-⑤ 全国の福祉事務所設置地方公共団体における分野別の自立支援プログラムの策定状況
(単位:プログラム、%)

区 分	平成17年12月	18年12月	19年3月
経済自立分野	311 (53.1)	678 (41.4)	860 (40.6)
日常生活自立分野	214 (36.6)	805 (49.1)	1,047 (49.4)
社会生活自立分野	60 (10.3)	155 (9.5)	212 (10.0)
合 計	585 (100)	1,638 (100)	2,119 (100)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
2 就労支援事業活用プログラムを除く。

表 1-⑥ 調査対象福祉事務所における自立支援プログラムの策定状況（就労支援事業活用プログラムを除く）

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生活 自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Fa1福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労支援（強化）プログラム	平18.10月	○			就労支援事業を要請し「ナビゲーターによる支援」を受けている支援対象者で、稼働意欲の減退に起因すると思われる就職困難な求職条件を提示し、それに固執したり、ハローワークでの支援相談に応じない等就職を困難な状況にする者について、ナビゲーターと情報の共有を図り連携を強化して支援を実施する。
	ひきこもり対応プログラム	平18.10月		○		ひきこもり状態の者がいる世帯は処遇する上で多くの課題を持っているため、ひきこもりの状態、背景を探り、社会参加できるように支援していく。
Fb2福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労支援相談員による就労支援	平14.4.1	○			就労支援相談員を雇用し、稼働能力がありながら就労していない者又は就労していても自立に至っていない者を対象として、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、職業安定所への同行訪問を行う。
	勤労意欲助長事業	平3.9.19 (平12.3.28)	○			稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長のため、協力事業所において身体ならし、職場適応のための訓練を行う。
Fc3福祉事務所 (策定プログラム数8)	職業訓練教育機関との連携による母子世帯資格取得講座活用プログラム	平19.1.1	○			被保護母子世帯の母親の就労機会の拡大、増収及び就職活動への意欲喚起の一環として、職業訓練教育機関などと連携して、当該機関が実施する資格取得や技能習得並びに就労のためのスキルアップの講座、講習に積極的に参加させ、以って世帯の自立助長に資することを目的とする。
	資格取得による就労支援プログラム	平18.9.1	○			被保護者の就労機会の拡大や転職増収を図るため資格取得を支援し、以って世帯の自立助長に資することを目的とする。
	日常生活意欲向上支援事業	平18.8.1		○		被保護母子世帯や慢性的傷病者で、様々な事情から社会との接触が薄く、日常生活にも意欲が感じられない者に対して、NPO法人等の協力を得て、相互交流の場を提供し、その中で社会性や日常生活面での意欲助長を図り、以って被保護者の自立を支援することを目的とする。
	就業体験的ボランティア事業	平18.8.1			○	被保護者で様々な事情から一般的な就労が困難である者に対して、NPO法人等の協力を得て、就業体験的なボランティア活動の場を提供することにより、社会参加意識と就労意欲の向上を目指し、以って被保護者の自立を支援することを目的とする。
	就業体験プログラム事業	平18.12.1			○	被保護者で長期間就労から遠ざかっている等の事情により就労に不安を感じている者に対して、社会福祉法人やNPO法人等の協力を得て、就業を体験することにより、自信の回復と就労意欲の向上を目指し、以って被保護者の自立を支援することを目的とする。
	DV被害者自立支援プログラム	平18.9.1		○		DV被害者の保護については、関係機関の連携により迅速かつ安全に実施するとともに、秘密の保持と関係者による2次被害への配慮の必要性もことから、要領を定めてDV被害者の適切な保護の実施と自立支援を効果的に行うことを目的とする。
	生活保護世帯多重債務自立支援プログラム	平18.9.1		○		多重債務を抱える被保護世帯の自立には、債務の早急な整理と金銭管理能力の向上が基盤としての生活を安定させるために不可欠であり、これらの促進を図り、より自立し易い環境を作っていくことを目的とする。
	就労支援員による就労支援事業	平16.4.1	○			就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められるとともに、その者の自立助長を図ることが必要である。以って稼働年齢層に対し適切な就労指導・支援を行い、生活保護の適正実施を図る。
Fd4福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援プログラム	平17.7.1	○			稼働能力を有する被保護者に対し積極的な助言、協力等を行い、就労支援を強化することにより世帯の自立を促進する。
Fe5福祉事務所 (策定プログラム数1)	多重債務者等のための個別支援プログラム	平18.8.31		○		多重債務等金銭的な問題を抱える被保護者に、金銭管理の徹底と債務の整理を行わせ、これらの改善を通じた金銭面での自立を促す。
Qa1福祉事務所 (策定プログラム数1)	稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム	平18.4.1	○			稼働年齢層にある者について、主治医、嘱託医、関係機関との連携により、その能力活用状況の実態と、就労阻害要因等を十分把握し、保護の適正実施と自立助長を推進する。
Qb2福祉事務所 (策定プログラム数3)	就労自立の支援に関する個別支援プログラム	平18.5.9	○			就労可能な者への支援を充実・強化し、就労（増収）の実現又は「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムへの移行を図る。
	高齢者等の健康維持・向上に関する個別支援プログラム	平18.11.15		○		就労や健康管理、介護予防の取り組み等により日常生活の安定及び健康寿命の延伸を図る。
	精神障害者の社会参加に関する個別支援プログラム	平18.11.15			○	関係機関との連携により精神障害者の病状の安定を図りつつ、精神障害者が社会とかがわりながら生きがいをもち生活できるよう支援する。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Qc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	生活保護受給者就労支援事業 (就労促進事業)	平18.3.31	○			公共職業安定所と連携し、生活保護受給者就労支援事業を実施し、生活保護受給者の就労及び自立を促進するため、石巻市社会福祉事務所に石巻市就労支援員を設置する(就労支援事業活用プログラムの対象者以外の者も対象)。
Qd4福祉事務所 (策定プログラム数2)	稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム	平17.4.1	○			稼働年齢層にある者について、主治医、嘱託医、関係機関との連携により、その能力の活用状況の実態と、就労疎外要因等を十分把握し、保護の適正実施と自立助長を推進する。
	社会性向上に係る個別支援プログラム	平17.4.1			○	何らかの要因により生活態度、居住環境等が悪化し、社会性が阻害されているが、現状では、自力での改善が困難と考えられる被保護者について、本人、親族、医療機関、民生委員等に対する調査により実情の把握を行い、知的障害、精神障害、一般疾病、その他の要因等、社会性の阻害要因に応じた関係者が相互に連携して改善の方策等を検討し、支援方針を樹立した上で、被保護者による自主的な改善を重点的に支援、指導することにより、社会性の向上を図るとともに、自立を助長する。
Qe5福祉事務所 (策定プログラム数1)	稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム	平19.1.1	○			稼働年齢層にある者について、その能力活用状況の実態と、就労阻害要因等を十分把握し、保護の適正実施と自立助長を推進する。
Ga1福祉事務所 (策定プログラム数0)	未策定	—	—	—	—	—
Gb2福祉事務所 (策定プログラム数2)	精神障害者退院促進プログラム	平18.4月		○		精神病院に入院している者で、病状は安定しているが、受け入れ条件が整わない等により退院困難になっている者について、関係機関との連携を図り、組織的・系統的に退院促進(在宅生活、施設入所等)を支援し、社会的自立を促す。
	就労支援プログラム	平18.4月	○			就労意欲の不足、あるいは傷病、障害により就労意欲が十分でないことや、家庭環境阻害要因(母子家庭等)があり、就労経験がないか、又は長期にわたり就労していない者に対して、関係機関との連携も図りながら、自立阻害要因の把握、分析を組織的にを行い、就労支援を図っていく。
Gc3福祉事務所 (策定プログラム数5)	稼働能力活用プログラム	平18.9.19	○			稼働能力があり、ある程度就労意欲がある者について、稼働能力が発揮できるよう支援し、支援対象者の求職活動へのステップアップや就職による経済的自立を促す。
	日常生活向上プログラム	平18.9.19		○		日常生活の改善向上が必要と考えられる被保護者に対して、環境、保健、医療、福祉、介護、教育等の関わりを通じて、日常生活の自立を図る。
	長期入院患者退院支援プログラム	平18.9.19		○		病院に180日以上長期にわたり入院している患者で、退院可能である者に対し、施設入所又は在宅生活への移行を支援することにより日常生活の自立を図る。
	社会参加活動プログラム	平18.9.19			○	社会生活の維持向上を目指すことが必要と考えられる被保護者に対して、保健、福祉、教育等の社会参加活動を通しての地域社会との交流や、家族の理解を深めることにより、社会生活の自立を図る。
	在宅障害者支援プログラム	平18.9.19			○	在宅障害者の福祉サービスの利用支援や、社会参加の支援をすることにより、生活上の課題の解決を図り、障害者が社会の中で生き生きと暮らせるようになることを目的とする。
Ra1福祉事務所 (策定プログラム数4)	長期入院患者退院促進プログラム	平17.11.1		○		医療機関に入院している生活保護受給者のうち、病状が安定して入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者に対し、退院阻害要因の解消及び地域生活への移行促進を図る。
	高齢者就労支援プログラム (就労支援員による)	平18.4.1	○			高齢者であり就労指導の対象とはなっていないが、就労意欲及び能力がある被保護者に対して、就労を促進することにより地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう支援していく。
	中高年齢者就労支援プログラム (就労支援員による)	平18.4.1	○			中高年齢者で稼働能力を有するが、就労に係る意欲、能力等が低く就労に至らない被保護者の就労を促進することにより、経済的自立を図る。
	若年者就労支援プログラム (就労支援員による)	平18.4.1	○			若年者で稼働能力を有するが、就労に係る意欲、能力等が低い等就労に至らない被保護者の就労を促進することにより、経済的自立を図る。
Rb2福祉事務所 (策定プログラム数3)	被保護者自立支援プログラム (就労支援相談員による)	平17.4月	○			稼働能力を有するが、勤労意欲、能力が低い等の就労阻害要因がある被保護者の就労を支援。
	自立支援協議会による退院促進プログラム	平17.4月		○		R県精神障害者地域生活移行促進事業の関係機関(自立促進支援協議会)が連携して支援計画を策定し、精神障害者本人や家族の退院に対する不安を専門職員の援助により軽減しながら、退院及び地域生活での自立を支援し、併せて地域の受入システムを整備する。
	長期入院患者等退院促進プログラム	平18.11月		○		福祉事務所に退院促進アドバイザーを配置し(平成18年12月)、担当地区員(ケースワーカー)との連携により、精神病(障害)にて長期入院を余儀なくされている被保護者の退院を促進し、その自立を助長する。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Rc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	生活保護扶養義務者交流促進プログラム	平18.4.1			○	扶養義務者との交流が疎遠な被保護者に対して、扶養義務者との関係改善又は再会が図られることを目的とする。
Ha1福祉事務所 (策定プログラム数9)	就労支援員支援プログラム	平18.4.3	○			稼働能力を有する被保護者の経済的自立を図るため、就労支援員を設置し、専門的な見地から就労支援を行う。
	基本支援プログラム	平18.4.3	○			稼働の能力を有する被保護者の経済的自立を図るため、地区担当員が就労支援の中心的役割を担い総合的な支援を組織的に行う(「就労支援員プログラム」)が適用された者以外の者を対象)。
	就労意欲形成プログラム	平18.4.3	○			就労意欲を持っていない者に対し、就労意欲の形成・向上に向けた支援を行うことにより、その後の経済的自立に向けた就労支援へ結びつける。
	退院支援プログラム	平18.4.3		○		被保護者のうち、精神保健医療の対象となり、かつ経済的に困窮する状態にある被保護者のうち、福祉的支援を必要とするものに対し、地域生活への移行に伴う援助、日常生活サポートの調整及び必要な受診への支援を行うことにより、その者の地域における社会生活の安定・向上を図る。
	居宅生活安定化支援プログラム	平18.4.3		○		
	受診支援プログラム	平18.4.3		○		
	自立生活支援プログラム	平18.4.3			○	被保護者のうち、日常生活課題稼働能力を有する被保護者を対象に、自立支援推進員を活用し、労働・医療・保健・福祉各分野の社会資源を有効活用し、被保護者の安定した居宅生活の維持及び生活向上を目的とする。
	宿泊所等入所者自立生活支援プログラム	平15.6.24			○	宿泊所、簡易宿所及びアパート等で生活する生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(以下「宿泊所等入居者」という。)に対して、訪問又は宿泊所への通所による相談援助を行うことにより、宿泊所等入所者が地域社会で安定した自立生活を送れるよう支援をする。
年金等調査に関するプログラム	平18.4.3	○			被保護者等のより一層の生活自立を支援するために、自立支援推進員を活用し、年金及びその他の社会資源を徹底して調査することで、地域における社会生活の安定と向上を図る。	
Hb2福祉事務所 (策定プログラム数2)	精神障害者在宅支援プログラム	平18.4.1			○	在宅精神障害者が自ら安定した居宅生活を維持・向上できるよう、医療・保健・福祉の各関係機関と連携しながら必要な社会的支援を行い、「日常生活自立」、「社会的自立」を促進すること。
	在宅移行支援(更生施設活用)プログラム	平18.4.1			○	諸事情により独自での在宅生活への移行が困難な路上生活者(以下「被保護者」という。)を更生施設に入所させることにより、被保護者の在宅生活への移行を円滑に進めること。
Hc3福祉事務所 (策定プログラム数5)	自立支援プログラム(就労支援)【就労支援専門員による支援】	平16.4.1 (平18.4.1)	○			稼働年齢層の者の就労阻害要因を把握の上、就労の可否を判定し、①生活保護受給者等就労支援事業を活用した支援、②就労支援員による支援、③地区担当員による支援の3つの個別支援プログラムにより支援を実施するもの。
	自立支援プログラム(就労支援)【地区担当員による支援】		○			
	精神保健福祉支援退院促進プログラム	平19.3.30			○	長期(おおむね1年以上)入院中であって、病状が安定しており、地域の環境条件が整えば退院可能な要保護者の退院を促進し、社会復帰を実現するため、医療機関、保健所、地域生活支援センター等関係機関との連携によって、対象者の退院準備を支援する。また、福祉事務所において培われた精神保健支援の知識と経験を、蓄積・活用して、個々の地区担当員が、経験年数の長短によらずに、より適切な支援を効率的に行える仕組みを整えるとともに、常に組織的な視点で精神保健福祉支援に取り組む姿勢を明確にする。
	精神保健福祉支援在宅生活支援プログラム	平19.3.30			○	支援やサービスを必要とする在宅生活者が自己の生活上の目標、課題に応じた支援、サービス等を利用できるよう関係機関と協力していくことにより日常生活自立及び社会参加を促す。また、福祉事務所において培われた精神保健支援の知識と経験を、蓄積・活用して、個々の地区担当員が、経験年数の長短によらずに、より適切な支援を効率的に行える仕組みを整えるとともに、常に組織的な視点で精神保健福祉支援に取り組む姿勢を明確にする。
精神保健福祉支援受診支援プログラム	平19.3.30			○	精神保健医療の必要性がうかがえながら未受診である要保護者について、医療・保健・福祉の連携により、受診勧奨と地域社会での生活の質の向上を支援する。また、福祉事務所において培われた精神保健支援の知識と経験を、蓄積・活用して、個々の地区担当員が、経験年数の長短によらずに、より適切な支援を効率的に行える仕組みを整えるとともに、常に組織的な視点で精神保健福祉支援に取り組む姿勢を明確にする。	

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Hd4福祉事務所 (策定プログラム数 12)	就労支援専門員支援プログラム	平17.7.12 (平 18.8.18)	○			就労支援活動の援助を専門的・継続的に実施するため、就労支援専門員の活用を図る。地区担当員と就労支援専門員は、就労支援に関して協働体制を構築し、円滑な相互関係の中で被保護者に対する効果的な支援を推進する。このため、就労支援専門員は、専門的知識に基づいて地区担当員及び被保護者に対し積極的に助言を行う。
	地区担当員援助プログラム	平17.7.12 (平 18.8.18)	○			被保護者が求職活動を「新聞、求人ピラ、知人・友人等の紹介、ハローワークの自主的利用」などを主体的に取り組む者等に対して、相談・援助及び各種援助措置並びに指導・指示を行うことにより、自立を助長する。
	授産場活用プログラム	平18.7.18 (平 18.8.18)			○	高齢者等で就労意欲のある者を対象に老人授産場(区内2箇所)を活用し、社会生活自立に向けて福祉的就労を推進する。
	あしすと活用プログラム	平18.7.18 (平 18.8.18)			○	身体・知的障害者で就労意欲・社会参加意欲のある者等をあしすと(障害福祉センター)の雇用支援室や自立生活支援室、乳児発達支援室に連絡を取り、就労支援の展開等の支援により自立の助長を図る。
	ふれんどりい活用プログラム	平18.7.18 (平 18.8.18)			○	精神障害者で就労意欲・社会参加意欲のある者等をふれんどりい(地域生活支援センター)に連絡を取り、就労支援の展開等の支援により自立の助長を図る。
	若年層業務委託プログラム	平18.4.10	○			非稼働の被保護者のうち、20歳未満の人で特に就労阻害要因がないにもかかわらず就労意欲の乏しい若年層を対象として、就労意欲の醸成と就労に結びつける支援を行い、社会適合・社会参加を助長し就職又は就学することにより、本人及び世帯の自立助長を促進し、円滑な社会生活を確立させること。
	就労意欲形成事業プログラム	平17.9.8	○			地区担当員が被保護者の状況に応じて、「求職活動支援セミナー」等への参加指導や関係専門機関を紹介し、やる気もち、かつ行動していくことを目指すものである。
	自立促進事業推進プログラム	平16.4.1	○			就労自立、日常生活自立及び社会生活自立の援助過程で必要となる費用の支給を通して自立の助長を図る。
	年金受給資格調査推進プログラム	平16.6.1 (平 17.8.8)	○			これまで個々の地区担当員の力量によって行われてきた年金の受給資格の判断とその手続きについて、福祉事務所として組織的にかつ統一性をもって推進し、年金等の裁定請求を支援することにより、自立の助長を図る。
	他法・他施策活用プログラム	平15.8.22			○	医療扶助受給者及び介護扶助受給者に対して他法他施策の優先適用を推進することにより、自立を助長する。
	技能習得費用活用プログラム	平18.8.1	○			生業扶助(技能習得費等)の適用により、自立の助長に資する。
	高校進学等支援プログラム	平18.1.31	○			高校進学を通じて社会的技術を身に付けさせ、自立を助長する。
He5福祉事務所 (策定プログラム数2)	被保護者就労促進事業	平16.4.1	○			生活保護法に基づく被保護者のうち、就労や転職による増収を図る必要性のある者に対し、就労に関する指導を行い、その自立助長を推進する。
	被保護母子世帯等健康管理支援事業	平17.9.1		○		被保護母子世帯において生育期の虐待や配偶者等による暴力被害を原因とした精神疾患等及び精神保健上の問題のために、安定した家庭生活を営み、乳幼児の養育にあたるのが困難な者及び日常生活が困難な被保護精神障害者に対し、専門的職員による相談及び家庭訪問を継続的に実施することにより、地域生活を支援する。
Sa1福祉事務所 (策定プログラム数3)	就労促進事業プログラム	平17.4月	○			稼働年齢層にある被保護者等の就労支援を組織的かつ効果的に行うことを目的とし、地区担当員及び就労支援員が就労支援を行う。
	被保護高齢者世帯生活安定事業	平18.4月		○		被保護者うち在宅高齢者の安定した生活のため、介護保険や障害者自立支援法の活用や親族との連携に努めるとともに、町役場、民生委員・児童委員等と連携し、安否確認や必要な支援を行う。
	被保護世帯内児童健全育成事業	平18.4月			○	被保護世帯内の児童の健全育成と児童の自立を図るため、訪問活動等において児童の養育状況の把握に努め、必要に応じて町役場、児童相談所、民生委員、学校等と協力して被保護世帯への援護を行う。
Sb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援に関する個別支援プログラム	平17.8月 (平18.4月)	○			生活保護制度は「最低生活の保障」とともに「自立の助長」を目的としている。そのため、稼働能力を有する被保護者に対し保護担当ケースワーカーが就労指導を行う際、専門的な立場から助言、協力を行う機能を整備し、被保護者の就労支援を充実させる。
Sc3福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労支援プログラム	平17.4.1	○			稼働年齢層の者で現に就労可能と判断される者に対し、就労支援員が就労支援を行うことにより、その者の能力に応じた就労を促進し、世帯の自立助長を図る。
	退院促進個別援助事業	平19.2.1		○		帰来先のない長期入院患者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者等に対し、施設入所、または、在宅生活への移行を支援していくことにより社会的入院を廃し、支援対象者の社会的自立を促進する。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
la1福祉事務所 (策定プログラム数1)	地域の社会資源等と連携した日常生活支援プログラム	平19.1月			○	様々な社会的条件等により、就労自立が困難な者、社会との関係を保てない者、社会より阻害されている者等、社会的な絆が希薄である被保護者に対し、ボランティア活動、地域活動等に参加することを通じて、社会生活の自立及び自立意識・意欲の向上を図る。
lb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援員を活用した自立支援プログラム	(平19.3月)	○			就労に関する専門的な知識・経験・資格等を有する被保護者等就労支援非常勤嘱託職員を福祉事務所に配置し、被保護者に対する適切な支援を行うことにより、就労自立の促進を図る。
lc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労準備支援プログラム	平19.3月	○			就労意欲を有する生活保護受給者に対し、生活保護受給者等就労支援事業等による就労支援を推進するために、就職活動のために必要な就労準備支援を行うことにより、支援対象者の就労活動の促進を図り、就労による経済的自立を図る。
Ta1福祉事務所 (策定プログラム数3)	母子家庭就労支援プログラム	平18.12月	○			稼働能力を有していながら子育て等による時間的拘束のため、未就労のまま生活保護受給を継続している母子世帯の母親に対し、各種社会資源の活用により職業情報の提供を行い、最終的には勤労収入と母子手当のみで生活できるように支援する。
	社会活動参加支援プログラム	平18.12月			○	高齢、病気・持病、精神・身体障害等により、引きこもり・閉じこもりや対人不安等の症状で、社会活動ができていない者を医療的支援、各種介護サービスの活用又は地域活動への参加等、それぞれの支援対象者に応じた個別プログラムの内容を通じて、社会的自立を実現させる。
	介護付き有料老人ホーム等入所者の生活・健康維持管理支援プログラム	平18.12月		○		介護付き有料老人ホーム等に入所中の単身の生活保護受給者に対し、各種の社会資源を最大限に活用し、入所者の生活・健康についての維持管理を支援する。
Tb2福祉事務所 (策定プログラム数2)	被保護者就労支援プログラム	平18.4.1	○			社会福祉事務所において行われる就労支援に際して、就労支援員により専門的な見地から助言、協力を行うことで、効果的な就労支援を実施し、被保護者の早期の就労と自立の助長を目的とする(就労支援員による就労支援を必須内容とし、被保護者により生活保護受給者等就労支援事業、母子家庭の母等職業的自立促進事業等を活用するもの)。
	生活保護受給者にかかる長期入院患者退院促進プログラム	平17.11.1		○		長期にわたり入院を継続している被保護者のうち、入院治療の必要性が高くなく、かつ、居宅生活等その他の生活形態が適切であると判断する者に対し、支援等を行うことにより社会的自立を促進する。
Tc3福祉事務所 (策定プログラム数7)	就労支援プログラム	平19.3.15	○			就労能力を有する被保護者に対し、就労意欲の増進及び改善を促し、稼働能力に応じた就労活動の支援を行い、被保護者の早期就労と増収に努める。
	精神障害者就労支援プログラム	平19.3.15	○			就労開始することで、生活リズムを整え、社会性を安定させるとともに稼働収入の増加に努める。
	母子世帯就労支援プログラム	平19.3.15	○			児童課と連携し支援を行うことで、求職活動を効率的に行い被保護者の早期就労と増収に努める。
	日常生活意欲向上プログラム	平19.3.15		○		自信喪失や挫折感のために社会に適合しなくなった被保護者に対し、自信を取り戻すことと同時に社会参加意識を助長し、社会貢献と自立意識・意欲の向上(社会性構築)を図る。
	母子世帯日常生活意欲向上プログラム	平19.3.15		○		母子の支援制度を活用することで、日常生活の安定を図り、生活環境の向上に努める。
	多重債務者等支援プログラム	平19.3.15		○		被保護者の多重債務を把握し、他のプログラムより本プログラムの利用を優先することで、その多重債務の早期解消に努める。
	元ホームレス等居宅生活支援プログラム	平19.3.15		○		地域社会の一員として、問題なく生活を送ることが出来るよう、日常生活の安定に努める。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Td4福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援プログラム(就労 促進事業)	平18.3月	○			生活保護受給者等就労支援事業を活用した就労支援のほか、 同事業を活用しない者に対する就労支援を実施するに当たり、 就労促進事業で雇用した相談員が支援を行う対象者、支援 内容、相談員の任用方法等について規定。
Te5福祉事務所 (策定プログラム数1)	生活保護受給者就労支援プ ログラム	平18.11月	○			就労可能な者及び就労意欲のある者に対して、従来よりきめ 細かな助言・指導を行うことにより、支援対象者の経済的・ 社会的自立を効果的に推進する。就労支援事業活用プログラ ムの対象者選定基準より緩やかにして対象者の範囲を幅広く 設定。
Ja1福祉事務所 (策定プログラム数1)	母子世帯の就労支援プログ ラム	平18.6月	○			被保護世帯として母子世帯を1世帯抱えており、その者の病 歴等の阻害要因を踏まえて就労支援を行なう。
Jb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	生活習慣病の被保護者の健 康管理に関する個別支援プ ログラム	平18.8.1		○		糖尿病を患っている被保護者に対し、栄養指導や運動指導を 行うことにより、①血糖値等を正常値に近づけ、自主的な健 康管理ができること、及び②医療費扶助費を削減することを 目的とする。
Jc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	長期入院患者退院支援プロ グラム	平19.3.1		○		長期間病院に入院している者で、病状が安定しており、受入 条件が整えば退院可能である者の社会的自立を促すために病 院等関係機関と連携を図り施設入所、又は、退院訓練を行う 等在宅生活への支援をしていく。
Ka1福祉事務所 (策定プログラム数1)	精神障害者在宅生活支援プ ログラム	平18.6月		○		在宅精神障害者に対し、個々の生活上の課題に応じ適切な助 言、指導・援助を行うことにより、支援対象者の日常生活自 立及び社会参加を促す。
Kb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	引きこもり改善支援プログ ラム	平19.1.1		○		関係機関と連携を図り、支援体制を組織化し、ひきこもり状 態の者が社会的適応能力を回復・維持できるよう支援してい くことにより、支援対象者の社会生活自立を促す。
Kc3福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労支援プログラム	平18.4月	○			被保護世帯のうち、稼働能力を有しながら活用が不十分と思 われる被保護者に対し、勤労意欲を喚起するとともに、就労 阻害要因を除去あるいは緩和し、就労による自立を促進す る。
	高齢者健康維持・向上プロ グラム	平18.12月		○		高齢者である被保護者の健康維持、地域社会との交流を促進 することを通じて、日常生活における自立を促進する。
Aa1福祉事務所 (策定プログラム数3)	生活保護受給者自立支援事 業(就労支援)	平17.10月	○			就労支援員によるカウンセリング事業、臨床心理士によるカ ウンセリング事業、司法書士等の専門職によるカウンセリング 事業を、個々の状況に応じて実施する。
	生活保護受給者自立支援事 業(多重債務者支援)	平18.7月		○		多重債務等金銭的な問題を抱える要保護者の生活の維持向上 のためには、債務の整理と金銭管理の徹底が不可欠であるこ とから、弁護士、司法書士等の専門家によるカウンセリング を通じ早期に債務を整理し自立を促す。
	生活保護受給者自立支援事 業(年金等未受給者支援)	平18.10月	○			高齢・障害年金、労災保険等の受給資格があるにもかかわらず、 手続きができていないため社会保険等を活用できていない 要保護者に対し、社会保険に関する専門家である社会保険 労務士によるカウンセリングを通じ早期に年金等を受給させ 自立を促す。
Ab2福祉事務所 (策定プログラム数7)	被保護者就職支援事業	平17.7.25	○			就労意欲を有しながらも、さまざまな事情により職を失った り、就職可能な条件がそろわなかったために仕事を離れていた 被保護者に対し、就労実現に向けた支援、就職の決定、定着 の全過程を、再就職支援を行う民間の事業者へ委託するこ とにより効率的かつ効果的に自立に向かわせる。
	被保護者就労支援事業	平17.4.1	○			就労に関する専門的な知識・経験等を有する就労支援員を各 区保健福祉センターに配置し、被保護者への就労指導を行う 現業員を側面的に援助するとともに、被保護者に対する適切 な支援を行うことにより、就労自立の促進を図る。
	区における就労支援強化事 業	平17.6.1	○			目的又は対象者を絞り込んだセミナー又は相談会等を実施す ることで、地域の状況を反映した効果的な支援を進め、もっ て被保護者の自立助長を推進していく。
	キャリアカウンセラー派遣 事業	平17.10.26	○			長期にわたる保護の受給、様々な生活上の問題のため、就業 意欲が減退若しくは消失している被保護者に対し、職業相談 の専門知識を持つキャリアカウンセラーによるカウンセリング を実施し、自立意欲の醸成・向上を図ることにより、被 保護者の自立助長を促進する。
	被保護者自立意欲喚起事業	平17.12.6	○			稼働年齢にあるものの、複雑で多様な悩みなどの理由により 稼働能力・就労意欲が著しく減退している者に対して、専門 家による相談や助言等を生活保護ケースワーカーと連携して 実施することにより、稼働能力・就労意欲を回復させるため の支援を行うとともに、支援終了後、他の就労支援施策につ なげていくなど、就労支援施策をより効果的に進めていく。
	被保護母子世帯自立支援プ ログラム	平17.6月	○			被保護者、取り分け自立の可能性が高い母子世帯を対象に自 立支援プログラムの策定及び組織的な取り組みを行う本事業 を実施することにより、被保護者の自立並びに就労支援の一 層の推進を図る。
	被保護者雇用促進助成事業	平17.8.1	○			生活保護を受給している者の雇用機会の確保と拡大及び雇用 の定着を図り、自立の助長に資する。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済的 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Ac3福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労支援員活用プログラム	平16.11.1	○			就労支援に関する専門知識及び経験を有する就労支援相談員を活用し、被保護者への就労の支援を行い、被保護者の自立助長及び就労促進を図る。
	健康管理医療相談員活用プログラム	平17.4.1 (平18.8月)		○		保健医療福祉に専門的知識を有する職員を活用し、被保護者への健康指導や医療相談、病状把握などを行うことにより、自立阻害要因の解消を図ると共に、適切な医療扶助の促進を図る。
Ad4福祉事務所 (策定プログラム数0)	未策定	—	—	—	—	—
Ae5福祉事務所 (策定プログラム数1)	生活保護受給者等就労支援事業に係る支援プログラム	平18.4.1	○			就労活動への支援及び被保護者の生活習慣等の改善への支援を行う。
La1福祉事務所 (策定プログラム数5)	就労支援プログラム	平17.4月	○			稼働能力を有する被保護者に対し保護担当ケースワーカーが就労指導を行う際、専門的な立場から助言、協力を行う機能をつくることにより生活保護世帯の自立支援を強化する。
	高校進学支援プログラム	平19.1.24	○			生活保護受給世帯に中学3年生等（高校入学を希望する時期）の子がいる場合、当該世帯の保護者に対して高校進学の必要性を喚起し、世帯の同意を得た上で、本プログラムを実施する。高校進学に関する手続きや各看護制度の活用等を支援することにより、子どもの高校進学の実現を図り、もって、世帯の自立を助長する。
	高齢者閉じこもり予防支援プログラム	平19.3.30		○		社会的に閉じこもり状態になる可能性の高いおおよね60歳以上の高齢者を対象に、訪問活動等を通じて、対象者が地域社会とのつながりを維持・回復するための支援を行う。
	多重債務解決支援プログラム	平18.3月		○		生活保護受給者（申請者）に借金（多重債務に限らず）がある場合、生活保護費が借金の返済に充てられることになり、最低生活の維持が困難となる。生活保護受給者（申請者）に借金問題があることが判明した場合、本人の同意を得た上で、弁護士・司法書士など法律の専門機関や法律扶助協会を活用して、多重債務の解決を図る。
	ホームレス等居住生活移行支援プログラム	平18.3月		○		ホームレス等居住生活移行支援プログラムを実施し、居宅生活への移行支援を行い生活基盤の安定を図る。
Lb2福祉事務所 (策定プログラム数3)	福祉事務所一般型就労支援	平17.8.10 (平18.4.28)	○			稼働能力の活用を図ることが可能な生活保護受給者に対し、福祉事務所として組織的かつ計画的な自立支援プログラムに基づき就労支援を行うことにより、自立助長の推進を図る。
	ホームレス自立生活支援員による自立支援	平17.4月		○		福祉事務所が居宅確保の方針を検討することを目的に中央保護所に入所させた被保護者（元ホームレス）について、生活能力等の状況を把握し福祉事務所に報告するとともに、このうち、居宅確保の処遇方針が決定した入所者に対しては、自立生活の安定に向けた支援と、居宅生活開始直後の集中的な生活支援を行うホームレス自立生活支援員を配置し、福祉事務所との連携により、これらの者が居宅生活の安定を図る。
	中国語通訳者派遣事業	平17.4月			○	地区担当員が、自立支援プログラムに基づき、生活相談、就労支援及び必要な助言指導を行う場合、中国語通訳者を活用することにより意思の疎通を容易にし、中国帰国被保護者に対するきめ細やかな処遇と自立を確保すること。
Lc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	母子家庭の母に対する就労支援促進事業	平18.12月	○			被保護世帯のうち母子家庭で就労意欲を有する者に対して、母子自立支援員（保健福祉部児童・障害福祉課配属）との連携により、きめ細やかな助言・指導をすることにより、支援対象者の経済的・社会的自立を促す。
Ma1福祉事務所 (策定プログラム数1)	精神障害者退院支援プログラム	平18.4月		○		精神科病院等関係機関と連携を図り、精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者に対し、施設入所を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促す。
Mb2福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労自立支援推進プログラム	平18.7月	○			就労意欲を有する者に対して、ハローワーク、各関係機関、地区民生委員等と連携し、助言・指導することにより、経済・社会的自立を促す。
	外国人等自立援助推進事業プログラム	平18.7月			○	生活保護受給者及び生活保護相談者の外国人等に対して、日本語通訳者が言葉の助言・指導をすることにより、経済的・社会的自立を促進する。
Mc3福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労支援プログラム	平18.4月	○			福祉事務所として被保護者に支援を行い、将来像の確立に方向性を与え、自らの自覚と責任の下で将来を開拓していく。
	不登校児支援プログラム	平18.4月			○	不登校状態の子どもとその親に対し、関係機関と連携した支援を行うことにより、子どもの不登校状態の解消及び社会的適応能力の向上・健全育成を図る。
Ba1福祉事務所 (策定プログラム数1)	若年者就労支援事業	平18.4月	○			中卒、高校中退、高卒の若年層で不就労の者、若しくはアルバイト等で就労はしているが小額収入の者、夜間定時制高校、通信制高校在学の者で稼働能力の活用が不十分な者に対して、被保護者等就労支援事業とは別に、ケースワーカーによるハローワークへの同行、高等技術専門校、障害者能力開発校等関係機関との連携によって、求職や技術取得など就労に向けての支援を行う。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Bb2西福祉事務所 (策定プログラム数1)	被保護者就労支援事業（就労促進事業）	平18.4月	○			稼働能力を有する被保護者に対し、ケースワーカーが就労指導を行う際、就労支援相談員が、専門的な立場から助言、援助を行う。
Bc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	被保護者就労支援事業（就労促進事業）	平17.4.1	○			就労促進に精通する者を就労支援相談員として雇用し、就労意欲と稼働能力を有する被保護者に対し、その専門的な立場、知識から助言、援助を行うことにより被保護世帯の自立促進を行う。
Bd4福祉事務所 (策定プログラム数1)	高校進学支援プログラム	平18.4月	○			生活保護世帯における中学卒業予定者の自立を促し、保護の循環を防ぐ観点から、高校等進学を勧め必要な助言を行い、また、就労を希望する者に対しては、ハローワークに同行訪問し、新卒卒業紹介相談を行う。
Be5福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援員活用プログラム（就労促進事業）	平15.3.27	○			生活保護自立支援相談員を設置し、生活保護受給者の就労を促進することにより経済的自立を支援する。
Na1福祉事務所 (策定プログラム数1)	精神障害者退院支援プログラム	平18.6.1		○		精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能であるものに対し、施設入所、または退院訓練を行い、在宅生活への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促す。
Nb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援プログラム（就労促進事業）	平18.4.1	○			就労支援相談員が、支援対象者の意向を踏まえた上で就労支援を行い、就労に結びつくよう支援する。また、必要に応じて、「生活保護受給者等就労支援事業」へ移行する。
Nc3福祉事務所 (策定プログラム数2)	高校進学支援プログラム	平18.4.1	○			中学3年生の子どもを持つ親に、子どもの高校進学に対する動機付けを行い、親子の進学意識を高め、貸付資金・就学扶助の情報提供を行う等、高校入学まで支援していくことで、子どもの社会的自立を促す。
	不登校児支援プログラム	平18.4.1			○	不登校状態の子供とその親に対し、関係機関と連携した支援を行うことにより、子供の不登校状態の解消及び社会的適応能力の向上、健全育成を図る。
Ca1福祉事務所 (策定プログラム数1)	知的障害者等に対する生活訓練事業	平17.4.1		○		知的障害や精神障害などのため基本的な生活能力を欠く者に対して、生活訓練を行うことにより、自立に向けた支援を行う。
Cb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労促進事業	平17.4.1	○			就労支援相談員を配置することにより、被保護世帯に属する稼働能力を有する者に対し、専門的な立場から助言・指導を行い、適切かつ迅速な職業相談及び就労指導を展開して被保護世帯の自立を促進することを目的とする。
Cc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	在宅要介護高齢者等支援プログラム	平18.12.25		○		生活保護受給者中の在宅要介護高齢者等に対し、関係機関と連携のうえ、介護保険サービスやその他社会資源の適切な利用、指導等の支援を行うことで、寝たきり予防、事故防止又は日常生活における自立を目指す。
Oa1福祉事務所 (策定プログラム数3)	長期入院患者退院支援プログラム	平18.6月		○		医療機関等関係機関と連携し、医療機関に長期入院している者で、病状が安定しており、受入れ条件が整えば退院可能である者に対し、在宅生活等への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促す。
	精神障害者在宅生活支援プログラム	平18.6月		○		在宅生活を送るに当たり社会的支援が必要な精神障害者に対し、個々の生活上の課題に応じた制度、サービスを利用できるよう支援していくことにより、支援対象者の日常生活自立及び社会参加を促す。
	高校進学支援プログラム	平18.9月	○			中学3年生の子どもを持つ親に、子どもの高校進学に対する動機付けを行い、親子の進学意識を高め、貸付資金・高等学校等就学費の情報提供を行う等、高校入学まで支援していくことで、保護世帯の子どもの社会的自立を促す。
Ob2福祉事務所 (策定プログラム数2)	就労促進事業	平17.4.1	○			「就労促進員」を設置し、被保護者及び要保護者の職業相談及び就労指導、公共職業安定所等関係機関との連絡調整等を行う。
	長期入院患者退院促進事業	平17.4.1		○		生活保護医療相談員を設置し、①社会的退院阻害要因の解消のため、関係機関との連絡調整等指導援助を行い、受け入れ先確保等の退院支援を行うこと、②生活保護の医療及び介護に係る相談業務等を円滑に行うこと。
Oc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	精神障害者退院支援プログラム	平18.9.8		○		精神科病院等関係機関と連携を図り、精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者（以下「支援対象者」という。）に対し、施設入所、または、退院訓練を行う等、在宅生活への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促す。
Da1福祉事務所 (策定プログラム数2)	母子世帯・若年者等自立・就労促進事業	平17.4月	○			生活保護を受給する母子世帯等の親及び若年者等に対して、その就労を支援する。
	長期入院患者社会復帰促進事業	平17.4月		○		長期入院患者で退院可能な者について、自立支援プログラムの手法を導入することで、社会復帰を促進する。
Db2福祉事務所 (策定プログラム数3)	就労支援専門員を活用した就労支援事業（就労促進事業）	平17.4.1	○			公共職業安定所の実務経験者を「就労支援専門員」として福祉事務所に配置し、稼働能力を有する被保護者に対して、専門的助言、支援を行い、より効果的な職業相談及び就労指導を展開して被保護者の自立支援を強化する。
	長期入院患者退院サポート事業	平18.4.1		○		入院治療の必要はないが、退院後の受入施設がない等により、退院が困難で長期入院となっている被保護者について、委託看護師を退院に向けたコーディネーターとして活用し、在宅生活への復帰・施設等への入所を援助する。
	生活習慣病患者等の入院予防事業	平18.4.1		○		被保護者の在宅生活の維持、医療費の適正化についての意識の啓蒙、保護費の6割以上を占める医療費の適正化。

調査対象福祉事務所	策定プログラム	策定年月 (改定年月)	経済 自立	日常生 活自立	社会生 活自立	プログラムの目的
Dc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援相談員による就労 支援プログラム	平15.4.1	○			公共職業安定所の実務経験者を「就労支援専門員」として福祉事務所に配置し、稼働能力を有する被保護者に対し、専門的助言、支援、協力をを行い、被保護世帯に対する強力な迅速な職業相談及び就労指導を展開して被保護世帯の自立支援を強化する。
Dd4福祉事務所 (策定プログラム数3)	退院促進個別援助事業	平16.10.1		○		生活保護受給中の入院患者のうち、いわゆる社会的入院となる可能性の高い者に対し、当該入院患者の状態に即した適切な受入先の確保及び退院後に必要なコーディネート等、退院後を見据えた支援を行う。
	健康管理個別援助事業	平18.8.1		○		生活保護受給者のうち、糖尿病、高血圧症、高脂血症に罹患する者に対し、当該保護受給者の症状・体調に応じた適切な助言・指導を行うなど個別の健康管理に関する支援を行い、生活習慣の改善を通じた健康面での自立を促す。
	就労支援個別援助事業	平18.10.1	○			生活保護受給者のうち、就労阻害要因が解消しているにもかかわらず就労していない者及び近い将来就労阻害要因の解消が見込まれる者に対し、当該保護受給者の経歴に応じたきめ細かな助言・指導を行い、個別に就労意欲の喚起や求職活動の支援を行い、支援対象者の経済的・社会的自立を目指す。
De5福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援プログラム	平18.4.1	○			稼働年齢層で稼働能力がありながら就労に至らない被保護者に対して、積極的な支援を行う。
Pa1福祉事務所 (策定プログラム数3)	就労支援事業活用プログラム	平18.4.1	○			生活保護受給者のうち稼働年齢層で嘱託医協議の結果、稼働可能判定がなされた者に対し、生活保護受給者就労支援事業の活用などにより、就労を支援する。
	多重債務者等対策プログラム	平18.4.1		○		民間金融機関等の融資の返済のため生活困窮している者に対して、公的機関、専門機関等の協力を得ながら債務整理を実施し、生活基盤の安定を図る。
	住居確保・居宅生活等生活 支援プログラム	平18.4.1		○		障害を有するために居宅生活に支援を要する者に対して、役場、社会福祉協議会等の公的機関及び民生委員、福祉施設、知的障害者地域コーディネーター等の専門機関の協力を得ながら支援を実施し、経済・生活基盤の安定を図る。
Pb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	高校進学支援プログラム	平18.12月	○			中学3年生の子どもを持つ親に子どもの高校進学に対する動機付けを行い、親子の進学意識を高め、貸付資金・就学扶助の情報提供を行う等、高校入学までに支援していく。
Pc3福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労支援プログラム	平18.2月	○			稼働能力を有する被保護者に対し、「就労支援相談員」を福祉事務所に配置し、様々な就労阻害要因を取り除くため集中的な助言、支援を行う。
Ea1福祉事務所 (策定プログラム数1)	就労指導・支援プログラム	平17.5.12	○			稼働年齢層の者に対して、就労支援コーディネーター（当面は査察指導員が兼務）及び担当ケースワーカー等が組織的にきめ細やかな就労指導・支援を行うことにより、早期に支援対象者の社会・経済的自立を促す。
Eb2福祉事務所 (策定プログラム数1)	生活保護世帯就労促進事業 (就労促進事業)	平17.4.1	○			要保護世帯の稼働年齢層の者等の自立助長を推進するため、福祉事務所に就労支援専門員を配置し、稼働年齢層等の就労を促進する。
Ec3福祉事務所 (策定プログラム数5)	就労支援プログラム(就労促進 進事業)	平17.10月	○			稼働能力、勤労意欲を有し、就労に至るまでの阻害要因がない者に対し、①自立生活相談員との連携のもと、履歴書の作成等の指導や安定所への同行訪問、②職場適用訓練による就労の経験、③生業扶助の活用による高等職業訓練校の職業訓練の受講などを行う。
	障害者就労支援プログラム		○			身体障害・知的障害・精神障害を有する者に対し、①安定所（雇用指導官）の協力を受けながら、トライアル雇用事業等の活用、②職場適用訓練等による就労の経験、③障害児・者そらだんサポートセンターとの連携のもと就労前後に細やかなフォローの実施、④採用後6か月～1年以内に就労定着を図るためカンファレンスを行う。
	精神障害者日常生活支援プ ログラム		○			精神障害等により日常生活の安定が必要と考えられる者に対し、病状改善と社会性の向上を図るため、保健師（保健師）や医療機関（精神保健福祉士）との連携から、対象者の病状、生活実態、服薬状況を把握し、その程度に応じて訪問看護、ケアへの通所、授産施設等への通所、セルフヘルプグループ等への参加等を段階的に促す。
	高齢者健康維持・向上プ ログラム		○			心身の健康に配慮が必要で、社会性に欠けると考えられる高齢者に対し、生活支援、健康維持、社会性向上のため、①民生委員による定期的な家庭訪問、②必要に応じて、保健師等による生活指導・栄養指導や、ヘルパー派遣、生きがいデザイナーサービスを提供する。
	多重債務者等対策プログラ ム		○			多重債務者であって債務履行中の者や、金銭管理能力に問題のある者に対し、①無料法律相談や法律扶助協会の法律扶助の活用による早期の債務整理、②対象者同意のもと地域福祉権利擁護事業の活用を進める。
合計	164 100.0%	--	86 52.4%	61 37.2%	17 10.4%	--

(注) 当省の調査結果による(平成19年3月末現在)。

事例表1 プログラムの策定が1分野のみの福祉事務所の例

福祉事務所 (都道府県)	事例の概要
Eb2福祉事務所	<p>【平成17年度:保護率15.61%、被保護世帯3,535世帯、査察指導員5人、ケースワーカー45人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>生活保護費の削減につながる就労支援に係るプログラムを優先的に策定・実施することとし、経済自立分野の「生活保護世帯就労促進事業」(平成17年4月策定)のみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所は、当省の調査に対し、日常生活自立分野及び社会生活自立分野のプログラムについて、直接的に保護費の削減に結びつくものではなく、プログラムの策定及び実施により職員の業務負担が増えることが懸念されるため、当面策定する予定はないと説明している。</p> <p>(注) Eb2 福祉事務所では、多重債務者等支援プログラム及び社会参加支援プログラムの策定を検討し、プログラム(案)を作成したものの、平成18年9月に厚生労働省へ照会した結果(同省からは策定を急ぐ必要はない趣旨の回答)等を踏まえて、両プログラムの策定を見送った経緯がある。</p>
Sb2 福祉事務所	<p>【平成17年度:保護率13.7%、被保護世帯2,256世帯、査察指導員3人、ケースワーカー25人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>Sb市本庁において、一括してプログラムを策定している。同市では、平成19年3月末現在、経済自立分野の「就労支援に関する個別支援プログラム」(17年8月策定)のみ策定されている。</p> <p>同市は、当省の調査に対し、日常生活自立分野及び社会生活自立分野のプログラムを策定していない理由について、平成14年度から開始した就労支援員による就労支援の取組が定着し、体制も確保されていることから、この取組を優先的に実施することとしているためと説明している。</p>
Jb2 福祉事務所	<p>【平成17年度:保護率3.06%、被保護世帯1,097世帯、査察指導員1人、ケースワーカー11人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>プログラムを策定するために被保護世帯の状況や自立阻害要因の類型化についての必要性を認識しているとしている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、厚生労働省から具体的な類型化の方法について示されていないことから、管内の被保護世帯数が1,000世帯以上に上っている上、自立阻害要因が複雑でその方法が分からないため、厚生労働省の手引(案)において示されている11プログラム例から策定しやすいものを選定したとして、日常生活自立分野の「生活習慣病の被保護者の健康管理に関する個別支援プログラム」のみが策定されている。</p>
Td4 福祉事務所	<p>【平成17年度:保護率3.82%、被保護世帯363世帯、査察指導員1人、ケースワーカー5人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>平成17年度から国庫補助事業(セーフティネット支援対策等事業)により就労支援相談員を1人配置し、経済自立分野の「就労支援事業プログラム」のみ策定されている。</p> <p>同福祉事務所は、当省の調査に対し、母子世帯において生活保護の世代間継承がみられるため、特に子に対する支援として学校や児童相談所等関係機関との連携を強化し、自立した生活に対する認識を向上させる必要があると考えているが、プログラムの策定・実施はケースワーカーの負担増加となると危惧していると説明している。</p> <p>同福祉事務所では、プログラムの策定・実施に関するケースワーカー等の負担軽減の観点から、厚生労働省に対し、類型ごとのプログラムの詳細なひな形(自立の評価基準含む)を示して欲しいとの要望を有している。</p>

福祉事務所 (都道府県)	事例の概要
Rc3 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 4.9‰、被保護世帯 157 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム】</p> <p>被保護世帯の半数以上が「高齢者世帯」(平成 17 年度 51.3%)に分類されていることから、19 年 3 月末現在、扶養義務者との交流が全くない被保護者や、扶養義務者との交流を望んでいるがきっかけがつかめない被保護者を支援する「生活保護扶養義務者交流促進プログラム」(18 年 4 月策定)の社会生活自立分野のプログラム 1 本のみ策定している。</p> <p>同福祉事務所は、当省の調査に対し、管内の被保護者の高齢化が今後ますます進む状況にあることから、他の自立分野のプログラムとして、国民年金等の受給に向けての準備を支援するプログラム(経済自立分野)の策定を視野に入れているが、規模の小さい福祉事務所であることから、国が具体的な実施要綱例を示すなどしてくれば、取り組みやすいと説明している。</p>
Cc3 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 9.39‰、被保護世帯 123 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 3 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム】</p> <p>自立阻害要因等の類型化などプログラムの具体的な策定方法が分からないことから、以前から実施していた在宅要介護高齢者に対する支援活動のうち被保護者を対象としたものを、「在宅要介護高齢者等支援プログラム」(日常生活自立分野)として位置付けて策定している。</p> <p>同福祉事務所は、当省の調査に対し、今後、新しいプログラムを策定するとしても策定方法が分からないこと等から自ら策定するのは難しいとし、国によって、より具体的な事例集や情報の提供及びプログラムを策定しやすい環境整備が行われた場合、それらを活用してプログラムの策定が進められるのではないかと説明している。</p>
Be5 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 4.72‰、被保護世帯 591 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 9 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム】</p> <p>平成 15 年度から生活保護自立支援相談員を設置し、「就労支援事業」を実施しており、17 年度の自立支援プログラム制度の導入に伴い、本事業を自立支援プログラム(経済自立分野)と位置付けている。</p> <p>同福祉事務所は、当省の調査に対し、日常生活自立分野及び社会生活自立分野のプログラムの策定について、i)プログラムでは支援記録等の様式を定めることとなるが、これらを作成することとなると、ケースワーカーの業務量が増え負担となる、ii)被保護者ごとに処遇方針を決定しており、これに基づきケースワークを行えば十分であり、あえてプログラムを策定する必要はないと説明している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による(平成 19 年 3 月現在)。

2 策定プログラム数は、生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムを除く。

表 1-⑦ 管内の被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が所在する都道府県平均よりも相当程度高く、高齢者世帯を主な対象とするプログラムを策定することが望ましい例

(単位：世帯、%)

福祉事務所名	高齢者世帯 (17年度)	全被保護世帯に占める 高齢者世帯の割合	都道府県平均(17年度)	プログラムの策定状況
Fa1福祉事務所	626	51.0	39.3	「就労支援（強化）プログラム」及び「ひきこもり対応プログラム」が策定されているが、高齢者世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Qa1福祉事務所	294	52.6	42.2	「稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム」が策定されているが、高齢者世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Bd4福祉事務所	77	48.7	38.1	「高校進学支援プログラム」が策定されているが、高齢者世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「プログラムの策定状況」は、平成19年3月現在のものである。

表 1-⑧ 管内の被保護世帯に占める母子世帯の割合が所在する都道府県平均よりも相当程度高く、母子世帯を主な対象とするプログラムを策定することが望ましい例

(単位：世帯、%)

福祉事務所	母子世帯 (17年度)	全被保護世帯に占める 母子世帯の割合	都道府県平均(17年度)	プログラムの策定状況
Td4福祉事務所	43	11.9	6.4	「就労支援プログラム」が策定されているが、母子世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Ad4福祉事務所	405	14.4	11.1	母子世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Lb2福祉事務所	531	16.9	13.5	「福祉事務所一般型就労支援プログラム」、「ホームレス自立生活支援員による自立支援プログラム」及び「中国語通訳者派遣事業プログラム」が策定されているが、母子世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Ba1福祉事務所	75	12.4	9.3	「若年者就労支援事業プログラム」が策定されているが、母子世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Dc3福祉事務所	411	11.0	7.5	「就労支援相談員による就労支援プログラム」が策定されているが、母子世帯を主な対象とするプログラムは策定されていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「プログラムの策定状況」は平成19年3月現在のものである。

表 1-⑨ 入院の被保護者に占める精神障害者の割合が所在する都道府県平均よりも相当程度高く、精神障害者を主な対象とするプログラムを策定することが望ましい例
(単位：人、%)

福祉事務所名	入院している被保護者数(医療扶助受給の入院者総数)	うち精神障害者数	入院している被保護者数に占める精神障害者の割合	都道府県平均	プログラムの策定状況
全国	130,630	58,823	45.0	—	—
Fd4福祉事務所	296	164	55.4	42.6	「就労支援プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Fe5福祉事務所	34	18	52.9	42.6	「多重債務者等のための個別支援プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Qa1福祉事務所	33	19	57.6	43.8	「稼動年齢者実態把握調査徹底プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Qc3福祉事務所	108	67	62.0	43.8	「生活保護受給者就労支援事業」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Ib2福祉事務所	170	108	63.5	49.4	「就労支援員を活用した自立支援プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Ic3福祉事務所	60	41	68.3	49.4	「就労準備支援プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Aa1福祉事務所	95	51	53.7	32.8	「生活保護受給者自立支援事業(就労支援)」、「生活保護受給者自立支援事業(多重債務者支援)」、「生活保護受給者自立支援事業(年金等未受給者支援)」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Lc3福祉事務所	71	36	50.7	35.6	「母子家庭の母に対する就労支援促進事業」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Mc3福祉事務所	19	15	78.9	56.8	「就労支援プログラム」及び「不登校児支援プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Be5福祉事務所	81	54	66.7	55.2	「就労支援員活用プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。
Cc3福祉事務所	27	21	77.8	54.9	「在宅要介護高齢者等支援プログラム」が策定されているが、精神障害者を主な対象とするプログラムは策定されていない。

(注)1 当省の調査結果による。

2 「入院している被保護者数(医療扶助受給の入院者総数)」、「うち精神障害者数」、「入院している被保護者数に占める精神障害者の割合」及び「都道府県平均」については、厚生労働省の資料(平成18年10月分のデータ)による。

3 「プログラムの策定状況」は平成19年3月現在のものである。

表 1-⑩ プログラムの未策定及び策定が一部の分野に偏っている主な理由

整理番号	理由の類型	福祉事務所	プログラムの策定状況	主な理由
1	体制的に困難・業務負担の増加を危ぐ (6福祉事務所)	Ga1福祉事務所	未策定	管内の被保護者の特徴として、高齢者世帯が約5割、傷病・障害者世帯が約3割を占めていることから、経済的自立以外のプログラムを策定する必要があると認識しているが、自立のための支援員などの体制整備が前提となる。
2		Td4福祉事務所	1分野のみ策定	母子世帯の子に対する支援として学校や児童相談所等との関係機関との連携を強化し、自立した生活に対する認識を向上させる必要があると考えているが、プログラムの実施はケースワーカーの負担増加となることを危ぐしている。厚生労働省は類型ごとのプログラムの詳細な雛形(自立の評価基準含む)を示して欲しい。
3		Ad4福祉事務所	未策定	プログラムを策定する体制的な余裕がない。
4		Be5福祉事務所	1分野のみ策定	ケースワーカーの業務負担の増加を危ぐしている。プログラムを策定しなくても、通常のケースワークで対応可能である。
5		Pb2福祉事務所	1分野のみ策定	日々の業務に忙殺され、日常のケースワークに係る事務手順を改めてマニュアル化し、自立支援プログラムとして整備するだけの余裕はない。
6		Eb2福祉事務所	1分野のみ策定	就労支援に係るプログラムを優先的に策定・実施することとしている。日常生活自立及び社会生活自立に係る自立支援プログラムは、直接的に保護費の削減に結びつくものではなく、プログラムの策定及び実施により職員の業務負担が増えることが懸念されるため、当面、策定の予定はない。
7	効果が期待できない (2福祉事務所)	Bd4福祉事務所	1分野のみ策定	他の自立支援プログラムの策定について、通常のケースワークで対応可能であること、費用対効果が期待できないことなどから、あえてプログラムを策定する必要はなく、策定予定もない。
8		Ma1福祉事務所	1分野のみ策定	自立支援プログラムを策定するための労力等負担とプログラム実施による効果を比較すると、負担の方が大幅に上回るため、今後も積極的に策定する予定はないが、国等がマニュアルとして利用できる自立支援プログラムを例示するならば、利用できるものがあれば利用を検討したい
9	従前どおりのケースワーカーによる対応で可能 (4福祉事務所)	Ae5福祉事務所	1分野のみ策定	「生活保護手帳」(赤本)を基に業務を進めればよいと考えており、「就労支援事業」以外には必要はないと考えている。
10		Be5福祉事務所	1分野のみ策定	整理番号4の再掲
11		Bd4福祉事務所	1分野のみ策定	整理番号7の再掲
12		Ba1福祉事務所	1分野のみ策定	他のプログラム例については、日常のケースワーカー業務において支援が可能であるため。
13	就労支援を優先 (8福祉事務所)	Qa1福祉事務所	1分野のみ策定	平成18年度策定の「稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム」(支援対象者の稼働能力を判定し、その結果に基づき就労指導及び療養指導を行うもの)の定着を優先している。
14		Qc3福祉事務所	1分野のみ策定	平成18年3月策定の「生活保護受給者就労支援事業(就労促進事業)」の定着を優先している。
15		Qe5福祉事務所	1分野のみ策定	平成18年度策定の「稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム」の定着を優先している。
16		Sb2福祉事務所	1分野のみ策定	就労支援専門員による就労支援の取組が定着し、体制も確保されていることから、それを優先的に実施することとしているため。
17		Ja1福祉事務所	1分野のみ策定	高齢者世帯の自立は困難なことから、就労による自立を優先し母子家庭の就労支援プログラムを策定した。
18		Ae5福祉事務所	1分野のみ策定	整理番号9の再掲
19		Nb2福祉事務所	1分野のみ策定	厚生労働省が就労支援事業活用プログラムの実施から早急かつ優先的に取り組むよう指示しており、各福祉事務所がこれを受けて経済的自立を目標とした個別支援プログラムの取組みを優先的に進めたためである。
20		Eb2福祉事務所	1分野のみ策定	整理番号6の再掲

整理番号	理由の類型	福祉事務所名	プログラムの策定状況	主な理由
21	類型化の方法が分からない (4福祉事務所)	Te5福祉事務所	1分野のみ策定	自立阻害要因は各世帯、個人ごとに千差万別であり、世帯や個人ごとの類型になってしまうため、厚生労働省において、類型化の方法について具体的に示して欲しい。
22		Jb2福祉事務所	1分野のみ策定	被保護世帯数が1,000世帯以上に上っている上、自立阻害要因が複雑で、どのように類型化すべきか分からないため、手引(案)に例示された11種類のプログラムの中から、策定しやすいものを選択した。
23		Jc3福祉事務所	1分野のみ策定	自立阻害要因が複雑で、どのように類型化すべきか分からないため、手引(案)に例示された11種類のプログラムの中から、策定しやすいものを選択した。
24		Bc3福祉事務所	1分野のみ策定	プログラムに対する需要があるかどうか、対象者の洗い出しが困難である。
25	参考となるプログラム例等の提示が不足 (4福祉事務所)	Rc3福祉事務所	1分野のみ策定	高齢者が増加しているため、年金受給のための準備を行うプログラムの必要性を認識しているが、規模の小さい福祉事務所であるため、国が具体的なプログラム例を示すなどしてくれれば、取り組みやすくなる。
26		Td4福祉事務所	1分野のみ策定	整理番号2の再掲
27		Ma1福祉事務所	1分野のみ策定	整理番号8の再掲
28		Qc3福祉事務所	1分野のみ策定	自立支援プログラムの策定を検討するに当たって、参考とする手引(案)のプログラム例(11例)について、具体的な内容となっていないものがあることから、厚生労働省、又は高知県福祉指導課において、全国的な自立支援プログラムの実施状況を踏まえ、具体的なプログラム例を提示してほしいとの要望を有している。
29	その他(「新たなプログラムの策定を検討中である」など) (8福祉事務所)	Ia1福祉事務所	1分野のみ策定	高齢者、傷病者、障害者が90%以上のため、策定している「地域の社会資源等と連携した日常生活支援プログラム」で十分と考え、検討していない。
30		Ib2福祉事務所	1分野のみ策定	退院促進に関するプログラムを検討中である。
31		Kb2福祉事務所	1分野のみ策定	他のプログラムの策定について、検討に上がったものもあるが、支援対象者がいないことから見送りとなった。
32		Lc3福祉事務所	1分野のみ策定	精神障害者の日常支援プログラムを検討中である。
33		Cc3福祉事務所	1分野のみ策定	3町合併による市制移行(平成15年4月)から日が浅く、生活保護行政についての知識が十分でなかったため、プログラムの具体的な策定方法が分からなかった。
34		Bb2福祉事務所	1分野のみ策定	医療扶助費削減に効果的な長期入院患者退院促進プログラムの策定を検討中である。
35		Cb2福祉事務所	1分野のみ策定	40本のプログラムを策定中である(19年4月策定)。
36		pc3福祉事務所	1分野のみ策定	新規で保護を開始する者の半分程度に負債があり、中には多重債務によって日常生活に支障をきたす者も少なくないことから、平成19年4月を目処に「多重債務者に対する自立支援プログラム(仮称)」を策定すること検討中である。

(注)1 当省の調査結果による(平成19年3月現在)。
2 一福祉事務所複数理由を挙げているものがある。

表 1-⑪ 調査対象 74 福祉事務所のうち自立阻害要因の類型化を実施しているとみられるもの(平成 19 年 3 月現在)

No.	都道府県・市(区)	調査対象福祉事務所	プログラム策定分野・数	類型化の実施状況
1	Fc 市	Fc3 福祉事務所	3 分野 8 プログラム	平成 16 年度から 17 年度まで、外部の学識経験者(地元大学教授等)、福祉関係団体役員から成るワーキンググループを設置し、母子世帯を生活型母子世帯、就労型母子世帯などに類型化し、類型ごとの効果的支援策を検討し、母子世帯を主な対象にしたプログラムを策定している。
2	Ha 市	Ha1 福祉事務所	2 分野 9 プログラム	自立支援プログラムを作成するに当たって、平成 18 年 1 月から 3 か月間、課長、各係長のほか、ケースワーカーや就労支援員が参加するプロジェクトチームを設置している。この中で個別ケースをリストアップし、支援のシュミレーションも行っている。 同福祉事務所は、就労支援に関するプログラムにおいて、①「就労阻害要因のある者で、就労意欲も持っていない者」、②「就労阻害要因のある者で、就労意欲も持っている者」、③「就労阻害要因がなく、稼働している者で、転職・増収が必要な者」、④「就労阻害要因がなく、稼働していない者で、就労意欲を持っている者」、⑤「就労阻害要因がなく、稼働していない者で、就労意欲を持っていない者」に類型化し、類型ごとにプログラム及び支援メニューを設定している。
3	Hc 市	Hc3 福祉事務所 (Hc 市がプログラムを一括で策定)	2 分野 5 プログラム	平成 17 年 8 月から 18 年 3 月まで、管内の 4 つの福祉事務所の査察指導員やケースワーカー等から成るプログラム作成委員会(10 回開催)を設け、18 年度当初に、就労支援に係るプログラムを策定している。 このプログラム作成委員会において、ケースワーカーに対するアンケート調査や就労阻害要因に対応する支援策の調査等を実施し、たたき台を作成・検討している。 Hc 市は、自立支援プログラム(就労支援)において、阻害要因として、①「傷病(一般・精神)」、②「障害」、③「育児」、④「介護」、⑤「多重債務」、⑥「就労経験の不足・自信・意欲の欠如等」を挙げ、その対応及び活用できるプログラムを示している。
4	Hd 市	Hd4 福祉事務所 (Hd 市がプログラムを一括で策定)	3 分野 12 プログラム	平成 15 年 9 月から稼働能力基礎調査を開始しており、就労阻害要因を「疾病・障害等の阻害要因」、「家庭的な阻害要因」、「社会的な阻害要因」及び「高校等の在学中の阻害要因」に分類して把握し、これに基づき就労支援を実施することとしている。 また、Hd 市は、経済自立、日常生活自立及び社会生活自立のすべての分野の自立支援プログラムを体系立てて策定している。

(注) 当省の調査結果による。

2 自立支援プログラムの実効性の確保

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (プログラムに定める事項)</p> <p>厚生労働省は、17年度基本方針において、プログラムとは、福祉事務所が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容と実施の手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に対して必要な支援を組織的に実施するものであるとしている。</p> <p>さらに、手引(案)において、都道府県等に対し、事務の効率的・効果的な執行を図るため、プログラムの実施要綱を策定し、支援の具体的内容、実施の手順等を明確にするよう求めている。また、手引(案)において、プログラムの実施要綱に定めることが考えられる事項として、i)プログラムの目的、ii)対象者の範囲及び選定手順、iii)支援の具体的内容、iv)支援の方法及びその支援を行う者又は関係機関等、v)関係機関との連絡手続の五事項を示している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当省において、厚生労働省が平成17年3月に手引(案)の中で示した11プログラム例について、支援の具体的内容、実施の手順等の例示状況を調査した結果、就労支援事業活用プログラム、社会参加活動プログラム、生活習慣病患者健康管理プログラム及び精神障害者退院促進支援事業活用プログラムの4プログラム例については、支援の具体的内容、実施の手順が示されている。しかし、残り7プログラム例(①福祉事務所における就労支援プログラム、②若年者就労支援プログラム、③精神障害者就労支援プログラム、④日常生活意欲向上プログラム、⑤高齢者健康維持・向上プログラム、⑥元ホームレス等居宅生活支援プログラム、⑦多重債務者等対策プログラム)については、対象者及び支援例が示されているだけであり、支援の具体的内容、実施の手順等は示されていない。</p> <p>このようなことから、当省が調査対象74福祉事務所のうち72福祉事務所において策定されている164プログラムについて、支援の具体的内容、実施の手順等が明確化されているか調査した結果、以下の例のとおり、プログラムの支援内容、実施の手順等の明確化が図られているものがある一方、福祉事務所においてこれらの手順等が明確にされておらず、組織として効果的に継続した支援を行い得ないおそれのあるものがみられた(7福祉事務所8プログラム)。</p> <p>また、調査対象とした福祉事務所の中には、手引(案)を参考にプログラムの支援内容、実施の手順等の明確化を行っているため、現在これらが明確にされている4プログラム例のほかにもこれらの充実を望む意見がみられた。</p> <p>① プログラムの支援内容、実施の手順等の明確化が図られている例</p> <p>Hc3福祉事務所(平成17年度:保護率16.59%、被保護世帯1,925世帯、査察指導員3人、ケースワーカー19人、策定プログラム数2分野5プログラム(Hc市本庁策定))</p> <p>Hc市では、市として一括でプログラムを策定することとしており、経験の浅いケースワーカーや査察指導員であっても的確な対応が可能となるよう、市内4福祉事務所から選出された査察指導員及びケースワーカーにより、平成17年12月から18年3月までの検討期間を経て、18年4月に就労支援に関するプログラムとして「就労支援員による支援プログラム」及び「地区担当員による支援プログラム」が策定されている。</p> <p>この二つのプログラムは、手引(案)に示された前述のi)からv)までの事項がそれぞれ盛り込まれており、さらに、手順の明確化を図るため、被保護者の実状把握、被保護者への説明、定期的な評価等についても定められてい</p>	<p>前掲表1-③</p>

勸告	説明図表番号
<p>る。</p> <p>② プログラムの支援内容、実施の手順等が明確化されていない例</p> <p>i) Gb2 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 7.2‰、被保護世帯 376 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 4 人、策定プログラム数 2 分野 2 プログラム) Gb2 福祉事務所では、平成 18 年 4 月に同福祉事務所独自の「就労支援プログラム」が策定されているが、同プログラムには支援の実施手順、支援期間が定められていない。 なお、同プログラムによる平成 18 年度の支援対象者 8 人に対する支援状況をみると、いずれについてもプログラムに支援内容として盛り込まれている安定所へのケースワーカーの同行等が行われていない。</p> <p>ii) Ba1 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 6.29‰、被保護世帯 606 世帯、査察指導員 2 人、ケースワーカー 11 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム) Ba1 福祉事務所では、平成 18 年 4 月に「若年者就労支援プログラム」が策定されているが、同プログラムには支援対象者の選定手順、支援の実施手順等が定められていない。 なお、同プログラムによる平成 18 年度の支援対象者 14 人のうち就労に至った者 4 人及び就労に至っていない者 4 人に対する支援状況をみると、福祉事務所としての組織的な支援は行われておらず、個々のケースワーカーの判断にゆだねられており、ケースワーカーによる生活状況の把握を除き、就労に至った者 4 人については、特段の就労支援は行われていない。また、就労に至っていない者 4 人については、プログラムに盛り込まれている安定所への同行訪問による支援の実施は 1 人のみとなっている。</p> <p>【所見】 したがって、厚生労働省は、福祉事務所における自立支援プログラムの実効性の確保に資する観点から、手引(案)に現在掲載されている自立支援プログラム例及び今後掲載される自立支援プログラム例について、支援内容、実施の手順等その内容を充実させる必要がある。</p>	<p>事例表2</p>

事例表2 プログラムの支援内容、手順等が明確化されていない例

福祉事務所名 (支援内容が明確化されていないプログラム数)	事例の概要
Gb2 福祉事務所 (1プログラム)	<p>【平成17年度:保護率7.2‰、被保護世帯376世帯、査察指導員1人、ケースワーカー4人、策定プログラム数2分野2プログラム】</p> <p>平成18年4月に同福祉事務所独自の「就労支援プログラム」が策定されているが、通常業務以外に余力がなかったとして、同プログラムには対象者の支援の実施手順、支援期間が定められていない。</p> <p>なお、同プログラムによる平成18年度の支援対象者8人(当省調査日現在)に対する支援状況をみると、いずれについてもプログラムに支援内容として盛り込まれている安定所へのケースワーカーの同行等が行われていないなど特段の支援が行われていない。</p>
Qc3 福祉事務所 (1プログラム)	<p>【平成17年度:保護率9.1‰、被保護世帯1,080世帯、査察指導員2人、ケースワーカー12人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>平成18年3月に同福祉事務所独自の「生活保護受給者就労支援事業プログラム」が策定されているが、同プログラムには対象者の選定手順、支援の実施手順、支援期間等が定められていない。</p>
Rb2 福祉事務所 (2プログラム)	<p>【平成17年度:保護率11.2‰、被保護世帯1,072世帯、査察指導員2人、ケースワーカー13人、策定プログラム数2分野3プログラム】</p> <p>平成17年4月に「被保護者自立支援プログラム(就労支援相談員による)」及び「自立支援協議会による退院促進プログラム」が策定されているが、両プログラムには対象者の選定手順、支援の実施手順、支援期間等が定められていない。</p>
Te5 福祉事務所 (1プログラム)	<p>【平成18年度(19年1月分):保護率2.9‰、被保護世帯88世帯、査察指導員1人、ケースワーカー2人、策定プログラム数1分野1プログラム(18年度新設市)】</p> <p>平成18年11月に「生活保護受給者就労支援プログラム」が策定されているが、同プログラムには、「従来よりきめ細やかな助言・指導」を行うとされているだけで、具体的な支援内容等が記載されていない。</p>
Be5 福祉事務所 (1プログラム)	<p>【平成17年度:保護率4.72‰、被保護世帯591世帯、査察指導員1人、ケースワーカー9人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>平成15年3月から「就労支援員活用プログラム」(17年度からプログラムに移行)が策定されているが、十分な内容であるとして、対象者の範囲、対象者の選定方法、支援内容、実施手順等が定められていない。</p>
Ba1 福祉事務所 (1プログラム)	<p>【平成17年度:保護率6.29‰、被保護世帯606世帯、査察指導員2人、ケースワーカー11人、策定プログラム数1分野1プログラム】</p> <p>平成18年4月に「若年者就労支援プログラム」が策定されているが、同プログラムには支援対象者の選定手順、支援の実施手順等が定められていない。</p> <p>なお、同プログラムによる平成18年度の支援対象者14人(当省調査日現在)のうち就労に至った者4人及び就労に至っていない者4人に対する支援状況をみると、福祉事務所としての組織的な支援は行われておらず、ケースワーカーの個々の判断にゆだねられており、ケースワーカーによる生活状況の把握を除き、就労に至った者4人については特段の就労支援が行われていない。また、就労に至っていない者4</p>

	<p>人については、プログラムに盛り込まれている安定所へのケースワーカーの同行による支援の実施は1人のみとなっている。</p>
<p>Bd4 福祉事務所 (1 プログラム)</p>	<p>【平成 17 年度:保護率 7.19%、被保護世帯 160 世帯、査察指導員 2 人、ケースワーカー11 人、策定プログラム数 1 分野 1 プログラム】</p> <p>平成 17 年度から新たに高等学校就学費用が生業扶助として給付されることになったため、18 年 4 月に「高校進学支援プログラム」が策定されているが、厚生労働省の作成による手引（案）においてプログラム例が示されておらず、プログラム策定の参考となる情報が得られなかったとして、年間事業計画において対象者数及び月ごとの実施事項の概略を示すにとどまっており、支援の具体的内容、実施の手順等が不明確となっている。</p> <p>なお、同プログラムに基づく支援の実施状況をみると、平成 18 年度当初に支援対象世帯（6 世帯）を確定し、進学等の意向を確認した後は、高校に進学する際の高等学校就学費請求手続まで、福祉事務所としての組織的な支援は行われておらず、支援はケースワーカー個々の判断に委ねられており、進学希望校及び入試日程を確認したものが 1 件のみとなっており、実質的な支援は行われていない。</p>

(注) 当省の調査結果による (平成19年3月末現在)。

3 就労支援事業活用プログラムの効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>(1) 福祉事務所における支援の実施状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(就労支援事業活用プログラムの活用)</p> <p>被保護者に対する就労支援は、これまで、一部の福祉事務所において、独自に就労支援のためのマニュアルの作成やケースワーカーによる支援の他に就労支援専門の非常勤職員を雇用するなどにより行われていたが、被保護者には、不安定な就労しか行ったことがない者や就労した経験がほとんどない者、求職活動の方法が分からない者や就労する自信がない者などが多いことから、具体的な就労支援に関するノウハウが少ない福祉事務所のみによる支援では、十分な自立促進を図ることが困難な場合も少なくなかった。</p> <p>このため、厚生労働省は、「生活保護受給者等就労支援事業について」(平成17年3月29日付け職発第0329003号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知)により、全国の安定所が福祉事務所と連携して、稼働能力や就労の意欲がある被保護者等に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行う就労支援事業を17年度から実施している。</p> <p>一方、厚生労働省は、17年度基本方針により、就労支援事業活用プログラムは、すべての福祉事務所において活用可能なものであるため、就労支援事業活用プログラムによる支援の実施に向け早急かつ優先的に取り組むよう要請している。さらに、『生活保護受給者等就労支援事業』活用プログラム実施要綱について(平成17年3月31日付け雇児発第0331019号・社援発第0331011号都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)により、都道府県等に対し、就労支援事業活用プログラムの目的、実施体制、支援対象者の範囲、支援の内容等を示している。</p> <p>(就労支援事業活用プログラムの対象者の要件及び支援の仕組み)</p> <p>就労支援事業活用プログラムでは、福祉事務所が被保護者の中から、①稼働能力があること、②就労意欲があること、③就労阻害要因がないこと及び④事業への参加に同意していることの四つの要件をすべて満たし、安定所との連携による支援が効果的であると判断した者について、安定所に就労支援を要請することとされている。</p> <p>一方、福祉事務所から就労支援に関する要請を受けた安定所では、安定所の事業担当責任者、コーディネーター(注1)及び福祉事務所のコーディネーター(注2)から構成される就労支援メニュー選定チームが、本人の希望、適性等に基づいて①トライアル雇用(注3)の活用、②ナビゲーターによる支援(注4)、③公共職業訓練の受講あっせん(注5)、④民間教育訓練講座の受講奨励(注6)及び⑤一般の職業相談・紹介(注7)の中から支援メニューを選定し、支援を実施することとされている。</p> <p>また、安定所は、前述の①から⑤までの支援メニューのほか、就職面接会や就職支援セミナーの受講推奨等、支援開始者の就職を実現するために必要な支援を積極的に実施することとされている。</p> <p>(注1) 被保護者の支援メニューの選定、支援対象者との面接、福祉事務所との連絡調整等を行うため、都道府県労働局長が職業相談の経験がある者等の中から委嘱した安定所に配置される非常勤職員をいう。</p> <p>(注2) 被保護者の支援メニューの選定等を行うほか、安定所等との連絡調整、当該福祉事務所の支援対象者の支援状況の把握を行うため、各福祉事務所において、査察指導員、就労支援員等の中から選任された職員をいう。</p> <p>(注3) 事業主が就労に不安を持つ被保護者を短期間(原則として3か月以内)試行的に雇</p>	<p>表3- (1) - ①</p>

勸告	説明図表番号
<p>用し、その適性や業務遂行可能性を見極め、当該被保護者と事業主が相互理解を促進すること等を通じて、その後の常用雇用への移行を図ることを目的とするもの。</p> <p>(注4) 被保護者の就労支援をマンツーマンによりきめ細やかに行うため、都道府県労働局長が、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者等の中から委嘱した安定所に配置されている非常勤職員であるナビゲーターが、求人開拓から就職に至るまでの一貫した就労支援を実施する。</p> <p>(注5) 公共職業訓練を行うことが有効であると考えられる被保護者について、同訓練の受講指示及び受講推薦を行うもの。</p> <p>(注6) 生業扶助等の対象となる民間の教育訓練講座の受講が有効であると考えられる被保護者について、就労支援メニュー選定チームが同講座の受講を勧奨するもの。</p> <p>(注7) 上記①から④までの支援メニューを行わなくても就労できる可能性が高い被保護者について、安定所の通常の窓口において、職業相談・紹介を実施するもの。</p> <p>なお、厚生労働省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく就労支援事業の事業評価書（平成 17 年 8 月）において、これまで福祉事務所は被保護者に対する自立支援を行ってきたものの、就労支援についてのノウハウ等の蓄積が十分でないことから、安定所が福祉事務所と連携して就職を支援していくことが重要となると分析している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 全国における就労支援事業活用プログラムの活用状況</p> <p>厚生労働省の資料により、全国における就労支援事業活用プログラムの活用(注)状況をみると、平成 17 年 12 月末には福祉事務所を設置する 828 都道府県等のうち 543 都道府県等（65.6%）で活用されていたが、19 年 3 月末には福祉事務所を設置する 860 都道府県等のうち 651 都道府県等（75.7%）に増加している。しかし、依然として 209 都道府県等（24.3%）において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>(注) 厚生労働省が策定した就労支援事業活用プログラムに基づき、福祉事務所から安定所に就労支援に関する要請を行った実績のあるもの。</p> <p>イ 調査対象福祉事務所における就労支援事業活用プログラムの活用状況</p> <p>今回、調査対象とした 74 福祉事務所では、平成 17 年度に 68 福祉事務所、18 年度に 69 福祉事務所において就労支援事業活用プログラムが活用されており、後述ウ-①(46 頁)のとおり、一定の効果を上げている福祉事務所がみられる。</p> <p>一方、平成 17 年度及び 18 年度に就労支援事業活用プログラムが活用されていない福祉事務所が 5 か所あり、当省がその原因・理由を調査したところ、下記のとおり、①同プログラムの趣旨、目的、効果が十分理解されていないこと等から、ケースワーカーによるこれまでどおりの対応で十分であると判断したためとしているものが 3 福祉事務所、②福祉事務所独自の就労支援に関するプログラムで対応することとしたためとしているものが 2 福祉事務所となっている。</p> <p>就労支援事業活用プログラムが活用されていない福祉事務所の例は、以下のとおりである。</p> <p>① ケースワーカーによるこれまでどおりの対応で十分であると判断し、就労支援事業活用プログラムが活用されていない例</p> <p>i) Ic3 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 3.0%、被保護世帯 295 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 5 人)</p> <p>Ic3 福祉事務所では、業務の負担が増えることを危ぐしたとして、これまでどおりのケースワーカーによる就労支援（訪問時の就</p>	<p>表3-1-②</p> <p>事例表 3-1-①</p>

勸告	説明図表番号
<p>労指導等) で十分であると判断し、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>ii) Mc3 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 3.28%、被保護世帯数 79 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人)</p> <p>Mc3 福祉事務所では、管内の被保護者の職歴は土木建設業等の日雇い作業員が多く、知人等の紹介を受けて就労することがあることから、ケースワーカーによる就労支援で十分であると判断して、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>なお、就労支援事業活用プログラムが活用されていない理由として、Ic3 福祉事務所及び Mc3 福祉事務所では、これまでどおりのケースワーカーによる就労支援で十分であると判断したためであるとしているが、Ic3 福祉事務所は平成 18 年度のケースワーカー 6 人のうち 4 人が経験年数 1 年未満、Mc3 福祉事務所は同じくケースワーカー 2 人とも経験年数 1 年未満と経験年数の少ないケースワーカーが多い。このため、就労支援事業活用プログラムを活用しない場合には、組織的かつ効果的な取組ができないおそれがある。</p> <p>② 福祉事務所独自の就労支援に関するプログラムを策定・実施しているとして就労支援事業活用プログラムが活用されていない例</p> <p>○ La1 福祉事務所(平成 17 年度:保護率 22.8%、被保護世帯 208 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 3 人)</p> <p>La1 福祉事務所では、就労支援員を配置して、福祉事務所独自の就労支援に関する取組を実施しており、これによる対応で十分であると判断して、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。この福祉事務所独自の就労支援に関するプログラムの平成 18 年度の実績は、支援対象者延べ 60 人のうち就職者延べ 24 人(このうち保護廃止に至ったものが 9 件)となっている。</p> <p>一方、後述ウ-①(46 頁)の例のとおり、独自の就労支援に関するプログラムを策定し実施している福祉事務所であっても、就労支援事業活用プログラムを併せて整備し、被保護者の希望等によりプログラムを選択し、多くの就職者を出しているものがみられる。</p> <p>また、当省が調査対象とした都道府県(本庁監査担当)及び福祉事務所の中には、就労支援事業活用プログラムの活用の効果について、①従来の就労支援と比べて集中的な支援の実施による就労効果がある(L 県)、②福祉事務所独自の就労支援に関するプログラムを策定・実施し、併せて就労支援事業活用プログラムを活用することにより、安定所との連携が一層図られ、情報提供等を依頼しやすくなった(Be5 福祉事務所)との意見を有しているものもみられた。</p> <p>ウ 福祉事務所における就労支援事業活用プログラムによる具体的な支援状況</p> <p>今回、当省が、平成 17 年度から 18 年度の全国における就労支援事業活用プログラムによる就労実績及び就労支援事業活用プログラムを活用している 69 福祉事務所(17 年度は 68 福祉事務所)における就労支援事業活用プログラムによる就労実績等を調査した結果、以下のとおり、18 年度はいずれも支援開始者数、就職者数及び就職率が増加しており、全体としては一定の実績が上がっていると認められる。</p> <p>しかし、調査対象とした一部の福祉事務所では、就労支援事業活用プ</p>	<p>表3-①-③</p>

勸告	説明図表番号
<p>プログラムによる成果が上がっていないものがみられた。</p> <p>a 全国における就労支援事業活用プログラムによる就労実績 当省が、厚生労働省の資料により、平成 17 年度及び 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる就労実績を調査した結果、17 年度は支援開始者 7,309 人中就職者 3,007 人（就職率 41.1%）、18 年度は支援開始者 9,129 人中就職者 5,535 人（就職率 60.6%）と増加している。</p> <p>b 調査対象福祉事務所における支援状況 就労支援事業活用プログラムを活用している福祉事務所全体における同プログラムによる就労実績については、平成 17 年度は支援開始者 777 人中就職者 350 人（就職率 45.0%）、18 年度は支援開始者 1,102 人中就職者 665 人（就職率 60.3%）と増加している。</p> <p>しかし、福祉事務所の中には、以下のとおり、就労支援員等を雇用し就労実績が上がっている福祉事務所や被保護世帯数が少なく対象者が多く見込めなくとも効果的な支援が行われているものがみられる一方、生活保護業務の実施方針等において、稼働年齢層の被保護者に対する就労支援を重点的に実施することとしていながら、就労支援事業活用プログラムによる支援開始者がいないものが 11 福祉事務所みられた。</p> <p>① 就労支援事業活用プログラムによる効果的な支援が行われている例</p> <p>i) He5 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 2,618 世帯、保護率 20.8%、査察指導員 3 人、ケースワーカー 25 人） He5 福祉事務所では、補助事業により雇用された就労支援員（1 人）が、就労支援事業活用プログラムにおける福祉事務所のコーディネーターとして選任され、支援対象者の選定、面接、安定所との連絡調整や安定所における支援中の模擬面接の実施等、安定所と連携した一体的な就労支援を実施しており、平成 18 年度は支援開始者 131 人中就職者 90 人（就職率 68.7%）の就労実績があった。</p> <p>ii) Rb2 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 1,072 世帯、保護率 11.2%、査察指導員 2 人、ケースワーカー 13 人） Rb2 福祉事務所では、補助事業により雇用された就労支援相談員（1 人）が、就労支援事業活用プログラムにおける福祉事務所のコーディネーターとして選任され、同相談員が履歴書の書き方や面接技術をある程度身に付けさせた者が就労支援事業活用プログラムの支援対象者として選定されているほか、安定所に対して支援要請を行った後も、同相談員による模擬面接の実施等の支援が継続されており、平成 18 年度は、支援開始者 24 人中就職者 23 人（就職率 95.8%）の就労実績があった。</p> <p>iii) Kb2 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 72 世帯、保護率 1.8%、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人） Kb2 福祉事務所では、被保護世帯が少なく、就労支援事業活用プログラムによる対象者が多く見込めないとみられるが、医師の診断により就労が可能とされ、就労意欲があり、就労支援事業活用プログラムへの参加に同意している者すべてが支援対象者として選定されており、平成 18 年度は支援開始者 5 人中就職者 3 人の就労実績があった。</p> <p>② 就労支援事業活用プログラムによる支援開始者がいない例</p> <p>i) Gb2 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 376 世帯、保護率 7.2%、査察指導員 1 人、ケースワーカー 4 人） Gb2 福祉事務所では、平成 18 年度の生活保護事務運営指針等の中</p>	<p>事例表 3- (1) - ②</p>

勸告	説明図表番号
<p>で、稼働年齢層がいるとみられる「その他の世帯」が増加していることを踏まえ、就労可能者に対する就労指導を徹底することが重点項目とされているが、通常業務が多忙であったとして、同年度の就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。</p> <p>なお、平成 17 年度における同市の稼働可能者がいるとみられる「その他の世帯」の数は、40 世帯（全被保護世帯の 10.6%）となっている。</p> <p>ii) Jc3 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 414 世帯、保護率 2.6%、査察指導員 1 人、ケースワーカー 5 人）</p> <p>Jc3 福祉事務所では、平成 18 年度の生活保護業務の実施方針の中で、自立助長の推進を図ることが基本方針の一つとして定められており、就労が可能と判断された者に対しては、就労支援事業活用プログラムへの参加を促すなど就労指導の重点的な実施に努めることとされているが、同年度の就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。</p> <p>なお、平成 17 年度における同市の稼働可能者がいるとみられる「その他の世帯」の数は、15 世帯（全被保護世帯の 3.6%）となっている。</p> <p>（支援開始者がいない理由）</p> <p>これらの就労支援事業活用プログラムによる支援開始者がいない 11 福祉事務所のうち、その理由を把握できた 7 福祉事務所について、その内訳をみると、a)「業務が多忙であるため」とするものが 1 福祉事務所、b)「就労支援員による就労指導で対応しているため」とするものが 1 福祉事務所、c)「就労支援事業活用プログラムの支援対象者となる要件を満たす被保護者がいないため」とするものが 5 福祉事務所となっている。</p> <p>(2) 被保護者に対するトライアル雇用事業の活用状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>（トライアル雇用事業の活用）</p> <p>就労支援事業活用プログラムによる被保護者に対する支援メニューの一つであるトライアル雇用事業は、就職困難者の早期就職の実現や就労機会の創出を図ることを目的とし、平成 14 年度から、職業経験、技能、知識等から直ちに就職することが困難な若年者、障害者、母子家庭の母を対象にした安定所における就労支援対策として開始されたものである。同事業については、①事業者にとっては、対象となった労働者の適性或業務遂行可能性などを実際に見極めた上で本採用するかどうかを決めることができるほか、一定の奨励金の支給を受けることができる、②対象となった労働者にとっては、正式に採用される前に事業者の求める適性或能力・技術を実際に把握しながら、トライアル雇用期間中に努力することにより本採用の道が開かれるなど、事業者と労働者の双方にとってメリットが認められる。</p> <p>厚生労働省は、平成 15 年度から、トライアル雇用事業の対象者として、新たに被保護者、中高年齢者、日雇い労働者等を追加し、各都道府県労働局に対し、「トライアル雇用事業実施要領」（平成 15 年 3 月 28 日付け厚生労働省職業安定局長通知の別添（平成 19 年度改正））により、安定所は、対象となる求職者に対し、トライアル雇用事業の周知等を行い、積極的な活用を働きかけるよう指示している。特に、被保護者については、就業経験が十分でなく就職に不安を持っている者も多いと見込まれること、また、トライアル雇用事業は安定した正規雇用を求める被保護者の早期就職のための有効な手段であることから、平成 17 年度に開始した就労支援事業活用プログラムにお</p>	<p>表3- (2) - ①</p>

勸告	説明図表番号
<p>る被保護者の支援メニューの一つとして、同事業の活用を図ることとしている。</p>	
<p>【調査結果】</p>	
<p>前述項目1-ウ-①(8頁)のFc3福祉事務所の例のとおり、就労経験が乏しいため就労に対して不安やあきらめを抱いている場合や長期間保護を受け就労から遠ざかっている場合など、直ちに一般的な求職活動による就労が困難と思われる被保護者に対して、段階的に稼働能力の活用を図ることを目的とした就労支援策(プログラム)を実施している例がみられた。</p>	
<p>その一方で、平成17年度及び18年度における就労支援事業活用プログラムによる支援を受けた被保護者のトライアル雇用事業の活用状況を調査した結果、以下のとおり、活用実績が極めて低調となっている。</p>	
<p>① 全国の就労支援事業活用プログラムによる支援を受けた被保護者のトライアル雇用事業の活用実績は、平成17年度は支援開始者7,309人のうち23人(このうち常用雇用に移行した者は8人)、18年度は同9,129人のうち同22人(同5人)にとどまっている。</p>	表3-(2)-②
<p>② 調査対象とした就労支援事業活用プログラムを活用している69福祉事務所(平成17年度は68福祉事務所)の被保護者の活用実績は、平成17年度は支援開始者777人のうち5人(このうち常用雇用に移行した者は2人)、18年度は同1,102人のうち同1人(同0人)と低調となっている。</p>	
<p>このように、トライアル雇用事業の活用実績が低調となっていることについて、トライアル雇用事業を実施する事業主は、雇用コストを低く抑えることができ、将来的に安定的な雇用につながる若年者に対するニーズが高いのに対し、就労支援事業活用プログラムにより安定所に支援要請される被保護者は40歳以上の中高齢者が多いため、雇用のミスマッチが生じていることが原因の一つであるとみられるが、厚生労働省は、低調となっている原因等について、特段の分析は行っていない。</p>	表3-(2)-③
<p>(3) ナビゲーターによる支援状況</p>	
<p>【制度の概要】</p>	
<p>(安定所における効果的な支援の実施)</p>	
<p>厚生労働省は、福祉事務所における被保護者等の自立促進を図り、就労支援事業活用プログラムの実効性を確保するために、各都道府県労働局に対して、「生活保護受給者等就労支援事業について」(平成17年3月29日付け厚生労働省職業安定局長通知)により、安定所は「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づいて、福祉事務所と連携して、稼働能力や就労意欲のある被保護者に対して、個々の被保護者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を実施するよう指示している。</p>	表3-(3)-①
<p>(コーディネーター及びナビゲーターの配置等)</p>	
<p>実施要領では、就労支援事業活用プログラムの支援対象となった被保護者の支援に専念する者として、支援メニューの選定、支援対象者との面接、福祉事務所との連絡調整等を行うコーディネーターと求人開拓から就職に至るまでの一貫した就労支援を実施するナビゲーターを安定所に設置することとされている。</p>	表3-(3)-②
<p>厚生労働省は、コーディネーター及びナビゲーターの配置に当たっては、予算の範囲内において、都道府県労働局ごとの被保護世帯数等を勘案した上で、各都道府県労働局にそれぞれ最低1人以上人員を配分しており、都道府県労働局では、厚生労働省から配分を受けた人員を、管内の安定所の規模、地理的条件、被保護世帯数等を勘案しながら、管内の安定所に配置してい</p>	

勸告	説明図表番号
<p>る。</p> <p>平成 18 年度は、全国 591 安定所のうち、コーディネーターは 155 安定所で 175 人、ナビゲーターは 96 安定所で 105 人が配置されており、これらの配置に要する事業費は約 9 億円となっている。</p> <p>コーディネーター及びナビゲーターの一般的な勤務形態は、月 20 日勤務の通年雇用で、平成 18 年度の報酬は、「平成 18 年度地方職業安定行政関係予算の年間配賦示達について」（平成 18 年 4 月 3 日付け厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室長通知）に基づき、コーディネーターが日額 10,670 円、ナビゲーターが日額 13,960 円となっている。</p> <p>なお、平成 20 年度から就労支援事業の見直しが行われ、ナビゲーターが安定所のコーディネーターの業務を兼務することとされた。</p>	表3-(3)-③
<p>【調査結果】</p> <p>厚生労働省は、就労支援事業の開始に当たって、平成17年5月に作成（18年6月改訂）した「生活保護受給者等就労支援事業Q&A」（厚生労働省職業安定局就労支援室等作成）において、安定所のコーディネーターは年間延べ170人程度、ナビゲーターは年間延べ100人程度を目安として、被保護者等に対する支援を行うよう支援対象者数の目安を示しているが、コーディネーター及びナビゲーターの配置に係る明確な基準等は策定していない。</p>	表3-(3)-④
<p>このため、今回当省が、厚生労働省の資料により、全国47都道府県労働局におけるコーディネーター及びナビゲーターによる平成18年度の1人当たりの年間延べ支援対象者数を調査した結果、都道府県労働局ごとの支援実績に大きな差がみられ、コーディネーター1人当たりの支援実績は最小9.0人ないし最大145.0人、ナビゲーター1人当たりの支援実績は最小2.0人ないし最大107.8人となっており、年間延べ支援対象者数を10人単位でみた場合の最頻値は、コーディネーターは30人以上40人未満（12都道府県労働局）、ナビゲーターは20人以上30人未満（9都道府県労働局）となっている。</p> <p>また、全国の1人当たりの平均支援対象者数は、コーディネーターは60.5人、ナビゲーターは47.6人といずれも厚生労働省が当初に目安として示した支援対象者数を下回っているほか、1人当たりの年間延べ支援対象者数が10人未満となっているものが、コーディネーターで1都道府県労働局、ナビゲーターで8都道府県労働局みられた。</p>	表3-(3)-⑤
<p>さらに、当省が調査した都道府県労働局管内の安定所においても、次のとおり、ナビゲーターの年間延べ支援対象者数について、厚生労働省が当初に目安として示した支援対象者数を大きく下回っているものがあるなど、適正な人員配置となっていない例がみられた。</p> <p>i) 福島安定所</p> <p>福島安定所では、平成 17 年度にナビゲーターが 1 人配置されているが、同年度の年間延べ支援対象者数は 8 人と厚生労働省が示している目安を大きく下回っている。</p> <p>そのような状況にもかかわらず、平成 18 年度にナビゲーターが 1 人増員されており、同年度の年間延べ支援対象者数は、ナビゲーター 2 人でわずか 4 人と更に低調な支援状況となっている。</p> <p>ii) 岡山安定所及び倉敷中央安定所</p> <p>岡山安定所では、平成 17 年度にナビゲーターが 1 人配置されているが、同年度の年間延べ支援対象者数は 24 人と厚生労働省が示している目安を大きく下回っている。</p> <p>平成 18 年度には、同じ岡山労働局管内の倉敷中央安定所にも 1 人配置されたが、同年度の年間延べ支援対象者数は、岡山安定所が 9 人、倉敷中央安定所は 3 人と更に低調な支援状況となっている。</p>	事例表 3-(3)-①

勸告	説明図表番号
<p>iii) 高松安定所</p> <p>高松安定所では、平成 17 年度にナビゲーターが 1 人配置されているが、17 年度の年間延べ支援対象者数は 22 人、18 年度は 18 人といずれも厚生労働省が示している目安を大きく下回っている。</p> <p>なお、同安定所では、コーディネーター及びナビゲーターは、一般の職業相談部門の窓口が混んでいる時等は、他の職業相談担当の職員と同様に一般の職業相談部門の窓口配置され、就労支援事業活用プログラムに係る支援業務以外の一般の相談受付業務を行っているとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、被保護者の効果的な自立促進に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 福祉事務所において就労支援事業活用プログラムの活用が一層促進されるようその具体的な効果事例を収集し、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村に対して提供すること。</p> <p>② トライアル雇用事業の活用実績が低調となっている原因等を分析し、積極的な活用方策を検討すること。</p> <p>③ ナビゲーターについて、これらの活動実態に基づく明確な配置基準を策定した上、適正な配置を行うこと。</p>	

1 趣旨及び目的

平成17年4月より、公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、被保護者及び児童扶養手当受給者（以下「被保護者等」という。）の自立を支援するため、都道府県、市（特別区を含む。）若しくは福祉事務所を管理する町村又はそれらの管理に属する福祉事務所その他の行政機関（以下「福祉事務所等」という。）が実施する被保護者又は児童扶養手当受給者の自立支援プログラムの一環として、福祉事務所等と連携して、「生活保護受給者等就労支援事業」（以下「事業」という。）を実施することとされている。

「平成17年度における自立支援プログラムに関する基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「社会・援護局長通知」という。）第3-2及び「母子自立支援プログラム策定員の設置について」（平成17年3月31日雇児発第0331018号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「雇用均等・児童家庭局長通知」という。）に示しているとおり、事業は、広く自立支援プログラム（社会・援護局長通知第2-2の個別支援プログラム）として活用することが可能であることから、福祉事務所等は、本実施要綱に基づき、生活保護受給者等就労支援事業実施要領（平成17年3月29日職発第0329003号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知。以下「実施要領」という。）も参考として、事業を活用して被保護者等の就労を支援するものとする。

事業の概要は、2のとおりとされており、福祉事務所等は、本実施要綱を活用して支援を行うべき被保護者等を選定し、支援を要請するとともに、継続的に被保護者等の取組状況を把握しながら支援するものとする。

2 事業の概要

安定所は、被保護者等の自立支援プログラムの一環として、福祉事務所等の長から安定所長に就労支援の要請があった者（以下「支援対象者等」という。）に対し、福祉事務所等の職員と連携を図りつつ、支援を行う。

安定所の生活保護受給者等就労支援事業担当責任者（以下「事業担当責任者」という。）、生活保護受給者等就労支援コーディネーター（以下「安定所担当コーディネーター」という。）及び福祉事務所等の就労支援コーディネーター（以下「福祉事務所担当コーディネーター」という。）等により構成される就労支援メニュー選定チーム（以下「就労支援チーム」という。）は、個別の面接を行う等により、適切な就労支援メニュー（①生活保護受給者等就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）による支援、②トライアル雇用の活用、③公共職業訓練の受講あっせん、④生業扶助若しくは自立支援教育訓練給付（以下「生業扶助等」という。）の活用による民間の教育訓練講座の受講又は⑤一般の職業相談・紹介の実施）を選定する。

安定所等では、支援対象者の生活環境等を把握するとともに、本人の希望、能力、適性等を勘案し、選定された就労支援メニューに基づき、支援を実施する。

5 支援対象者の範囲

支援対象者の範囲は、自立支援プログラムの一環として事業を活用する福祉事務所長等が、以下の(1)から(4)のすべての条件を満たし、かつ安定所との連携による事業の活用が効果的な者として選定したものとする。

(1) 稼働能力を有する者

身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者を対象とする。本人から傷病や障害のため就労が困難であるとの申立てがあり、福祉事務所等による病状等の調査が不十分な者や、福祉事務所等が長期的な自立目標を達成するためにはさらに健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象としない。

(2) 就労意欲がある者

就労意欲がある者を対象とし、福祉事務所等が就労意欲が高いと判断した者を優先する。

(3) 就職に当たって(1)及び(2)以外の阻害要因がない者

被保護世帯又は児童扶養手当受給者世帯に被保護者等による保育又は介護が必要な者がいれば、福祉事務所等による支援その他の支援により、その保育又は介護にめどがついているな

ど、就労活動開始時点において、具体的に就労の開始又は継続を阻害する家庭環境上の要因等がなく、就労が可能である者を対象とする。

(4) 事業への参加に同意している者

事業への参加に同意している者を対象とし、福祉事務所等における事業への参加の積極的な推奨にもかかわらず事業への参加に同意しない者は対象としない。

7 支援の内容

支援対象者に対する支援は、支援対象者の生活環境、本人の希望、能力、適性等を勘案して、安定所の職員が中心となって、以下の要領で行うこととされている。

(1) 支援対象者の選定と支援要請

福祉事務所長等は、5の支援対象者の範囲を踏まえ、管内の被保護者等から支援対象者を選定し、安定所長に対して支援対象者に係る就労支援の要請を行う（以下、省略）。

(2) 支援対象者との面接、メニュー選定ケース会議の開催及び支援メニューの選定

就労支援チームは支援対象者との面接を、安定所又は福祉事務所等で開催する。また、面接時に、支援対象者の希望、就労意欲等をアンケート等も活用して聴取する。なお、面接において、事業担当責任者又は安定所担当コーディネーターが5の要件を満たさないと判断する者については、福祉事務所担当コーディネーターと協議の上、事業の対象としないことができる。

面接終了後、就労支援チームはメニュー選定ケース会議を開催し、以下に掲げる5つの支援メニューのいずれかから、支援対象者にふさわしいものを選定する。（中略）

なお、各メニューの選定は以下の基準及び支援対象者の希望、能力等により判断することとする。

① ナビゲーターによる支援

マンツーマンによる就職支援をきめ細やかに行うことにより就職可能性が高い者に対して行う。

② トライアル雇用の活用

就職に不安を持つ者であって、トライアル雇用を行うことにより就職に結びつく可能性が高い者に対して行う。

③ 公共職業訓練の受講あっせん

支援対象者の有する技能及び知識等と労働市場の状況を判断して、公共職業訓練を行うことが就職に有効であると考えられる者に対して行う。なお、必要に応じ、能力開発支援アドバイザーを活用して、キャリア・コンサルティング等を実施し、選定の参考とする。

④ 生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講推薦

支援対象者の有する技能及び知識等と労働市場の状況を判断して、生業扶助等の対象となる民間の教育訓練講座を受講することが就職に有効であると考えられる者に対して行う。なお、必要に応じ、能力開発支援アドバイザーを活用して、キャリア・コンサルティング等を実施し、選定の参考とする。

⑤ 一般の職業相談・紹介の実施

上記①から④の支援を行わなくとも、一般の職業相談・紹介により就職する可能性が高い者又は公共職業訓練若しくは民間の教育訓練講座の受講待機中の者若しくは受講を終了した者に対して行う。

(注) 1 「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日付け雇児発第0331019号・社援発第0331011号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）の別紙「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム実施要綱」に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表3—(1)—② 全国の福祉事務所を設置する地方公共団体における就労支援事業活用プログラムの活用の状況

(単位：団体、%)

区 分	平成17年12月	18年12月	19年3月
福祉事務所設置地方公共団体数	828 (100)	857 (100)	860 (100)
就労支援事業活用プログラムの活用地方公共団体数	543 (65.6)	619 (72.2)	651 (75.7)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

事例表 3-(1)-① 就労支援事業活用プログラムを活用していないもの (5 福祉事務所)

福祉事務所	事例の概要
Fe5 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 14.3‰、被保護世帯 199 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人】</p> <p>保護世帯数が少ないことから、プログラムによらずともこれまでどおりのケースワーカーによる対応で可能であると判断したとして、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>同福祉事務所の平成 18 年度のケースワーカーは、3 人のうち 2 人が経験年数 1 年未満である。</p>
Ic3 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 3.0‰、被保護世帯 295 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 5 人】</p> <p>業務の負担が増えることを危ぐし、従来どおりのケースワーカーによる就労支援（家庭訪問時の就労指導等）で十分であると判断して、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>同福祉事務所の平成 18 年度のケースワーカーは、6 人のうち 4 人が経験年数 1 年未満である。</p>
La1 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 22.8‰、被保護世帯 208 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 3 人】</p> <p>「就労支援員」を配置して、福祉事務所独自の就労支援に関する取組を実施しており、これによる対応で十分であると判断して、平成 17 年度から 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。この独自の就労支援に関するプログラムの平成 18 年度の実績は、支援対象者延べ 60 人のうち就職者延べ 24 人(これらのうち保護廃止に至ったものは 9 件)となっている。</p>
Mc3 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 3.28‰、被保護世帯 79 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人】</p> <p>管内の被保護者の職歴については、土木建設業等の日雇い作業員が多く、知人等の紹介を受けて就労することがあることから、ケースワーカーによる就労支援で十分であると判断して、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>同福祉事務所の平成 18 年度のケースワーカーは、2 人とも経験年数 1 年未満である。</p>
Ec3 福祉事務所	<p>【平成 17 年度:保護率 14.05‰、被保護世帯 570 世帯、査察指導員 1 人、ケースワーカー 6 人】</p> <p>「自立生活相談員」を配置して、独自の就労支援に関するプログラムでの対応で十分であるとして、平成 17 年度及び 18 年度において就労支援事業活用プログラムが活用されていない。</p> <p>この独自の就労支援に関するプログラムの平成 17 年度及び 18 年度の実績は、支援対象者延べ 150 人のうち就職者延べ 117 人(このうち保護廃止に至ったものは 14 件)となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ③

就労支援事業活用プログラムによる就労実績

(単位：人、%)

区 分	平成 17 年度			18 年度		
	支援開始者数	就職者数	就職率	支援開始者数	就職者数	就職率
全 国	7,309	3,007	41.1	9,129	5,535	60.6
調 査 対 象 福 祉 事 務 所	777	350	45.0	1,102	665	60.3

(注) 1 厚生労働省の資料及び当省の調査結果による。

2 調査対象福祉事務所は、就労支援事業活用プログラムを活用していない5福祉事務所を除く、17年度は68福祉事務所、18年度は69福祉事務所。

事例表 3- (1) - ②

就労支援事業活用プログラムによる支援開始者がいない例

(単位：世帯、%、人)

福 祉 事 務 所	被保護世帯 (平成17年度平均)	その他の世帯 (平成17年度平均)	保護率 (平成17年度平均)	査 察 指 導 員 (平成17年度)	ケー スワ ーカ ー (平成17年度)	就労支援に関する取組方針等 (平成18年度)
Gb2 福 祉 事 務 所	376	40	7.2	1	4	平成18年度の生活保護事務運営指針及び同運営方針の中で、稼働年齢層がいるとみられる「その他の世帯」が増加していることを踏まえ、就労可能者に対する就労指導を徹底することが重点項目とされている。 しかし、同福祉事務所では、通常業務が多忙で就労支援事業活用プログラムに対応することができなかったとして、平成18年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。
Jc3 福 祉 事 務 所	414	15	2.6	1	5	平成18年度の生活保護実施方針の中で、自立助長の推進を図ることが基本方針の一つとして定められており、就労が可能と判定した者に対しては、就労支援事業活用プログラムへの参加を促すとともに口頭により就労指導を行い、求職活動状況申告書及び収入申告書、またケースによっては自立計画書の提出を求めることとされている。 しかし、同福祉事務所では、平成18年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。
Ra1 福 祉 事 務 所	373	70	4.8	3	4	平成18年度の生活保護業務実施方針において、被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数が増加していることを踏まえ、就労支援員による相談、指導、援助の実施及びハローワークとの連携強化など、就労支援事業の強化に

						<p>取り組むこととされている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、平成 18 年度から就労支援員による就労指導を優先的に実施することとしたため、同年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。</p>
Qe5 福祉事務所	210	11	7.1	1	5	<p>平成 18 年度の生活保護法施行事務に関する運営方針及び事業計画において、稼働年齢層にある者については、随時処遇方針の見直しを行い、能力に見合った稼働をしていない対象者については、就労意欲の助長を図るとともに、就労指導を徹底することとされている。さらに、「自立支援プログラム」を樹立し、関係機関との連携による自立促進を図ることとされている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、就労支援事業活用プログラムの支援対象となる 4 要件を満たす被保護者がいないとして、平成 18 年度における同プログラムによる支援開始者はいない。</p>
Ka1 福祉事務所	60	2	0.9	1	4	<p>平成 18 年度の生活保護法運営方針及び事業計画において、就労支援事業活用プログラムの対象となり得る被保護者については、安定所と連携した就労支援事業の活用による自立を目指すこととされている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、支援対象予定者が自力で就職したり、病状の悪化等が原因で対象から外れたため、他に支援対象者がいないとして、平成 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。</p>
Kc3 福祉事務所	40	4	0.5	1	2	<p>平成 18 年度の生活保護運営方針において、稼働年齢層に対する就労指導、援助の徹底や就労支援プログラムの策定、実施を業務運営に係る重点項目とされている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、支援対象予定者が自力で就職したり、病状の悪化等が原因で対象から外れたため、他に支援対象者がいないとして、平成 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。</p>
Na1 福祉事務所	268	17	4.3	2	4	<p>平成 18 年度の生活保護業務実施方針において、就労可能な者に対しては、就労指導を徹底するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加を促すなど、効果的な指導を行うこととされている。</p> <p>しかし、同福祉事務所では、就労意欲がある者等就労支援事業活用プログラムの支援対象となる要件に合致する者がいなかったとして、平成 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。</p>
Oa1 福祉事務所	373	23	25.5	2	5	<p>平成 18 年度の生活保護運営方針・事業計画において、稼働年齢層に対する稼働能力の把握及び安定所の活用等による就労指導を徹底することとされている。</p>

						しかし、同福祉事務所では、就労支援事業活用プログラムの支援対象者となる要件となっている就労意欲がある者がいないとして、平成 18 年度における同プログラムによる支援開始者はいない。
Ta1 福祉事務所	394	19	1.8	1	9	平成 18 年度の生活保護業務実施方針において、自立支援プログラムに基づく組織的な支援や就労支援事業の実施により、生活保護の適正実施を図ることとされている。 しかし、同福祉事務所では、就労支援事業活用プログラムにより安定所に支援要請する計画を立てたが、実施には至らなかったとして、平成 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。
Ma1 福祉事務所	51	10	1.9	1	3	平成 18 年度の生活保護業務実施方針において、就労が可能な被保護者で就労していない者及び稼働能力を十分活用していないと認められる者に対して、就労支援事業活用プログラムを活用し、公共職業安定所等と連携を図りながら組織的な支援を行うこととされている。 しかし、同福祉事務所では、平成 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。
Bd4 福祉事務所	160	10	7.2	1	3	平成 18 年度の生活保護運営計画書において、自立支援プログラムの活用及び就労・求職状況管理台帳による稼働能力活用のための積極的な支援を行うこととされている。 しかし、同福祉事務所では、平成 18 年度における就労支援事業活用プログラムによる支援開始者はいない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「その他の世帯」は、「被保護世帯」の内数である。

第1 事業の内容

1 趣旨

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とするトライアル雇用事業を実施する。

2 事業の内容

(2) トライアル雇用関係業務の実施

安定所は、「第2 トライアル雇用関係業務の実施」に定めるところにより、事業の周知、事業対象者の選定等、トライアル雇用受入事業所の開拓、トライアル雇用対象求人者の登録、トライアル雇用を実施しようとする事業主に対するトライアル雇用実施計画書の作成及び提出における指導・援助、トライアル雇用に係る職業紹介、トライアル雇用を実施する期間中のトライアル雇用を実施する事業主への指導、トライアル雇用終了に当たってのトライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書に係る指導・相談等を行うものとする。

(3) 試行雇用奨励金の支給

労働局及び安定所は、「第3 試行雇用奨励金の支給」に定めるところにより、トライアル雇用実施事業主に対する奨励金の支給に関する業務を行うものとする。

3 トライアル雇用の内容

(3) 期間及び労働時間数

ア トライアル雇用期間

トライアル雇用期間は、対象者を雇い入れた日から原則として3か月とする。ただし、実施事業主と対象者との合意により、1か月又は2か月をトライアル雇用期間としても差し支えないものとする（以下省略）。

イ トライアル雇用期間中の労働時間

(ア) 要支援者

1週間の所定労働時間は、原則として、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間を下回らないこと）とする（以下省略）。

(4) 労働条件

トライアル雇用期間中の労働条件に関する事項については、労働基準法等の労働関係法令に基づき、実施事業主と対象者との間で有期の雇用契約を結ぶものとし、この間、当該対象者に対しては、当然実施事業主から賃金が支払われることとする。

(5) 常用雇用に移行するための措置

要支援者に係る実施事業主は、トライアル雇用期間中に、研修・訓練など、試行雇用労働者が常用雇用に移行するために必要な措置を積極的に講じなければならないものとする。

(注) 1 「トライアル雇用事業実施要領」（平成19年4月1日厚生労働省職業安定局作成）に基づき作成した。

2 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ② 就労支援事業活用プログラムによる支援を受けた被保護者の
トライアル雇用事業の活用状況

(単位：人、%)

区 分	平成 17 年度			18 年度		
	支援開始者(a)	トライアル 雇用事業を 活用した者 (b)	実施割 合 (b/a)	支援開始者(a)	トライアル 雇用事業を 活用した者 (b)	実施割合 (b/a)
全 国	7,309	23 (8)	0.3	9,129	22 (5)	0.2
調 査 対 象 福祉事務所	777	5 (2)	0.6	1,102	1 (0)	0.1

- (注) 1 厚生労働省の資料及び当省の調査結果による。
 2 調査対象福祉事務所は、就労支援事業活用プログラムを活用していない5福祉事務所を除く、平成17年度は68福祉事務所、18年度は69福祉事務所。
 3 「トライアル雇用事業を活用した者」の()内は、常用雇用に移行した者の人数であり、内数である。

表3- (2) - ③ トライアル雇用事業の活用実績が低調となっている理由等

区 分	安定所	内 容
雇用のミスマッチ などがあるため	広島、広島東、呉、広島西条、廿日市	トライアル雇用事業を実施する事業主は、雇用コストを低く抑えることができ、将来的に安定的な雇用につながる若年者に対するニーズが高いのに対し、就労支援事業活用プログラムにより安定所に支援要請される被保護者は40歳以上の中高年齢者が多いため、雇用のミスマッチが生じていることから、同事業の活用実績は低調となっている。
	新宿、池袋、上野、足立、立川	トライアル雇用は、正規雇用の前提として雇用されるものであるが、支援対象者となる被保護者は、パートの希望者や、フルタイムの勤務が不可能な者も多く、さらに、トライアル雇用の求人そのものが極めて少ない上、若年者を希望する求人が多い(年齢不問の条件であっても、実際には、トライアル雇用で中高年者を採用する意向を持っている事業主は極めて少ない)ため、同事業の活用実績は低調となっている。
他の対象者が優先されているため	泉佐野、阿倍野、泉大津、門真、茨木	就労支援事業活用プログラムによる被保護者の支援メニューであるトライアル雇用事業は、被保護者のための独立した施策ではなく、若年者、母子家庭の母、ホームレスなどの幅広い要支援者等を対象として実施されている事業のため、被保護者よりも若年者や母子家庭の母が優先的に対象者として選定されており、雇用する事業主も生活保護に対して偏見を持っている場合もあり、被保護者として打診した場合、拒否反応を示されることがあるため、同プログラムによる被保護者の活用実績が皆無となっている。

(注) 当省の調査結果による。

1 趣旨及び目的

公共職業安定所(以下「安定所」という。)は、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者(以下「生活保護受給者等」という。)の自立を支援するため、都道府県、市(特別区を含む。)若しくは福祉事務所を管理する町村又はそれらの管理に属する福祉事務所その他の行政機関(以下「福祉事務所等」という。)において実施する生活保護受給者又は児童扶養手当受給者の一環として、福祉事務所等と連携を実施する。

2 事業の概要

安定所は、生活保護者等の自立支援プログラムの一環として、福祉事務所等の長から安定所長に就労支援の要請があった者に対し、福祉事務所等の職員と連携を図りつつ、支援を行う。

安定所の生活保護受給者等就労支援事業担当責任者、生活保護受給者等就労支援コーディネーター及び福祉事務所等の就労支援コーディネーター等により構成される就労支援メニュー選定チームは、個別の面接を行う等により、適切な就労支援メニュー(①生活保護受給者等就職支援ナビゲーターによる支援、②トライアル雇用の活用、③公共職業訓練の受講あっせん、④生業扶助若しくは自立支援教育訓練給付の活用による民間の教育訓練講座の受講又は⑤一般の職業相談・紹介の実施)を選定する。

安定所等では、支援対象者の生活環境等を把握するとともに、本人の希望、能力、適性等を勘案し、選定された就労支援メニューに基づき、支援を実施する。

4 事業の実施体制

(3) 生活保護受給者等就労支援事業担当責任者の設置

各安定所に、安定所の職員を事業担当責任者として設置し、就労支援チームの構成員として支援メニューの選定等を行うほか、安定所担当コーディネーターとの連携を図り、当該安定所内における支援状況の把握を行うとともに、支援の円滑な実施を図る。

(4) 生活保護受給者等就労支援コーディネーターの設置

安定所に安定所担当コーディネーターを設置し、就労支援メニューの構成員として、支援メニューの選定、支援対象者との面接、福祉事務所等との連絡調整、福祉事務所等からの質疑応答等を行う(別添3(生活保護受給者等就労支援コーディネーター設置要領)参照)。

なお、安定所担当コーディネーターの業務は、安定所内に設置したブース等において行うこととする。

(5) 生活保護受給者等就職支援ナビゲーターの設置

安定所にナビゲーターを設置し、支援対象者に対して、マンツーマンにより求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を実施する(別添4(生活保護受給者等就職支援ナビゲーター設置要領)参照)。

なお、ナビゲーターの業務は、安定所内又は別庁舎に設置したブース等において行うこととする。

また、ナビゲーターは、支援対象者の支援に専念することとし、既存の早期再就職選任支援員の業務は行わない。

(注)1 「生活保護受給者等就労支援事業について」(平成17年3月29日職発第0329003号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知)の別紙「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表3- (3) -②

コーディネーター及びナビゲーターの業務内容等

区 分	対 象 者	業 務 内 容
コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 職業安定行政施策に関する知識がある者 職業に関する相談の経験がある者 社会的信望がある者 職務を行うに当たって、必要な熱意と見識がある者 	<ul style="list-style-type: none"> 安定所の責任者及び福祉事務所の担当者とともに「就労支援メニュー選定チーム」を構成 支援対象者と個別に面接を行う等により、生活環境等の状況を把握するとともに、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切な支援メニューを選定、振り分けを行い、支援対象者の誘導を行う 対象者のその後の活動状況をフォローするなどの指導・助言
ナビゲーター	<ul style="list-style-type: none"> 産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験がある者 社会的信望がある者 職務を行うに当たって、必要な熱意と見識がある者 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として週1回面談を行い、セミナー受講、訓練受講、求人への応募時期等今後の活動方法等を決定する 支援対象者の希望条件を丁寧に把握し、既存の求人との突合による求人を選定し、条件に合うものがない場合は希望に添った個別求人開拓を行う 履歴書・職務経歴書の個別添削、面接シミュレーションの実施 求人企業への同行紹介の実施

(注) 「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」、「生活保護受給者等就労支援コーディネーター設置要領」、「生活保護受給者等就職支援ナビゲーター設置要領」に基づき当省が作成した。

表3- (3) -③

コーディネーター及びナビゲーターの一般的な勤務形態

区 分	勤務日数	勤務時間	賃 金
コーディネーター	月 20 日間	8 : 30 ~ 17 : 00	日額 10,670 円
ナビゲーター	月 20 日間	8 : 30 ~ 17 : 00	日額 13,960 円

(注) 「平成18年度地方職業安定行政関係予算の年間配賦示達について」(平成18年4月3日付け厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室長通知)に基づき当省が作成した。

表3- (3) -④

生活保護受給者等就労支援事業Q&A (抜粋)

<p>Q 2 6 安定所担当コーディネーター及びナビゲーターが、年間担当する支援対象者数はどれくらいを目途としたら良いですか。</p> <p>A (1) <u>安定所担当コーディネーターは、年間170人程度を目途として、支援対象者との面接及び支援メニューの選定等を行います。</u></p> <p>(2) <u>ナビゲーターは、年間100人程度を目途として、支援を行います。</u></p> <p>(3) なお、安定所担当コーディネーターやナビゲーターの業務量に余裕があるとハローワークが判断した場合には、生活保護の相談に福祉事務所等を訪れた者の支援を行っても差し支えありません。</p>
--

(注) 1 「生活保護受給者等就労支援事業Q&A」(厚生労働省職業安定局就労支援室、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会・援護局保護課。平成17年5月作成(18年6月改訂))に基づき当省が作成した。

2 厚生労働省では、就労支援事業の実施に当たっての手引書として、同Q&Aを作成している。

3 下線は当省が付した。

表3-(3)-⑤

コーディネーター及びナビゲーターによる支援実績

(単位：人)

都道府県 労働局	平成18年度配置数		平成18年度延べ支援対象者 数		一人当たりの年間延べ支援 対象者数	
	コーディネーター	ナビゲーター	コーディネーター	ナビゲーター	コーディネーター	ナビゲーター
北海道	12	7	796	633	66.3	90.4
青森	3	2	92	81	30.7	40.5
岩手	2	1	59	8	29.5	8.0
宮城	3	2	139	83	46.3	41.5
秋田	2	1	65	60	32.5	60.0
山形	1	1	58	9	58.0	9.0
福島	3	2	103	4	34.3	2.0
茨城	3	2	122	51	40.7	25.5
栃木	2	2	128	32	64.0	16.0
群馬	2	1	33	4	16.5	4.0
埼玉	6	3	173	24	28.8	8.0
千葉	6	3	285	231	47.5	77.0
東京	17	9	1,895	647	111.5	71.9
神奈川	10	5	583	103	58.3	20.6
新潟	3	2	194	135	64.7	67.5
富山	1	1	27	13	27.0	13.0
石川	1	1	42	30	42.0	30.0
福井	1	1	30	21	30.0	21.0
山梨	1	1	36	14	36.0	14.0
長野	2	1	68	62	34.0	62.0
岐阜	2	1	81	81	40.5	81.0
静岡	3	2	114	63	38.0	31.5
愛知	6	3	192	19	32.0	6.3
三重	2	1	166	18	83.0	18.0
滋賀	2	1	150	74	75.0	74.0
京都	5	3	215	200	43.0	66.7
大阪	18	9	1,606	970	89.2	107.8
兵庫	8	4	520	136	65.0	34.0
奈良	2	2	58	59	29.0	29.5
和歌山	2	1	47	21	23.5	21.0
鳥取	1	1	69	62	69.0	62.0
島根	1	1	76	56	76.0	56.0
岡山	2	2	68	12	34.0	6.0
広島	4	2	378	96	94.5	48.0
山口	2	2	154	119	77.0	59.5
徳島	2	1	18	7	9.0	7.0
香川	2	1	85	18	42.5	18.0
愛媛	2	1	147	84	73.5	84.0
高知	2	1	29	26	14.5	26.0
福岡	9	5	330	127	36.7	25.4
佐賀	2	1	78	18	39.0	18.0
長崎	3	2	150	119	50.0	59.5
熊本	2	2	290	157	145.0	78.5
大分	2	2	117	55	58.5	27.5
宮崎	2	2	135	62	67.5	31.0
鹿児島	3	2	288	56	96.0	28.0
沖縄	3	2	97	36	32.3	18.0
合 計	175	105	10,586	4,996	60.5	47.6

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 網掛けは、コーディネーター又はナビゲーター1人当たりの年間延べ支援対象者数が10人未満となっている都道府県労働局である。

3 「一人当たりの年間延べ支援対象者数」の合計欄は平均値である。

事例表3- (3) コーディネーター又はナビゲーターの配置が適正となっていない例

都道府県 労働局	安定所	事例の内容																		
福 島	福 島	<p>福島労働局管内では、平成 17 年度から福島安定所にナビゲーターが 1 人配置されているが、同年度の年間延べ支援対象者数は 8 人と厚生労働省が示している支援対象者の目安を大きく下回っている。</p> <p>そのような状況にもかかわらず、平成 18 年度にナビゲーターが 1 人増員され 2 人配置となったが、同年度の年間延べ支援対象者数は、ナビゲーター 2 人でわずか 4 人と更に低調となっている。</p> <p>また、同労働局では、コーディネーター及びナビゲーターは、就労支援事業の支援業務がないときは一般の窓口業務を手伝っており、安定所の一員として機能していることを認めざるを得ないと説明している。</p>																		
岡 山	岡山、 倉敷中央	<p>岡山労働局管内では、平成 17 年度から岡山安定所にナビゲーターが 1 人配置されているが、同年度の年間延べ支援対象者数は 24 人と厚生労働省が示している支援対象者の目安を大きく下回っている。</p> <p>平成 18 年度には、同労働局管内の倉敷中央安定所にも 1 人配置されたが、同年度の年間延べ支援対象者数は、岡山安定所が 9 人、倉敷中央安定所は 3 人と更に低調となっている。</p>																		
香 川	高 松	<p>香川労働局管内では、平成 17 年度から高松安定所にコーディネーター及びナビゲーターが各 1 人配置されているが、ナビゲーターの年間延べ支援対象者数は、17 年度は 22 人、18 年度は 18 人といずれも厚生労働省が示している支援対象者の目安を大きく下回っている。</p> <p>なお、同安定所では、コーディネーター及びナビゲーターは、一般の職業相談部門窓口が混んでいる時などは、他の職業相談担当の職員と同様に一般の職業相談部門の窓口配置され、就労支援事業活用プログラムに係る支援業務以外の一般の相談受付業務を行っている」と説明している。</p>																		
愛 知	名古屋中、 春日井、 一宮、 岡崎、 豊 橋	<p>愛知労働局管内では、平成 18 年度において、コーディネーターが 4 人、ナビゲーターが 2 人増員され、それぞれコーディネーターが 6 人、ナビゲーターが 3 人の配置となっている。</p> <p>これらのコーディネーター及びナビゲーターによる被保護者に対する支援実績を調査した結果、平成 18 年度 12 月末時点で、支援対象者数が 10 人以下となっている者が、コーディネーターで 3 人、ナビゲーターで 2 人みられ、その中には、コーディネーターで 7 人、ナビゲーターで 2 人しか支援していない者もみられる。</p> <p>なお、1 人当たりの平均支援対象者数は、コーディネーターが 21.8 人、ナビゲーターが 6.0 人となっており、厚生労働省が示している目安を大きく下回っている。</p> <p>表 平成 18 年度 12 月末時点の支援実績 (単位：延べ人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コーディネーター(配置安定所名)</th> <th>支援対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A (名古屋中)</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>B (名古屋中)</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>C (春日井)</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>D (一宮)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>E (岡崎)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>F (豊橋)</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>(1 人当たり平均)</td> <td>(21.8)</td> </tr> </tbody> </table>	コーディネーター(配置安定所名)	支援対象者数	A (名古屋中)	19	B (名古屋中)	38	C (春日井)	49	D (一宮)	10	E (岡崎)	8	F (豊橋)	7	計	131	(1 人当たり平均)	(21.8)
コーディネーター(配置安定所名)	支援対象者数																			
A (名古屋中)	19																			
B (名古屋中)	38																			
C (春日井)	49																			
D (一宮)	10																			
E (岡崎)	8																			
F (豊橋)	7																			
計	131																			
(1 人当たり平均)	(21.8)																			

		ナビゲーター(配置安定所名)	支援対象者数
		A (名古屋中)	11
		B (岡崎)	2
		C (豊橋)	5
		計 (1人当たり平均)	18 (6.0)
岐 阜	岐 阜、 多 治 見	<p>岐阜労働局管内では、コーディネーターについて、平成 17 年度に岐阜安定所に 1 人、18 年度に多治見安定所に 1 人配置されているが、支援実績をみると、岐阜安定所のコーディネーターが 17 年度及び 18 年度とも年間 100 人以上の支援実績があるのに対し、多治見安定所では、18 年 4 月から 19 年 1 月の 10 か月間でわずか 6 人の支援実績にとどまっている。</p>	
福 井	福 井	<p>福井労働局管内では、平成 17 年度から福井安定所にコーディネーター及びナビゲーターが各 1 人配置されているが、ナビゲーターの支援実績をみると、平成 18 年 1 月から 3 月、6 月及び 7 月の 5 か月間は、全く相談を受け付けていないなど低調となっている。</p> <p>また、同安定所は、ナビゲーターとしての本来業務は、勤務時間の半分程度の時間で遂行できるとして、残りの半分程度の時間については、高齢者、障害者等の就業を支援するその他援助部門の窓口業務に従事させていると説明している。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

4 その他

勸告	説明図表番号
<p>(1) 扶養義務調査の適切かつ効果的な実施</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(扶養義務調査の実施等)</p> <p>厚生労働省は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知)において、福祉事務所が、被保護者の扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、金銭的な扶養の可能性のほか、精神的な支援の可能性を調査するよう指導している。</p> <p>同要領では、扶養義務調査の実施方法を示しており、被保護者の生活保持義務関係(夫婦間又は中学 3 年以下の子に対する親の関係)にある扶養義務者及び扶養の可能性が期待されるその他の扶養義務者が管内に居住する場合には、福祉事務所が実地に調査することとされている。</p> <p>また、これらの扶養義務者が管外に居住する場合には、まずその者に回答期限を付して照会することとし、当該扶養義務者に相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地に調査することとされている。</p> <p>(扶養義務調査に対する国庫補助)</p> <p>福祉事務所が行う管外への扶養義務調査に要する旅費等の経費については、収入資産調査に要する経費と合わせて、国から都道府県等に対して補助金が交付され、補助率は 10 割であり、その交付実績は、平成 17 年度は 625 都道府県等に対し 7 億 757 万円、18 年度は 588 都道府県等に対し 7 億 684 万円となっている。</p> <p>厚生労働省は、これらの補助金の採択審査に当たって、都道府県等と事前に協議を行うこととしており、平成 17 年度から、管外への扶養義務調査に要する経費については、都道府県等から前年度において同調査を実施したことによって当該扶養義務者から得られた援助額の報告を求めている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が調査対象とした 74 福祉事務所のうち、平成 17 年度において、管外への扶養義務調査旅費の補助金の交付を受けている 30 福祉事務所における調査の実施状況を調査した結果、以下のとおり、扶養義務者に対する事前の調査、連絡を行わず、扶養能力の確認が不十分なまま同調査を実施している例がみられた。</p> <p>i) Fe5 福祉事務所</p> <p>Fe5 福祉事務所では、毎年度 3 回程度、管外出張による扶養義務調査が実施されているが、これらの出張に当たっては、扶養義務者に対する事前の連絡や収入調査は行われておらず、結果が全く予想できないまま調査が実施されている。</p> <p>このため、平成 17 年度は合計で 37 万 4,000 円の旅費を支出して、管外へ計 3 回 6 か所(長崎県、大分県、群馬県等)に出張しているが、金銭的な扶養による効果額は年間で 1 万 5,000 円(仕送りの約束)にとどまっている。</p> <p>ii) Nc3 福祉事務所</p> <p>Nc3 福祉事務所では、毎年度慣例的に管外出張による扶養義務調査が実施されており、平成 17 年度は合計で 16 万 3,860 円の旅費を支出して、東京都など 4 か所に出張しているが、事前の連絡等を行わず扶養義務者を訪問しているため、すべて面談できずに終わっており、仕送り等の金銭的な援助は得られていない。</p> <p>また、前述のとおり、扶養義務調査の実施に当たっては、金銭的な扶養に加えて精神的な支援の可能性も調査することとされているが、今回当省が、具体的に効果を把握することができる金銭的な援助の状況について調査した結果、補助金の交付を受けている 30 福祉事務所のうち、国庫補助による旅費執行額に比べ、扶養義務者から得られた援助額が下回っているものが 25 福祉事務所みられ、その 25 福祉事務</p>	<p>表4-(1)-①</p> <p>事例表 4-(1)</p> <p>表4-(1)-②</p>

勸告	説明図表番号
<p>所の旅費執行額の合計は約 706 万円となっているのに対し、扶養義務者から得られた援助額の合計は約 30 万円にとどまっている。さらに当該 25 福祉事務所のうち、扶養義務者からの援助が全く得られていないものが 18 福祉事務所みられ、そのうち最も旅費執行額が大きいものは、Pc3 福祉事務所（約 122 万円）、次いで、Fc3 福祉事務所（約 54 万円）となっている。</p> <p>厚生労働省は、これらの管外への扶養義務調査に要する経費について、都道府県等から前年度において管外への扶養義務調査を実施したことによって当該扶養義務者から得られた援助額の報告を求めているが、その効果の分析・検証は行っておらず、事業の採択審査には用いていない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、福祉事務所が行う管外への扶養義務調査の適切かつ効果的な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 福祉事務所において、管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査を実施する場合には、事前の調査、連絡を徹底するよう、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村を指導すること。</p> <p>② 管外への扶養義務調査について、その効果の分析・検証を十分に行い、その結果に基づいて同調査の在り方を検討すること。</p>	

表 4- (1) - ① 「生活保護法による保護の実施要領について」(抜粋)

<p>第 4 扶養義務の取扱い</p> <p>1 扶養義務者の存否の確認について</p> <p>(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。</p> <p>ア 絶対的扶養義務者</p> <p>イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの</p> <p>(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者</p> <p>(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等の特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者(以下、省略。)</p> <p>2 扶養能力の調査について</p> <p>(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、<u>調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書籍のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)</u>の可能性についても確認するものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更に、アからエにより扶養能力を調査すること。</p> <p>① 生活保持義務関係にある者</p> <p>② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者</p> <p>③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別な事業があり、かつ、扶養能力があると推測される者</p> <p>ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には実地につき調査すること。</p> <p>重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に回答期限を付して照会することとし、(中略)なお、<u>相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。</u></p> <p>(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、<u>実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差し支えない。</u></p> <p>ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。(以下、省略。)</p>
--

- (注) 1 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知)に基づき当省が作成した。
- 2 下線は当省が付した。

事例表 4- (1) 扶養能力の確認が不十分なまま管外への扶養義務調査を実施している例

福祉事務所	事例の内容
Fe5 福祉事務所	<p>毎年度3回程度、管外出張による扶養義務調査が実施されているが、これらのお出張に当たっては、扶養義務調査の前に、扶養義務者に対する事前の連絡や収入調査は行われておらず、結果が全く予想できないまま調査が実施されている。</p> <p>このため、平成17年度は合計で37万4,000円の旅費を支出して、管外へ3回6か所（長崎県、大分県、群馬県等）に出張しているが、金銭的な援助は年間で1万5,000円（仕送りの約束）にとどまっている。</p>
Nc3 福祉事務所	<p>毎年度慣例的に管外出張による扶養義務調査が実施されており、平成17年度は合計で16万3,860円の旅費を支出して、東京都など4か所に出張しているが、事前の連絡等を行わず扶養義務者を訪問しているため、すべて面談できずに終わっており、仕送り等の金銭的な援助は得られていない。</p>
Cb2 福祉事務所	<p>平成17年度に合計で31万7,680円の旅費を支出して、東京都に管外出張による扶養義務調査を実施しているが、扶養義務者に対する事前の連絡が不十分なため、訪問予定としていた14件の扶養義務者のうち、9件が転居や不在のため面談できず終わっており、金銭的な援助は年間で1万円（仕送りの約束）にとどまっている。</p>
Fc3 福祉事務所	<p>毎年度管外の3～4市について出張による扶養義務調査が実施されており、平成17年度は、合計で54万1,000円の旅費を支出して、計5回4か所（札幌市、帯広市等）に出張しているが、訪問予定としていた18件の扶養義務者のうち10件が不在により面談できずに終わっているほか、面談できた8件についても、仕送り等の金銭的な援助は得られていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (1) - ② 旅費執行額に比べ扶養義務者から得られた援助額が下回っている
25 福祉事務所の状況

(単位：円)

区 分	旅費執行額	援助額	B/C
Lc3 福祉事務所	283,990	129,933	0.46
Qc3 福祉事務所	171,460	75,000	0.44
Mb2 福祉事務所	136,890	57,000	0.42
Rc3 福祉事務所	105,940	9,000	0.08
Fe5 福祉事務所	374,000	15,000	0.04
Cb2 福祉事務所	317,680	10,000	0.03
Pb2 福祉事務所	633,790	10,000	0.02
Pc3 福祉事務所	1,224,170	0	0.00
Fc3 福祉事務所	541,000	0	0.00
Oc3 福祉事務所	486,890	0	0.00
Ec3 福祉事務所	465,040	0	0.00
Jb2 福祉事務所	333,140	0	0.00
Ea1 福祉事務所	331,540	0	0.00
Ga1 福祉事務所	250,000	0	0.00
Ic3 福祉事務所	242,580	0	0.00
Nb2 福祉事務所	197,280	0	0.00
Gc3 福祉事務所	170,000	0	0.00
Nc3 福祉事務所	163,860	0	0.00
Gb2 福祉事務所	150,000	0	0.00
Bc3 福祉事務所	139,040	0	0.00
Cc3 福祉事務所	132,700	0	0.00
Mc3 福祉事務所	83,840	0	0.00
Eb2 福祉事務所	66,440	0	0.00
Ob2 福祉事務所	40,800	0	0.00
Ib2 福祉事務所	19,180	0	0.00
合 計	7,061,250	305,933	0.04

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「旅費執行額」は、平成 17 年度の国庫補助による管外出張旅費の合計額である。
 3 「援助額」は、平成 17 年度内に扶養義務者から得られた仕送り等金銭的な扶養による援助の合計額である。
 4 「B/C」は、旅費執行額に対する援助額の割合である。

勸告	説明図表番号
<p>(2) 監査結果に基づく改善措置の確保</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(生活保護法施行事務に関する監査の実施主体)</p> <p>生活保護法の施行に関する事務の監査については、同法第 23 条並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項及び第 2 項並びに地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 29 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、①厚生労働省が都道府県及び市町村の行う事務について行う監査(以下「厚生労働省監査」という。)、②都道府県が市町村(政令指定都市を除く。)の行う事務について行う監査(以下「都道府県監査」という。)、③都道府県が自ら設置する福祉事務所に対して行う監査(以下「郡部福祉事務所監査」という。)、④政令指定都市が自ら設置する福祉事務所に対して行う監査(以下「政令市監査」という。)の四種類がある。このうち、①は国の事務、②は法定受託事務、③及び④は自治事務である。</p> <p>厚生労働省は、事務の監査について、地方自治法第 245 条の 9 に基づく処理基準である「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成 12 年 10 月 25 日付け社援第 2393 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会・援護局長通知)により、都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県・指定都市」という。)に対し、都道府県・指定都市が行う監査の種類や着眼点を示した「生活保護法施行事務監査実施要綱」(以下「監査実施要綱」という。)を示している。なお、厚生労働省は、自治事務である郡部福祉事務所監査及び政令市監査について、都道府県監査と同様に、監査実施要綱に基づき行われることが望ましいとしている。</p> <p>都道府県・指定都市は、監査実施要綱に基づき、①原則としてすべての福祉事務所を対象に年 1 回実地に行う一般監査、②必要に応じ行う特別監査(特定事項に問題がある福祉事務所に対して行う監査、保護動向等に特異な傾向を示す福祉事務所に対して行う監査及び監査後の状況を確認するための監査)を行うこととされている。一般監査においては、①保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的処遇の適否の検討(以下「ケース検討」という。)を行うこと、②保護の決定手続等の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件となる組織機構と職員の配置状況等についても十分な検討を行うこと、③ケース検討においては、福祉事務所の全般的傾向が把握できるケースを選定し、その数は全ケース数のおおむね 1 割を目途とすること等とされている。</p> <p>(指示事項に対する改善確保方策)</p> <p>厚生労働省監査における指示事項に対する改善については、①都道府県・指定都市の監査職員が厚生労働省監査に同行し、共に監査を実施していること、②福祉事務所から報告される改善状況は都道府県・指定都市を経由し厚生労働省に提出されていることから、厚生労働省及び都道府県・指定都市が福祉事務所の改善状況を把握している。</p> <p>また、都道府県・指定都市が行う監査における指示事項に対する是正改善の状況について、監査実施要綱では、福祉事務所から期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること、また、必要に応じて監査吏員を派遣して改善状況を確認することとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(監査に基づく改善措置の確認状況)</p> <p>今回、当省が調査した 29 都道府県・指定都市(20 都道府県及び 9 指定</p>	<p>表4-(2)-①</p> <p>表4-(2)-②</p> <p>表4-(2)-③</p>

勸告	説明図表番号
<p>都市)が73福祉事務所(調査対象74福祉事務所のうち平成18年度に新設された1福祉事務所を除く。)に対して17年度に実施した監査の指示事項(延べ3,026事項)について18年度における改善措置の確認状況を調査した結果、福祉事務所から改善措置の報告を受け付ける際、福祉事務所に対し電話で内容を確認し、改善が確認できないと判断した場合は、回答の再提出を求めることにより改善状況を確認している都道府県・指定都市がある中で、下記のとおり、3都道府県・指定都市において改善状況を十分に確認していないことから、監査の指示事項が改善されていないケースが4福祉事務所において11事例みられた。</p>	事例表4-(2)-①
<p>i) I 県</p> <p>I 県は、一般監査実施後の同一年度中に、福祉事務所から改善状況を文書で報告させているが、当該報告内容からみて改善が不十分であっても電話や実地に確認のために行う監査(以下「確認監査」という。)等による確認は行われておらず、また、次年度に一般監査を行う際にも確認が行われていない。I 県は、この理由として、①現状の監査体制では人員が不足しているため、すべての福祉事務所に対して、実地に行う確認監査を実施できないこと、②次年度の一般監査では、2日間で、原則、全被保護世帯の10%を抽出して監査を実施しているため、限られた時間の中、これらに加えて前年度に未改善であったケースの改善状況を確認することは事実上不可能であることを挙げている。</p> <p>このため、I 県が、被保護者から定期的に収入申告書を提出させるよう福祉事務所に対し指示したケースについて、福祉事務所から、ケースワーカーが訪問時に被保護者から収入申告書を提出させる予定であると報告が行われたものの、当省調査時においても被保護者から収入申告書を提出させていないなど、I 県が監査で指示した事項の改善が不十分なものが4事項みられた。</p>	事例表4-(2)-②
<p>ii) B 県</p> <p>B 県は、改善状況の確認について、一般監査実施後の同一年度中に、福祉事務所から改善状況を文書で報告させることとしているが、報告内容について電話や確認監査等による確認は行われておらず、次年度に一般監査を行う際にも、確認が必要と考えられるものをすべて確認するのではなく、10ないし20のケースを抽出して確認している。B 県は、この理由として、改善すべき事項について文書指示を行えば福祉事務所において自ずと改善されるものであるという認識を持っていたことを挙げている。</p> <p>このため、B 県が福祉事務所に対し被保護世帯における長男の厚生年金及び長女の障害者年金の受給の可否について検討するよう指示したケースについて、福祉事務所から、受給権について調査する予定であると報告が行われているものの、当省調査時においても調査されていないなど、B 県が監査で指示した事項の改善が不十分なものが6事項みられた。</p>	事例表4-(2)-③
<p>iii) Qb 市</p> <p>Qb 市は、改善状況の確認について、一般監査実施後の同一年度中に、福祉事務所から改善状況を文書で報告させるとともに、1月下旬から2月にかけて確認監査を実施しており、この確認監査時に改善されていないケースがあった場合は、引き続き改善を図るよう福祉事務所に指示することとしている。</p> <p>しかし、Qb 市は、確認監査時に改善されていなかったケースについて、次年度の一般監査時に確認していない。Qb 市は、この理由として、一般監査時は、限られた時間で多数のケースをみる必要があるた</p>	事例表4-(2)-④

勸 告	説明図表番号
<p>め、確認監査時に改善されていなかったケースを追加して確認する時間がないことを挙げている。</p> <p>このため、Qb市が福祉事務所に対し被保護世帯の親族に対する扶養能力調査の実施を検討するよう指示したケースについて、福祉事務所から、扶養可能かどうかの回答（扶養届）を親族から提出してもらうよう指示したとの報告が行われ、また、同一年度内にQb市による確認監査が行われているものの、当省調査時においても扶養届が提出されておらず、Qb市が監査で指示した事項の改善が不十分なものが1事項みられた。</p> <p>なお、Qb市は、平成18年度に実施する監査から、福祉事務所に対し、確認監査時に改善されていないケースについて、同年度末の改善状況を報告するよう求めており、確認監査後の改善状況を確認することとしている。</p> <p>【所 見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、都道府県・指定都市が福祉事務所に対して実施する監査の改善措置の確保に資する観点から、都道府県・指定都市に対し、監査結果の指示事項に対する是正改善の状況の確認を徹底するよう指導等を行う必要がある。</p>	

表 4- (2) - ① 厚生労働省・都道府県等が実施する監査

機関	根拠条項等	監査対象
厚生労働省	①法 23 条 ②実施方針	すべての都道府県等並びに各都道府県等から 1 箇所以上抽出した福祉事務所（18 年度：74 所）
都道府県	①法 23 条	市町村が設置するすべての福祉事務所（指定都市が設置する福祉事務所は除く）
	②監査実施要綱	都道府県が自ら設置する福祉事務所
政令指定都市	①法 23 条 ②法 84 条の 2 ③監査実施要綱	政令指定都市が自ら設置するすべての福祉事務所

- (注) 1 当省が作成した。
 2 「法」は、生活保護法である。
 3 「実施方針」は、厚生労働省が毎年度策定している監査実施方針である。

表4- (2) - ② 厚生労働省及び都道府県が行う生活保護法施行事務に関する監査に係る法律等（抜粋）

<p>○ 生活保護法第23条第1項 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。</p> <p>○ 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項 政令で指定する人口 50 万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。 (略) 四 生活保護に関する事務 (略)</p> <p>○ 地方自治法第 252 条の 19 第 2 項 <u>指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより (略) その事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより (略) これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず (略)。</u></p> <p>○ 地方自治法施行令第 174 条の 29 第 1 項 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、<u>指定都市が処理する生活保護に関する事務は、生活保護法及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第 23 条の規定による事務の監査等（略）を除く。）とする。</u>（略）</p> <p>○ 地方自治法施行令第 174 条の 29 第 6 項 <u>指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第 252 条の 19 第 2 項の規定により、生活保護法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定による都道府県知事の事務の監査等に関する規定 (略) は、これを適用せず (略)。</u></p>

(注) 当省が作成した。

表4- (2) - ③ 都道府県等が行う生活保護法施行事務に関する実施要綱（抜粋）

○ 「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日付け各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省社会・援護局長通知）

（略）

これに伴い、都道府県知事等が行う生活保護法施行事務監査の事務については、別添のとおり「生活保護法施行事務監査実施要綱」（以下「要綱」という。）を定め、地方自治法第245条の9の規定に基づく処理基準（要綱の2を除く。）として、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

（略）

[別添]

生活保護法施行事務監査実施要綱

（略）

3 監査の類型及び実施方式

監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

(1) 一般監査

ア 一般監査は年間の計画に基づき、原則として全ての福祉事務所に対し、年1回実地に行うこと。

イ 一般監査においては、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的処遇の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行うものとするが、これらの取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件となる次に掲げる事項についても十分な検討を行うこと。

(ア) 組織機構と職員の配置状況

(イ) 業務の進行管理等査察指導の状況

(ウ) 保護の決定等事務処理の状況

(エ) 訪問調査活動の状況

(オ) 町村並びに民生委員等との連携の状況

(カ) 指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況

(キ) その他必要な事項

ウ ケース検討においては、福祉事務所の被保護世帯類型、労働力類型等を考慮のうえ、当該福祉事務所の全般的傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は全ケース数の概ね1割を目途とすること。

（略）

(2) 特別監査

一般監査のほか、必要に応じ、次のような特別監査を行うこと。

ア 特定の事項に問題がある福祉事務所に対して行う特別な監査

イ 保護動向等に特異な傾向を示す福祉事務所に対して行う特別な監査

ウ 監査後の状況を確認するための監査

（略）

6 監査結果の指示及び措置状況の確認

（略）

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認すること。

（略）

（注）厚生労働省の通知に基づき当省が作成した。

事例表 4-(2)-① 都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福祉事務所の措置状況を確認しているもの

都道府県等	事例の内容
Lb 市	<p>監査を実施したすべての福祉事務所に対し確認監査を実施し、保護台帳をチェックする等によって実地に改善状況を確認している。</p> <p>さらに、改善措置報告において未だ改善が図られていないとみられる事項については、確認監査時や次回の一般監査時にその後の改善状況を確認している。</p>
Bb 市	<p>監査で指摘した事項について、同一年度内に実施する確認の監査時に確認し未改善がある場合は、文書で指摘するとともに、次年度の確認の監査時にも改善状況を確認している。</p> <p>福祉事務所からの監査結果の改善指示に対する文書回答受付時には、電話で内容を確認し、改善が確認できないと判断した場合は、回答の再提出を求めている。</p>
P 県	<p>毎年度 1 月頃、監査で指摘事項があった福祉事務所に対して監査結果通知書を発出し、措置結果について各福祉事務所から報告させた上で、同措置結果報告書に記載してある事項別及び個別ケースの指摘についての対応の実地確認のため年度末に確認監査を実施している。</p> <p>確認監査の時点で未改善の事項については翌年度の一般監査の際にあらかじめ前年度監査で未改善のケースのケース番号を事前に周知し、監査当日にその後の改善状況を確認している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(2)-② 都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福祉事務所の措置状況を確認していないため、指示事項に対する是正改善が不十分なもの

都道府県等	福祉事務所	内容																
I 県	Ib2 福祉事務所	<p>今回、当省が、平成 17 年度に I 県が Ib2 福祉事務所に対して実施した監査について、18 年度における Ib2 福祉事務所の是正改善状況を調査した結果、是正改善が不十分であるものが 4 事項みられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">監査結果指示事項</th> <th colspan="2">都道府県等への回答</th> <th rowspan="2">都道府県等への回答内容に関する福祉事務所における措置状況</th> <th rowspan="2">都道府県等による監査結果指示事項の確認状況</th> </tr> <tr> <th>通知日</th> <th>内容</th> <th>回答日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年 11 月 2 日</td> <td>被保護者を定期的に訪問し、生活の実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。</td> <td>平成 18 年 1 月 5 日</td> <td>通訳できる親族の同行が必要なため、親族に対し、訪問を依頼している。</td> <td>平成 17 年度から当省調査日までの間におけるケースワーカーの訪問実績は、17 年 4 月 26 日及び 7 月 6 日の 2 回であり、ケースワーカーは定期的に訪問していない。福祉事務所では、被保護世帯の世帯主及びその妻は、共に中国帰国者であり日本語を話せないため、別居している子が通訳として同席しないと、訪問を実</td> <td>未実施</td> </tr> </tbody> </table>	監査結果指示事項		都道府県等への回答		都道府県等への回答内容に関する福祉事務所における措置状況	都道府県等による監査結果指示事項の確認状況	通知日	内容	回答日	内容	平成 17 年 11 月 2 日	被保護者を定期的に訪問し、生活の実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	平成 18 年 1 月 5 日	通訳できる親族の同行が必要なため、親族に対し、訪問を依頼している。	平成 17 年度から当省調査日までの間におけるケースワーカーの訪問実績は、17 年 4 月 26 日及び 7 月 6 日の 2 回であり、ケースワーカーは定期的に訪問していない。福祉事務所では、被保護世帯の世帯主及びその妻は、共に中国帰国者であり日本語を話せないため、別居している子が通訳として同席しないと、訪問を実	未実施
監査結果指示事項		都道府県等への回答		都道府県等への回答内容に関する福祉事務所における措置状況	都道府県等による監査結果指示事項の確認状況													
通知日	内容	回答日	内容															
平成 17 年 11 月 2 日	被保護者を定期的に訪問し、生活の実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	平成 18 年 1 月 5 日	通訳できる親族の同行が必要なため、親族に対し、訪問を依頼している。	平成 17 年度から当省調査日までの間におけるケースワーカーの訪問実績は、17 年 4 月 26 日及び 7 月 6 日の 2 回であり、ケースワーカーは定期的に訪問していない。福祉事務所では、被保護世帯の世帯主及びその妻は、共に中国帰国者であり日本語を話せないため、別居している子が通訳として同席しないと、訪問を実	未実施													

				施できないとしている。	
	被保護者から家賃証明を提出させること。		ケースワーカーが訪問時に、被保護者から家賃証明書を提出させる予定である。	<p>前回の家賃証明書で示された家賃が住宅扶助限度額を上回っていたことから、現在の家賃が限度額を下回る可能性はほとんどなく、支給額に変動がないと考えられたため、ケースワーカーは被保護者から新たに家賃証明を提出するよう指示していなかった。</p> <p>監査後、ケースワーカーは、被保護者から家賃証明書の提出を受けたが、記載に誤りがあったため、再度提出を依頼したまま、いまだに家賃証明書が提出されていない。なお、口頭では家賃額を把握している。</p>	未実施
	被保護者から定期的に収入申告書を提出させること。		ケースワーカーが訪問時に、被保護者から収入申告書を提出させる予定である。	<p>被保護者は高齢者であり、扶養義務者からの援助も期待できない状況であったため、収入申告書の提出を受けていない。監査指示後も、ケースワーカーは平成 17、18 年と収入申告書を徴取していない。</p>	未実施
平成 17 年 11 月 2 日、18 年 11 月 27 日	被保護者から定期的に収入申告書を提出させること。	平成 18 年 1 月 5 日、19 年 1 月 26 日	<p>次回の面接時に、被保護者から提出させる予定である。</p>	<p>ケースワーカーは、被保護者に対し、収入申告書を提出するよう求めているが、被保護者が提出を拒否している。なお、被保護者は、扶養義務者からの援助は期待できず、就労もしていないため、無収入である。</p>	未実施

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(2)-③ 都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福祉事務所の措置状況を確認していないため、指示事項に対する是正改善が不十分なもの

都道府県等	福祉事務所	内容				
B 県	Bc3 福祉事務所	<p>今回、当省が、平成 17 年度に B 県が Bc3 福祉事務所に対して実施した監査について、18 年度における Bc3 福祉事務所の是正改善状況を調査した結果、是正改善が不十分であるものが 2 事項みられた。</p>				
		監査結果指示事項	都道府県等への回答		都道府県等による監査結果指示事項の確認状況	
		通知日	内容	回答日	内容	
		平成 17 年 12 月 20 日	<p>世帯主及び子の年金の収入認定は挙証資料に基づき適正に実施すること。</p>	平成 18 年 2 月 20 日	<p>ケースワーカーが世帯主を何度も訪問したものの不在のため、連絡するよう毎回手紙を投函したところ、平成 18 年 1 月 25 日に世帯主が来所した。その際、挙証資料の提出を求め、世帯主は、18 年 2 月に年金が振込まれたら通帳を持参すると申し立てたため、提出するよう文書指導を行った。</p> <p>福祉事務所において、世帯主に対し年金の改訂額通知書のコピー等挙証資料を提出するよう何度も指導しているが、被保護者が挙証資料を提出することにより保護費が減額すると思いついておらず、福祉事務所としては、世帯主が説得に応じるのを待っていたこと等から、挙証資料に基づいた収入認定が実施されていない。</p>	未実施
			<p>世帯主の保有する自動車の処分指導を強力に行うこと。</p>		<p>世帯主は、自動車に乗っていないが、処分費用がかかるため、廃車手続等処分が行われていない。</p> <p>今後は、更に強力な指導が必要であると考え、指導方法を検討することとする。</p> <p>自動車の処分は行われていない。Bc3 福祉事務所は、B 県の指示は自動車を廃車させるよう求めるのではなく、処分指導を強力に行うよう求めているものであり、Bc 市としては指導を行っていることから、是正改善は行われているとの認識にある。</p>	未実施

都道府県等	福祉事務所	内容					
B 県	Be5 福祉事務所	<p>今回、当省が、平成 17 年度に B 県が Be5 福祉事務所に対して実施した監査について、18 年度における Be5 福祉事務所の是正改善状況を調査した結果、是正改善が不十分であるものが 4 事項みられた。</p>					
		監査結果指示事項		都道府県等への回答		都道府県等への回答内容に関する福祉事務所における措置状況	都道府県等による監査結果指示事項の確認状況
通知日	内容	回答日	内容				
平成 18 年 2 月 15 日	訪問基準に基づき計画的に訪問調査を行い、必要な指導援助を行うこと。	平成 18 年 4 月 26 日	ケースワーカーは、ケース格付け区分に基づき、被保護者を訪問する。	ケースワーカーは、県からの指示後も被保護者を訪問していない。	未実施		
	計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握のうえ、必要な指導援助を行うこと。		計画に沿って被保護者を訪問するよう努める。	訪問格付けが 3 か月に 1 回であることから、監査後 1 年 3 か月が経過した当省調査時において 5 回の訪問が必要であるが、1 回しか訪問しておらず、計画に沿った訪問が十分に行われていない。	未実施		
	計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握のうえ、必要な指導援助を行うこと。		計画に沿った訪問調査の実施に努める。	訪問格付けが 2 か月に 1 回であることから、監査後 1 年 3 か月が経過した当省調査時において 7～8 回の訪問が必要であるが、2 回しか訪問しておらず、計画に沿った訪問が十分に行われていない。	未実施		
	長男の厚生年金及び長女の障害者年金の受給可否について検討すること。		長男の年金受給権については、調査予定である。また、長女の障害者年金の受給権については、年金の受給可否について調査し、その後受給権があることが分かれば障害者年金の申請を行うよう被保護者に指導する予定である。	ケースワーカーは、県からの指示を受けた後も、調査していない。	未実施		

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(2)-④ 都道府県等が、監査結果に基づく指示に対する福祉事務所の措置状況を確認していないため、当省調査時においても、指示事項に対する是正改善が不十分なもの

都道府県等	福祉事務所	内容					
Qb市	Qb2福祉事務所	<p>今回、当省が、平成17年度にQb市がQb2福祉事務所に対して実施した監査について、18年度におけるQb2福祉事務所の是正改善状況を調査した結果、是正改善が不十分であるものが1事項みられた。</p>					
		監査結果指示事項	都道府県等への回答		都道府県等への回答内容に関する福祉事務所における措置状況	都道府県等による監査結果指示事項の確認状況	
		通知日	内容	回答日	内容		
		平成17年10月20日	福祉事務所において、世帯主の孫の兄及び実父に対する扶養能力調査の実施を検討すること（世帯構成：世帯主(女)91才、孫(男)43才）	平成18年1月19日	平成17年11月22日、ケースワーカーが、孫に対し、扶養可能かどうかの回答書（扶養届）をその兄から提出してもらおうよう指示。実父については、12月1日、ケースワーカーが郵送照会し、援助不可との回答があった。	平成17年12月16日、ケースワーカーは、孫に対し、兄に書類を渡して直接保護課に郵送するよう伝えるよう頼んだが、孫が伝えたかどうか確認していない。	同一年度内にQb市は確認監査を実施しているものの翌年度以降、扶養能力調査が実施されたかどうかについて確認していない。

(注) 当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>(3) 生活保護業務実施方針の的確な策定</p> <p>【制度の概要】</p> <p>厚生労働省は、福祉事務所において作成することとされている当該事務所が取り組むべき重点事項等を示した運営方針の策定が形がい化している状況がみられたため、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日付け社援保発第0329001号都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「実施方針策定通知」という。）において、以下のとおり、生活保護業務の実施方針（以下「実施方針」という。）の策定方法を示している。</p> <p>① 福祉事務所は、毎年度、i) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析、ii) 前年度に、厚生労働省、都道府県・指定都市が実施した監査において指摘された事項についての要因の分析、iii) 福祉事務所における前年度に実施された業務の取組結果の評価・分析により把握した現状を踏まえ、生活保護業務の実施について、進むべき方向、取り組むべき事項、現在抱えている問題点についての改善の方向、プログラムの導入等を内容とする実施方針を策定すること、</p> <p>② 業務全般について網羅するのではなく、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定すること、</p> <p>③ 問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法を盛り込むこと。また、できる限り数値目標を設定するなど、あらかじめ取組の効果を測定する指標を設定すること、</p> <p>④ 査察指導員又は査察指導員とケースワーカーの代表者で構成する策定委員会等により原案を作成し、これを福祉事務所長以下関係職員の参加の下に十分討議し、実効性のある方針を立てること。策定された実施方針をケースワーカー等に周知徹底すること。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が調査対象とした74福祉事務所のうち、平成18年度に新たに設置された福祉事務所を除く73福祉事務所における同年度の実施方針の策定状況を調査した結果、以下のとおり、i) 実施方針が策定されていない、ii) 現状把握結果及び現状を踏まえた取り組むべき事項等が盛り込まれていない、iii) プログラムの導入等に関する事項が盛り込まれていないなど実施方針策定通知の内容が福祉事務所に十分に浸透していない状況がみられた。</p> <p>① 実施方針が策定されていないもの</p> <p>Ad4福祉事務所では、体制的なゆとりがない等の理由から、実施方針が策定されていない（ただし、平成19年度は策定している。）。</p> <p>② 現状把握結果及び現状を踏まえた取り組むべき事項等が盛り込まれていないもの</p> <p>i) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析結果等の盛り込み</p> <p>厚生労働省が実施方針に盛り込む必要があるとしている事項のうち、保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析結果に基づき取り組むべき事項については、56福祉事務所では盛り込まれているが、16福祉事務所では盛り込まれていない。</p> <p>○ Lb2福祉事務所（平成17年度：被保護世帯3,142世帯、保護率31.1%、査察指導員6人、ケースワーカー42人）の例</p>	<p>表4- (3) - ①</p> <p>表4- (3) - ②</p> <p>事例表 4- (3) - ①- i</p>

勸告	説明図表番号
<p>Lb2 福祉事務所の平成 18 年度の実施方針は、①稼働年齢層の指導援助の推進、②訪問調査活動の充実、適正な医療扶助運営、③要援護世帯に対する指導援助の充実、④不正受給等の防止対策の推進、⑤組織的運営管理の推進の 5 項目で構成されているが、保護の動向、雇用情勢等地域の状況の分析結果の記載はなく、その結果に基づき取り組むべき事項も記載されていない。</p> <p>ii) 監査で指摘された事項の要因の分析結果等の盛り込み 厚生労働省が実施方針に盛り込む必要があるとしている事項のうち、前年度に、厚生労働省、都道府県・指定都市が実施した監査において指摘された事項についての要因の分析結果に基づき取り組むべき事項については、監査で指摘のなかった 15 福祉事務所を除き、46 福祉事務所では盛り込まれているが、11 福祉事務所では盛り込まれていない。</p> <p>○ Hc3 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 1,925 世帯、保護率 16.6%、査察指導員 3 人、ケースワーカー 19 人）の例 Hc3 福祉事務所は、平成 17 年度に H 県から受けた監査の結果、①世帯認定、②資産把握、③住宅扶助の計上の把握、④収入申告書及びその挙証資料の精査、⑤収入・無収入申告書の定期的徴取、⑥実施体制の整備、⑦生活保護法 63 条の適用について指摘を受けているが、18 年度の実施方針には、監査で指摘を受けた事項の要因の分析結果及びその結果に基づき取り組むべき事項は記載されていない。</p> <p>iii) 前年度に福祉事務所が実施した業務の取組結果の評価・分析結果等の盛り込み 厚生労働省が実施方針に盛り込む必要があるとしている事項のうち、前年度に福祉事務所が実施した業務の取組結果の評価・分析結果に基づき取り組むべき事項については、27 福祉事務所では盛り込まれているが、45 福祉事務所では盛り込まれていない。</p> <p>○ Da1 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 5,617 世帯、保護率 106.5%、査察指導員 12 人、ケースワーカー 83 人）の例 Da1 福祉事務所の平成 18 年度実施方針の内容は、①生活保護業務の取り組みについて、②査察指導、③生活保護受給者自立促進事業について、④所内研修の四項目で構成されているが、前年度の業務内容の評価、分析結果及びその結果に基づき改善を図る事項は記載されていない。</p> <p>iv) 前述 i)、ii) 及び iii) の三事項の盛り込み 72 福祉事務所の中には、前述の i)、ii) 及び iii) の三事項のいずれも盛り込まれていない福祉事務所が 1 福祉事務所みられる。</p> <p>○ Kc3 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 40 世帯、保護率 0.45%、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人）の例 Kc3 福祉事務所が策定した平成 18 年度運営方針の内容は、「運営方針策定の背景」及び「業務運営にかかる重点目標」の二項目で構成されているが、i) 保護の動向については、「保護世帯の増加が著しい」、「新規・継続を問わず、被保護世帯の抱える問題が多様化している。」のみの記載で、保護の動向、雇用情勢等地域の状況の分析結果に基づき取り組むべき事項は記述されていない、ii) 前年度の監査の指摘については、前年度に K 県の監査で指摘を受けた事項について要因の分析及びその結果に基づき取り組むべき事項の記載はない、iii) 前年度の業務内容の評価・分析結果及びその結果に基づき改善を図る事項の</p>	<p>事例表 4-(3)-①-ii</p> <p>事例表 4-(3)-①-iii</p> <p>事例表 4-(3)-①-iv</p>

勸告	説明図表番号
<p>記載はない。</p> <p>③ プログラムの導入等に関する事項が盛り込まれていないもの 厚生労働省は、平成 17 年度から、福祉事務所に対し、プログラムの導入及びプログラムに基づく支援が実施されるよう求めており（前述項目 1 参照）、実施方針策定通知においてもプログラムの導入等を内容とする実施方針を策定するよう求めている。</p> <p>しかし、プログラムの導入等に関する事項について、67 福祉事務所では盛り込まれているが、5 福祉事務所では盛り込まれていない。</p> <p>○ Mc3 福祉事務所（平成 17 年度：被保護世帯 79 世帯、保護率 3.8‰、査察指導員 1 人、ケースワーカー 2 人）の例 Mc3 福祉事務所は、実施方針で「医療費扶助率は高率であり、入院患者のうち精神病患者の占める割合が高く、長期入院が大半」（注）と分析しているものの、長期入院患者に関するプログラムを始めプログラムの導入等について実施方針には記載されていない。</p> <p>（注）平成 18 年 10 月現在、被保護者の入院患者 19 人のうち 15 人（78.9%）が精神病患者である。</p> <p>【所見】 したがって、厚生労働省は、福祉事務所の効率的かつ効果的な業務運営の確保に資する観点から、都道府県、指定都市及び中核市に対し、当該福祉事務所における現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある。</p>	<p>事例表 4-(3)-②</p>

表4－(3)－① 生活保護業務の実施方針策定に関する課長通知

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日付け社
 援保発第0329001号 社会・援護局保護課長通知）

従来より、各実施機関においては、毎年度、当該実施機関の進むべき方向、取り組むべき重点
 事項、現在抱えている問題に関する改善の方向性を示した基本方針として「生活保護運営方針」
 を策定し、生活保護業務の適切な運営に努めていただいているところである。

しかしながら、一部の実施機関の運営方針においては、現在抱えている課題及びその要因の分
 析が十分でないために、毎年度、同じ内容となっているものや、実施機関内に十分な周知が図ら
 れていないものなど、形骸化している状況も見受けられるところである。

効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、適切な計画を策定し、その計画に沿って業務を
 実施し、その結果を評価して、計画の見直しを行うことが必要であり、運営方針については、こ
 の一連の流れ（計画―実施―評価―見直し）を意識して適切な計画として活用されるよう策定され
 ることが重要である。

そのため、今般、当該方針を「生活保護業務実施方針」（以下、「実施方針」という。）とし、
 実効ある実施方針が策定されるよう、その策定方法等について下記のとおり示すこととしたの
 で、管内実施機関に対して周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定による技術的助
 言であることを申し添える。

記

1 実施機関における現状及び課題の把握

- (1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について、客観的な資料等に基づいて分析を行
 い、対応すべき課題について整理すること。
- (2) 前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点について把握すること。
 なお、問題点の把握については、単に問題点を列記するだけでなく、問題点を分析し、そ
の問題が生じている要因を把握すること。
- (3) 前年度に実施した業務の取組の結果を評価・分析し、改善を図る事項の有無について検
 証すること。

2 実施方針の策定

- (1) 保護の実施機関は毎年度、上記1により把握した現状を踏まえ、当該年度における生活
 保護業務の実施について、当該実施機関が進むべき方向、取り組むべき事項、現在抱えてい
 る問題点についての改善の方向、自立支援プログラムの導入等を内容とする生活保護の実施
 の方針を定めること。
- (2) 実施方針の策定については、業務全般について網羅するものではなく、既に恒常的な業
 務として定着している事項及び重要性や緊急性が低いと考えられる事項は除き、早急な改善
 や対応が必要な事項を中心として策定すること。
- (3) 実施方針には、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、
 具体的な手順や方法を盛り込むこと。

また、できる限り数値目標を設定するなど、あらかじめ取組の効果を測定する指標を設定
 すること。

- (4) 実施方針は、査察指導員、又は査察指導員と現業員の代表者で構成する策定委員会等
 によって原案を作成し、これを実施機関の長以下関係職員の参加のもとに十分討議し、実効性
 のある方針を立てること。策定されたものは、実施機関の決定事項として位置づけ、現業員
 等に周知徹底すること。

3 事業計画の策定及び取組の実施

- (1) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、取り組むべき重点事項及び調査事務や
 各種研修会等の具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画を策定するこ
 と。
- (2) 事業実施にあたっては、適宜進行状況の確認を行い、必要に応じ計画の見直しを行うな

ど、確実な事業実施に努めること。

4 結果評価

- (1) 実施方針に基づいて実施した取組については、実施した結果及び効果を集約するとともに、取組内容の評価及び問題点の分析を行うこと。
- (2) 評価の結果、改善が必要な事項については、次年度の実施方針の策定に反映させること。

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(3)-② 調査対象福祉事務所が策定している平成 18 年度の生活保護業務実施方針
の内容の記載状況

No.	調査対象福祉事務所	保護の動向及び雇 用情勢など地域の 状況の分析結果に 基づく取り組みべ き事項が盛り込ま れていないもの (A)	前年度に、都道府 県等の監査におい て指摘された事項 についての要因の 分析結果に基づく 取り組みが盛り込 まれていないもの (B)	前年度に実施され た業務の取組結果 の評価・分析結果 に基づく取り組み べき事項が盛り込 まれていないもの (C)	(A)から (C)の3 つとも盛り込まれ ていないもの	自立支援プログラ ムの導入等が盛り 込まれていないも の
1	Fa1福祉事務所					
2	Fb2福祉事務所	○		○		
3	Fc3福祉事務所					
4	Fd4福祉事務所	○				
5	Fe5福祉事務所					
6	Qa1福祉事務所			○		
7	Qb2福祉事務所					
8	Qc3福祉事務所			○		
9	Qd4福祉事務所			○		
10	Qe5福祉事務所			○		
11	Ga1福祉事務所		○	○		
12	Gb2福祉事務所		○	○		
13	Gc3福祉事務所		○	○		
14	Ra1福祉事務所		—			
15	Rb2福祉事務所			○		
16	Rc3福祉事務所	○	—	○		
17	Ha1福祉事務所	○	—			
18	Hb2福祉事務所		—	○		
19	Hc3福祉事務所		○			
20	Hd4福祉事務所					
21	He5福祉事務所			○		
22	Sa1福祉事務所		—	○		
23	Sb2福祉事務所	○				
24	Sc3福祉事務所	○	—	○		
25	Ia1福祉事務所		○	○		
26	Ib2福祉事務所			○		
27	Ic3福祉事務所			○		
28	Ta1福祉事務所	○	—			
29	Tb2福祉事務所					
30	Tc3福祉事務所	○				
31	Td4福祉事務所	○		○		
32	Te5福祉事務所					
33	Ja1福祉事務所		—	○		
34	Jb2福祉事務所		○	○		
35	Jc3福祉事務所		○	○		
36	Ka1福祉事務所			○		
37	Kb2福祉事務所			○		
38	Kc3福祉事務所	○	○	○	○	
39	Aa1福祉事務所		—	○		
40	Ab2福祉事務所			○		
41	Ac3福祉事務所	○	—			
42	Ad4福祉事務所	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定
43	Ae5福祉事務所	○	—	○		
44	La1福祉事務所			○		
45	Lb2福祉事務所	○				
46	Lc3福祉事務所		—	○		
47	Ma1福祉事務所					
48	Mb2福祉事務所		○	○		
49	Mc3福祉事務所			○		○
50	Ba1福祉事務所		—			
51	Bb2福祉事務所					
52	Bc3福祉事務所		—	○		
53	Bd4福祉事務所					
54	Be5福祉事務所					
55	Na1福祉事務所			○		
56	Nb2福祉事務所			○		
57	Nc3福祉事務所			○		○
58	Ca1福祉事務所	○		○		
59	Cb2福祉事務所	○		○		
60	Cc3福祉事務所		○	○		○
61	Qa1福祉事務所			○		○
62	Ob2福祉事務所					
63	Oc3福祉事務所					
64	Da1福祉事務所		—	○		
65	Db2福祉事務所					
66	Dc3福祉事務所			○		
67	Dd4福祉事務所		○			
68	De5福祉事務所	○		○		
69	Pa1福祉事務所					
70	Pb2福祉事務所					
71	Pc3福祉事務所					
72	Ea1福祉事務所			○		○
73	Eb2福祉事務所					
74	Ec3福祉事務所			○		
合計		16	11	45	1	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は該当すること、「—」は監査で指摘がなかったことを示す。

事例表 4-(3)-①-i 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析結果に基づく取り組むべき事項が実施方針に盛り込まれていない例

(単位：世帯、%、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (平成17年度平均)	保護率 (平成17年度平均)	ケースワーカー数 (平成17年度)	査察指導員数 (平成17年度)	平成18年度実施方針に記載された、福祉事務所における保護の動向等についての分析内容	平成18年度実施方針に記載すべき事項が記載されていないもの
Lb2 福祉事務所	3,142	31.1	42	6	運営方針は、①稼働年齢層の指導援助の推進、②訪問調査活動の充実、③適正な医療扶助運営、④要援護世帯に対する指導援助の充実、④不正受給等の防止対策の推進、⑤組織的運営管理の推進の5項目で構成されているが、保護の動向を分析したものの記述はない。	保護の動向の分析結果がなく、取り組むべき事項の記載もない。
Sc3 福祉事務所	1,312 (高齢者世帯割合：48.3% (県平均は41.6%)、母子世帯割合：6.4% (県平均は9.4%))	9.3	14	2	高齢者世帯が県平均を上回り、半数以上を占めており、母子世帯、障害者・傷病者世帯は県平均より低く、特に母子世帯については、DVシェルター開設もあり、増加傾向にはあるが、県平均を下回ると記載している。	左の高齢者世帯が半数以上を占めていること、母子世帯が増加傾向にあることについて、取り組むべき事項が記載されていない。
Ae5 福祉事務所	650 (高齢者世帯割合：44.5% (府平均は44.4%)、母子世帯割合：10.3% (府平均は11.1%))	11.1	6	1	○高齢者世帯は徐々に増加しており、今後高齢者世代の増加が十分見込まれる。 ○母子世帯の相談件数が微増の傾向にある等と記載している。	左の高齢者世帯が増加していること、母子世帯の相談件数が増加していることについて、取り組むべき事項が記載されていない。
De5 福祉事務所	969 (母子世帯割合：7.2% (県平均は7.5%))	19.1	12	1	母子世帯やアルコール依存症者・覚醒剤中毒者・精神障害・暴力団関係等の処遇困難ケース等が増えてきており、依然として厳しい状況にあると記載している。	左の処遇困難ケース等が増えてきていることについて、取り組むべき事項が記載されていない。

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(3)-①-ii 前年度に監査で指摘を受けた事項についての要因の分析結果に基づく取り組むべき事項が実施方針に盛り込まれていない例

(単位：世帯、‰、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (平成17年度平均)	保護率 (平成17年度平均)	ケースワーカー数 (平成17年度)	査察指導員数 (平成17年度)	事例の概要
Hc3 福祉事務所	1,925	16.6	19	3	<p>Hc3 福祉事務所は、平成17年度にH県から受けた監査の結果、次の指摘を受けているが、18年度の実施方針には、監査で指摘を受けた事項の要因分析及び取り組むべき事項は記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世帯認定（世帯分離の適用は、①分離の要件を精査の上行うこと、②必ず文書指示・弁明の機会の付与、③分離適用後は分離の効果を把握し、年1回は分離要件を満たしているか否か見直しを実施すること） ○ 資産把握（不動産の存在を把握した場合、内容確認後、保有の容認の可否を判断し、必要な処置を講ずること） ○ 住宅扶助の計上（賃借物件に居住する世帯の住宅扶助の計上は、必ず賃貸借契約の内容を確認すること） ○ 収入申告書及びその挙証資料の精査（収入申告書の受理時は記載内容を確認し、その挙証資料の真偽等について精査すること） ○ 収入・無収入申告書の定期的徴取（定期的な収入のない世帯も年1回は申告書を徴取すること） ○ 実施体制の整備（標準数の確保） ○ 法63条の適用（返還を求める保護費を適切に認定すること、発生した資力と当該資力発生日以降に支給した保護費とを対比させた表を作成して処理すること）
Gb2 福祉事務所	376	7.2	6	1	<p>Gb2 福祉事務所は、平成17年度にG県から受けた監査の結果、①訪問調査が低調（家庭訪問を実施）、②自動車の処分指導（保有する者からの申請は、資産価値等を確認の上処分指導。資産価値を有するものはすみやかに売却）であるとの指摘を受けているが、18年度の実施方針には、監査で指摘を受けた事項の要因分析及び取り組むべき事項は記載されていない。</p>
Dd4 福祉事務所	2,401	11	27	3	<p>Dd4 福祉事務所は、平成17年度にD県から受けた監査の結果、①訪問調査活動の充実（ケースワーカーは、訪問調査を目的意識を持って行い、ケースの実態に応じた訪問計画を策定し、それに沿った訪問調査を実施。査察指導員は、訪問調査活動状況を的確に把握・助言指導を行うなど、その進行管理に努める）、②標準数の確保について指摘を受けているが、18年度の実施方針には、監査で指摘を受けた事項の要因分析及び取り組むべき事項は記載されていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(3)-①-iii 前年度に実施した業務の取組結果の評価・分析結果に基づく取り組むべき事項が実施方針に盛り込まれていない例

(単位：世帯、‰、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (平成17年度平均)	保護率 (平成17年度平均)	ケースワーカー数 (平成17年度)	査察指導員数 (平成17年度)	事例の概要
Da1 福祉事務所	5,617	106.5	83	12	平成18年度生活保護業務実施方針の内容は、①生活保護業務の取り組みについて、②査察指導、③生活保護受給者自立促進事業について、④所内研修の4項目で構成されているが、前年度に実施した業務内容の評価、分析結果及びその結果に基づき改善を図るべき事項の記述はない。
Ab2 福祉事務所	3,979	41.2	30	4	平成18年度業務実施方針の構成は、①訪問調査活動の活発化及び自立助長推進ケースの重点的取組みの強化、②稼働年齢層の社に対する指導援助の推進、③的確な収入の把握と適正な収入認定等全部で14項目で構成されているが、前年度に実施した業務内容の評価、分析結果及びその結果に基づき改善を図るべき事項の記述はない。

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(3)-①-iv 3事項とも盛り込まれていない福祉事務所の例

(単位：世帯、‰、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (平成17年度平均)	保護率 (平成17年度平均)	ケースワーカー数 (平成17年度)	査察指導員数 (平成17年度)	事例の概要
Kb2 福祉事務所	40	0.45	2	1	平成18年度運営方針の内容は、1. 運営方針策定の背景、2. 業務運営にかかる重点目標の2項目で構成されており、業務運営に係る重点目標は、更に①保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底、②継続ケースに対する指導援助の推進、③稼働年齢層に対する就労指導、援助の徹底等8細目について記載されている。 しかし、この運営方針をみると、i) 保護の動向については、「保護世帯の増加が著しい」、「新規・継続を問わず、被保護世帯の抱える問題が多様化している。」のみの記載で、保護の動向、雇用情勢など地域の状況についての分析結果は記述されていない、ii) 前年度の監査の指摘については、前年度に県の監査で指摘を受けた事項についての記述はない、iii) 前年度に実施した業務内容の評価、分析結果及びその結果に基づき取り組むべき事項の記述はない。

(注) 当省の調査結果による。

事例表 4-(3)-② プログラムの導入等に関する事項が盛り込まれていない福祉事務所の例

(単位：世帯、%、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (17年度平均)	保護率 (17年度平均)	ケースワーカー数 (17年度)	査察指導員数 (17年度)	17年度に策定された自立支援プログラム	18年度実施方針に記載すべき事項が記載されていないもの
M c 3 福祉事務所	79	3.8	2	1	就労支援事業活用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度に策定されているプログラムの実施についての記載がない。 実施方針で「医療費扶助率は高率であり、入院患者のうち精神病患者の占める割合が高く、長期入院が大半」と分析しているが、長期入院患者に関するプログラムの導入等に関する事項は記載されていない。
0 a 1 福祉事務所	373 (高齢者世帯割合： 54.2% (県平均は 52.0%))	25.5	5	2	就労支援事業活用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度に策定されているプログラムの実施についての記載がない。 平成 17 年度に策定された左のプログラム以外の今後の自立支援プログラムの導入等に関する事項は記載されていない。なお、0a1 福祉事務所管内における高齢者世帯の割合は 54.2%であり、県平均の 52.0%よりも高く、高齢者の自立支援に関するプログラムの導入等の記載が必要と考えられるが、記載されていない。
E a 1 福祉事務所	170 (高齢者世帯割合： 55.4% (県平均は 49.5%))	9.1	3	2	就労指導・支援プログラム 就労支援事業活用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度に策定されているプログラムの実施についての記載がない。 平成 17 年度に策定された左の 2 プログラム以外の今後の自立支援プログラムの導入等に関する事項は記載されていない。なお、Ea1 福祉事務所管内における高齢者世帯の割合は 55.4%であり、県平均の 49.5%よりも高く、高齢者の自立支援に関するプログラムの導入等の記載が必要と考えられるが、記載されていない。

(注) 当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>(4) 生活保護担当職員の資質向上</p> <p>【制度の概要】</p> <p>ア 生活保護担当職員の資質向上の必要</p> <p>ケースワーカー及び査察指導員の平均在職年数や経験年数の減少、それに伴う能力の低下等の危機的状況が見受けられたため、生活保護制度の適切な運営の確保を図る観点から厚生労働省に置かれた「生活保護担当職員の資質向上に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）により、平成 15 年 3 月「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。提言においては、生活保護制度に対する信頼に大きな影響を及ぼすのは、福祉事務所のケースワーカーや査察指導員であるが、現状では、経験年数が短いケースワーカーやケースワーカーの経験がない査察指導員の割合が増加していることから、必要な知識や対人援助技術等が不足しているとの指摘があるため、生活保護担当職員の資質向上が必要であるとされている。</p> <p>イ 研修の充実方策</p> <p>提言においては、都道府県・指定都市及び中核市がケースワーカーや査察指導員に対して行う研修については、事例研究や演習を主体的に体験させ、うまくできないポイントを学ばせる実践研修プログラム等が必要であり、これら実践研修プログラム等の作成には、厚生労働省が専門家を活用してガイドラインを作成することが望ましいとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が、69 福祉事務所（調査対象 74 福祉事務所のうち、平成 15 年度から 18 年度までケースワーカー数及び査察指導員数が把握できた福祉事務所）におけるケースワーカー及び査察指導員の配置状況並びに 29 都道府県・指定都市（調査対象 20 都道府県及び 9 指定都市）における研修の実施状況等を調査した結果、次のとおり、経験年数が短いケースワーカー及び査察指導員が増加し、また、社会福祉主事の中には専門的科目を履修していない者がみられるなど、生活保護担当職員の資質向上が必要となっている状況がみられる中、厚生労働省において、都道府県・指定都市が実践研修プログラム等を作成するために必要なガイドラインが作成されておらず、また、都道府県・指定都市において、ケースワーカー等が主体的に参加できる研修が実施されていない例がみられた。</p> <p>ア 経験年数が短いケースワーカー及び査察指導員の増加</p> <p>全国の福祉事務所におけるケースワーカー及び査察指導員の配置状況並びに調査対象とした 69 福祉事務所におけるケースワーカー及び査察指導員の配置状況を調査した結果、以下のとおり、生活保護業務の経験年数が短いケースワーカー及び査察指導員が増加している状況がみられた。</p> <p>① 全国の福祉事務所におけるケースワーカー及び査察指導員の配置状況（平成 7 年度、12 年度、15～18 年度）</p> <p>全国におけるケースワーカー数は、平成 7 年度の 9,277 人から 18 年度の 1 万 2,902 人に増加しており、このうち生活保護業務の経験年数が 1 年未満であるケースワーカー数及びその全ケースワーカー数に占める割合は、7 年度の 2,061 人（22.2%）から 18 年度の 3,165 人（24.5%）と 1,104 人、2.3 ポイント増加している。</p>	<p>表4－(4)－①</p> <p>表4－(4)－②</p>

勸告	説明図表番号
<p>一方、全国における査察指導員数は、平成7年度の2,094人から18年度の2,414人に増加しており、このうちケースワーカーを経験していない査察指導員数及びその全査察指導員数に占める割合は、7年度の576人(27.5%)から18年度の553人(22.9%)と23人、4.6ポイント減少しているが、依然として一定の割合を占めている。</p> <p>② 調査した69福祉事務所におけるケースワーカー及び査察指導員の配置状況(平成15年度から18年度)</p> <p>a ケースワーカーの経験年数</p> <p>調査対象69福祉事務所において、生活保護業務の経験年数が1年未満であるケースワーカー数及びその全ケースワーカー数に占める割合は、15年度の265人(23.2%)から18年度の317人(24.5%)と52人、1.3ポイント増加しており、また、経験年数が3年未満であるケースワーカー数及びその全ケースワーカー数に占める割合は、15年度の713人(62.4%)から18年度の814人(62.9%)と101人、0.5ポイント増加している。</p> <p>生活保護業務の経験年数の短いケースワーカーが配置されている福祉事務所の例は下記のとおりである。</p> <p>○ Gc3 福祉事務所(平成17年度:被保護世帯462世帯、保護率5.1%、査察指導員1人、ケースワーカー4人)の例</p> <p>Gc3 福祉事務所では、平成18年度時点でケースワーカー9人が配置されているが、すべて生活保護業務の経験年数が3年未満であり、また、これらのうち8人(88.9%)は経験年数が1年未満となっている。</p> <p>なお、平成17年度時点のケースワーカーは4人で、うち3人(75%)は生活保護業務の経験年数が3年未満となっている。</p> <p>b 査察指導員の経験年数</p> <p>調査対象69福祉事務所における生活保護業務の経験年数が1年未満である査察指導員数及びその全査察指導員数に占める割合は、平成15年度の15人(7.8%)から18年度の18人(8.5%)と3人、0.7ポイント増加しており、また、経験年数が3年未満である査察指導員数及びその全査察指導員数に占める割合は、15年度の49人(25.5%)から18年度の56人(26.4%)と7人、0.9ポイント増加している。</p> <p>生活保護業務の経験年数の短い査察指導員が配置されている福祉事務所の例は以下のとおりである。</p> <p>○ La1 福祉事務所(平成17年度:被保護世帯208世帯、保護率23%、査察指導員1人、ケースワーカー3人)の例</p> <p>La1 福祉事務所では、平成18年度時点で査察指導員が1人配置されているが、その査察指導員の生活保護業務の経験年数は1年未満となっている。なお、平成16年度及び17年度に配置されていた1人は、生活保護業務の経験年数が3年未満となっている。</p> <p>イ 社会福祉主事の資格</p> <p>社会福祉法第15条第6項の規定に基づき、生活保護事務に携わるケースワーカー及び査察指導員は、社会福祉主事でない限り認められていないとされている。社会福祉主事は、特定の業務に任用される者に要求される資格(任用資格)であり、その資格を取得するためには、社会福祉</p>	<p>表4-(4)-③</p> <p>事例表4-(4)-①</p> <p>事例表4-(4)-②</p>

勸告	説明図表番号
<p>法第19条第1項の規定に基づき、社会福祉主事の資格に関する指定科目の履修者等であることが必要とされている。</p> <p>社会福祉主事の資格に関する指定科目については、厚生労働大臣は34科目を指定しており、この中には社会福祉系の大学、短期大学でなければ履修できない科目もあるが、一方で一般の大学、短期大学でも履修できる法学、民法、経済学、社会学等があり、これらのうちの三科目の履修によって社会福祉に関する科目を履修しなくとも社会福祉主事の任用資格は得られることとなっている（三科目の履修によって社会福祉主事となった者を、以下「三科目主事」という。）。</p> <p>厚生労働省が実施した「福祉事務所現況調査」（平成16年10月1日現在）によると、全国における社会福祉主事の資格を有するケースワーカーは8,519人（全国のケースワーカー数の74.9%）であり、査察指導員は2,343人（全国の査察指導員数の77.3%）である。また、ケースワーカーのうち約7割は三科目主事であると言われている（福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書、平成11年3月）。</p> <p>このような状況から、厚生労働省は、三科目主事の資質の向上を図ることが大変重要であるとして、「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質向上について」（平成12年9月13日付け社援第2075号都道府県知事・指定都市市長・中核市長あて厚生省社会・援護局長通知）において、「社会福祉主事に対する新任研修カリキュラム（指針）」を示し、さらに、「社会福祉主事の活用方策等について」（平成15年6月10日付け社援総発第0610001号・社援基発第0610001号都道府県・指定都市・中核市民生主管部局長あて厚生労働省社会・援護局総務課長・福祉基盤課長通知）において、同指針の更なる活用の促進に努めるよう求めている。</p> <p>ウ ガイドラインの策定状況及び実践研修プログラムの実施状況</p> <p>前述のとおり、経験年数が短いケースワーカーが増加しており、また、専門科目を履修していないケースワーカー及び査察指導員が多数存在することから、これらに対する研修の充実が求められている。</p> <p>しかし、今回、当省が、厚生労働省における都道府県・指定都市が実施する研修の充実に向けた取組状況及び29都道府県・指定都市における研修の実施状況を調査した結果、厚生労働省において実践研修プログラム等を作成するために必要なガイドラインが策定されておらず、また、都道府県・指定都市においてケースワーカー等が主体的に参加できる研修が実施されていない例がみられた。</p> <p>○ 都道府県・指定都市が実施する研修の内容</p> <p>29 都道府県・指定都市について、都道府県・指定都市が経験年数1年未満であるケースワーカー及び査察指導員を対象とする研修の実施状況を調査した結果、グループ演習、ロールプレイング研修等のケースワーカーや査察指導員が主体的に参加できる研修が実施されていないものが、ケースワーカーに対する研修については6都道府県・指定都市、査察指導員に対する研修については8都道府県・指定都市みられた。</p> <p>主体的に参加できる研修が実施されていない都道府県・指定都市の中には、演習を実施するためにはテーマ設定等の際に研修実施側の力量が必要であり、実施はなかなか難しいとしている都道府県・指定都市もみられ、厚生労働省によるガイドラインの策定が必要となっている。</p>	<p>表4- (4) - ④</p> <p>表4- (4) - ⑤</p> <p>表4- (4) - ⑥</p>

勸告	説明図表番号
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、生活保護制度に対する信頼性の確保及びケースワーカー等の資質向上に資する観点から、「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」で示されている研修に関するガイドラインを策定し、都道府県・指定都市に示すことにより、ケースワーカー等が主体的に参加できる研修プログラム等が実施されるよう研修の充実を図る必要がある。</p>	

表 4- (4) - ① 「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」の主な内容

① 都道府県市や福祉事務所を設置する町村がケースワーカー及び査察指導員に対して実施する研修に関する、i) 研修体系の作成、ii) 研修プログラムの作成、iii) 研修の時期や頻度の作成、iv) 研修を行う場の作成、vi) 研修を担う人材の養成等について、 <u>国が専門家の活用を含んだガイドラインを作成することが望ましい。</u>
② 国、都道府県市や福祉事務所を設置する町村が実施している資質向上に向けての取組事例が国において集約化される必要がある。
③ 国が開発することが望ましい教材
i) 福祉事務所が所内のケースワーカー及び査察指導員に対して実施する研修における、メンタルヘルス、チームワーク、問題分析と課題形成、プレゼンテーション等を中心とした内容の教材
ii) ケースワーカー及び査察指導員が自ら実施する研修における、ケースワーカー及び査察指導員が判断に困ったり、悩んだりした様々な事例を中心とした内容の教材

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 4- (4) - ② 全国ケースワーカー数及び査察指導員数等 (平成 7 年度、12 年度、15～18 年度)
(単位：人、%)

区 分	平成 7 年度	12 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
ケースワーカー数 (A)	9,277	10,102	11,408	11,944	12,449	12,902
1 年未満 (B)	2,061	2,325	2,840	2,846	3,122	3,165
割合 (B/A)	22.2	23.0	24.9	23.8	25.0	24.5
査察指導員数 (C)	2,094	2,151	2,269	2,307	2,364	2,414
現業未経験 (D)	576	639	593	550	556	553
割合 (D/C)	27.5	29.7	26.1	23.8	23.5	22.9

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 4- (4) - ③ 調査対象 69 福祉事務所におけるケースワーカー数及び査察指導員数 (平成 15～18 年度)

(単位：人、%)

区 分	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
ケースワーカー数 (A)	1,142	1,202	1,264	1,295
1 年未満ケースワーカー数 (B)	265	301	319	317
割合 (B/A)	23.2	25.0	25.2	24.5
3 年未満ケースワーカー数 (C)	713	751	787	814
割合 (C/A)	62.4	62.5	62.3	62.9
査察指導員数 (D)	192	199	207	212
1 年未満査察指導員数 (E)	15	15	23	18
割合 (E/D)	7.8	7.5	11.1	8.5
3 年未満査察指導員数 (F)	49	49	48	56
割合 (F/D)	25.5	24.6	23.2	26.4

(注) 当省の調査結果による。

事例 4－(4)－① 生活保護業務経験年数の少ないケースワーカーの割合が高い福祉事務所の例

(単位：世帯、‰、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (平成 17 年度平均)	保護率 (平成 17 年度平均)	ケースワーカー数 (平成 17 年度)	査察指導員数 (平成 17 年度)	事例の概要
Gc3 福祉事務所	462	5.1	4	1	平成 18 年度時点でケースワーカー 9 人を配置しているが、すべて経験年数が 3 年未満、しかも、このうち 8 人 (88.9%) は経験年数が 1 年未満となっている。 なお、平成 17 年度時点のケースワーカーは 4 人で、うち 3 人 (75%) は経験年数が 3 年未満となっている。
Mc3 福祉事務所	79	3.49	2	1	平成 18 年度時点でケースワーカー 2 人を配置しているが、経験年数は、2 人とも 1 年未満となっている。 なお、平成 16 年度と 17 年度に配置されていたケースワーカー 2 人は、いずれも経験年数 3 年以上であり、18 年度の人事異動で経験年数の少ない者が配置されたものとみられる。

(注) 当省の調査結果による。

事例 4－(4)－② 生活保護業務経験年数の少ない査察指導員の割合が高い福祉事務所の例

(単位：世帯、‰、人)

福祉事務所	被保護世帯数 (平成 17 年度平均)	保護率 (平成 17 年度平均)	ケースワーカー数 (平成 17 年度)	査察指導員数 (平成 17 年度)	事例の概要
La1 福祉事務所	208	23	3	1	平成 18 年度時点で査察指導員を 1 人配置しているが、その経験年数は 1 年未満となっている。 なお、平成 16、17 年度に配置されていた 1 人は、経験年数が 3 年未満となっている。
Ja1 福祉事務所	58	1.36	3	1	平成 18 年度時点で査察指導員を 1 人配置しているが、その経験年数は 1 年未満となっている。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (4) - ④ 厚生労働大臣の指定する科目 (34 科目)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学

(注) 昭和 25 年厚生省告示第 226 号に基づく。

表 4- (4) - ⑤ 3 科目主事の資質向上について、厚生労働省が発出した通知

「社会福祉主事の資格に関する科目指定の告示の一部改正及び社会福祉主事資格認定講習会の指定基準の一部改正について」(昭和 56 年 3 月 2 日付け社庶第 30 号厚生省社会局長通知) (抜粋)

「大学等において指定科目を修めて卒業し、任用された社会福祉主事のうち、社会福祉専門科目を履修していない者については社会福祉主事資格認定講習会において必要な科目を履修させるなど、その研修訓練について十分に配慮されたい。」

「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質向上について」(平成 12 年 9 月 13 日付け社援第 2075 号) (抜粋)

「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者(いわゆる 3 科目主事)につきましても、資質の向上を図ることが大変重要であると考えております。

これらの者に対する資質の向上につきましては、「社会福祉主事の資格に関する科目指定の告示の一部改正及び社会福祉主事資格認定講習会の指定基準の一部改正について」(昭和 56 年 3 月 2 日社庶第 30 号厚生省社会局長通知)をもって、大学等において指定科目を修めて卒業し任用された社会福祉主事のうち、社会福祉専門科目を履修していない者については、社会福祉主事資格認定講習会において必要な科目を履修させるなど、その資質向上を図るようお願いをしてきたところであります。

今般、この研修会等に役立てていただくため、別添のとおり、研修課程の指針を策定いたしました。今後、いわゆる 3 科目主事の資質向上を図るための研修会等を実施する際には、この指針を御活用いただきますとともに、その積極的な実施につきまして御配慮をお願いします。」

※ 「社会福祉主事に対する新任研修カリキュラム(指針)(研修過程の指針)は、社会保障論、社会福祉概論、社会福祉各論、生活保護業務論、社会福祉援助技術論、福祉事務所運営論で構成されている。

「社会福祉主事の活用方策等について」(平成 15 年 6 月 10 日付け社援総発第 0610001 号、社援基発第 0610001 号) (抜粋)

「社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する社会福祉主事(いわゆる 3 科目主事)については、引き続きその資質向上を図る観点から、同項第 2 号に規定する講習会への受講促進を積極的に行うとともに、「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質向上について」(平成 12 年 9 月 13 日付け社援第 2075 号)において策定された「社会福祉主事に対する新任研修カリキュラム(指針)」の更なる活用の促進に努めること。」

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 4-(4)-⑥ 主体的に参加できる研修を実施していない都道府県等が実施する研修内容等（平成 18 年度）

区分	都道府県等	研修名	対象者	研修内容	事例研修及び演習の実施の有無
新任ケースワーカーに対する主体的に参加できる研修が実施されていないもの	S 県	新任地区担当員研究協議会	経験年数 1 年未満のケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度について ソーシャルワークとは 疾病の基礎知識 	未実施
		第 1 回地区担当員研究協議会	ケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援 自立支援プログラム 	
		第 2 回地区担当員研究協議会	ケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> アルコール依存症 精神障害者の自立支援 	
		第 3 回地区担当員研究協議会	ケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援 自立支援プログラム 	
	I 県	福祉事務所地区担当員等初任者研修会	経験年数 1 年未満のケースワーカー及び事務担当者	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護実施上の基本的事項 生活保護の決定・実施及び事務処理 ケースワークの実務と課題 	未実施
	T 県	生活保護現業職員新任研修	経験年数 1 年未満のケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の概要と動向 他法他施策の活用 医療扶助運営要領 介護扶助運営要領 ケース記録 保護の決定・実施 資産活用・扶養義務 世帯認定・実施責任 最低生活費の認定 収入認定 	未実施
		生活保護現業職員現任研修	ケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ドメスティックバイオレンスと児童虐待 多重債務への相談支援 	
福祉事務所新任職員研修		福祉事務所職員である期間が 1 年未満の者	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉概論 生活保護 地域福祉 人権同和問題 地域保健 児童福祉 母子福祉 障害福祉 戦没者遺族等の援護 		

区分	都道府県等	研修名	対象者	研修内容	事例研修及び演習の実施の有無
				<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健 ・国民健康保険 ・年金制度 ・高齢者福祉・介護保険 	
	O県	新任生活保護現業研修会	経験年数1年未満のケースワーカー及び医療担当	・保護の実施要領、医療扶助運営要領、他法他施策の取扱いについて	未実施
		自立支援プログラム実施説明会	福祉事務所の生活保護行政担当者（中核市を除く。）	・自立支援プログラム（特に就労支援事業）の実施に関する説明	
		生活保護事務連絡	福祉事務所長、査察指導員、担当者	・次年度の実施要領、医療扶助運営要領の改正点の説明会及び問題点についての協議	
	D県	新任ケースワーカー研修会	経験年数1年未満のケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査活動について ・人権・同和問題について ・医療扶助について ・介護扶助について ・ケース記録等の書き方について 	未実施
	P県	県市生活保護担当新任ケースワーカー研修	経験年数1年未満のケースワーカー	・ケースワーカーの心構え	未実施
		県市ケースワーカー研修	ケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度について ・面接技法について ・年金制度について ・障害者自立支援法 	
新任査察指導員に対する主体	Qb市	生活保護査察指導員研修	査察指導員	・査察指導のあり方について	未実施
	S県	新任査察指導員研究協議会	経験年数1年未満の査察指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース審査について ・審査請求について 	未実施
	T県	生活保護査察指導員新任研修	経験年数1年未満の査察指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の概要と動向 ・他法他施策の活用 ・医療扶助運営要領 ・介護扶助運営要領 ・ケース記録 ・査察指導の役割・実務 ・T県ホームレス自立支援等実施計画 	未実施

区分	都道府県等	研修名	対象者	研修内容	事例研修及び演習の実施の有無
的に参加できる研修が実施されていないもの				・ホームレスの自立支援対策	
		生活保護 査察指導員 現任研修	査察指導員	・福祉事務所と警察の連携について ・児童虐待の現状と法律扶助制度について	
	M県	生活保護 担当者連絡会	生活保護担 当者	・年金の免除申請について ・女性（DV）相談と保護の実施機関の 連携について ・生活保護制度及び動向について ・自立支援プログラムの進捗状況につい て ・質疑応答 ・情報交換	未実施
	B県	生活保護 主管課長 会議	課長、査察 指導員	・生活保護運営計画の策定について ・施行事務監査実施計画について ・研修計画について ・基準改定について ・実施要領の改正等について	未実施
	N県	福祉事務 所査察指 導員研修 会	査察指導員	・暴力団情勢及び生活保護行政に係る暴 力団照会手続き等 ・全国生活保護査察指導員研究協議会報 告 ・情報交換	未実施
		新任査察 指導員研 修会	経験年数1 年未満の査 察指導員	・保護の動向及び指導監査について ・査察指導業務について ・医療扶助について ・介護扶助について ・福祉事務所の先輩として新任査察指導 員に望むこと	
	D県	査察指導 員研修会	査察指導員	・平成17年度監査結果と課題について ・障害者自立支援法について ・生活保護運営上の留意事項について ・自立支援プログラムについて ・平成18年度監査委員事務局定期監査 について	未実施
	Dc市	査察指導員に対する研修を実施していないが、新任査察指導員については、D県が開催する「新任査察指導員研修会」に参加させている。			未実施

(注) 当省の調査結果による。